

平成24年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月8日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町長の施政方針	8
○町政に対する一般質問	14
5番 関口雅敬君	14
2番 村田徹也君	25
7番 齊藤 實君	32
1番 岩田 務君	38
9番 新井利朗君	41
3番 板谷定美君	45
6番 大島 瑠美子君	47
○町長提出議案の報告及び一括上程	50
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	51
・議案第1号 長瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第2号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第3号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第4号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第5号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第6号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第7号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	

○延会について	6 9
○次会日程の報告	6 9
○延 会	6 9



3月9日（金）

○開 議	7 3
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 3
○議事日程の報告	7 3
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第8号 平成24年度長瀬町一般会計予算	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	1 1 6
・議案第9号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	1 1 9
・議案第10号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	1 2 1
・議案第11号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第12号の説明、採決	1 2 3
・議案第12号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第13号の説明、採決	1 2 4
・議案第13号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 2 4
・請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願	
○総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 5
○閉会について	1 2 6
○町長あいさつ	1 2 6
○閉 会	1 2 7

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第7号

平成24年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月2日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成24年3月8日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成24年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成24年3月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 5番 関 口 雅 敬 君
 - 2番 村 田 徹 也 君
 - 7番 齊 藤 實 君
 - 1番 岩 田 務 君
 - 9番 新 井 利 朗 君
 - 3番 板 谷 定 美 君
 - 6番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
 - 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島	勉	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君	
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（大澤タキ江君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成24年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大澤タキ江君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤タキ江君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大澤タキ江君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年11月から平成24年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月22日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会役員会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

平成24年1月7日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長新井利朗君、広域市町村圏組合議会議員齊藤實君ともども出席いたしました。

1月16日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月19日に、秩父地域議長会の「正副議長及び事務局長合同研修」が開催され、春日部市の埼玉県東部地域ふれあい拠点施設と越谷市議会を副議長新井利朗君、事務局長ともども視察いたしました。

1月25日に、秩父地方庁舎で「第13回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

2月15日に、さいたま市の埼玉教育会館で埼玉県町村議会議長会の「正副議長及び事務局長合同研修会」が開催され、事務局長ともども出席いたしました。

3月1日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会の「平成23年度定期総会」が開催され、

出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。本日、3月定例議会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成24年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

国の情勢につきましては、2月17日に閣議決定いたしました消費税増税を含む社会保障と税の一体改革大綱は、「今後5年をめどに、次の改革を実施するための法制上の措置を講じる」と明記され、消費税10%が実現しても、政府の財政健全化目標を達成するにはなお消費税約6%分の財源が不足し、さらに民主党が目指す年金改革の実施時には最大7%程度の財源が必要との試算も公表されました。消費税増税で財政健全化目標を達成し、年金抜本改革も果たすとすれば、消費税は先行き23%程度まで上げなければならないという計算になり、今の疲弊した日本経済に深刻な打撃を与えるものと思います。

こうした消費税増税の政局により、衆議院解散・総選挙も今年中に予想されますが、衆議院小選挙区の「1票の格差」は「違憲・違法状態」に陥ることとなり、最高裁の「違憲状態」判決から1年近くたっても結論を出せない国会の怠慢は「何も決められない政治」を象徴しており、このまま解散・総選挙になれば、選挙結果に対し無効判決が出る可能性も否定できない、まことに異例の事態となっているところでございます。

町では、こうした国の情勢に左右されることなく、町民の皆様のご不安を少しでも解消していくため、安心・安全に暮らしていけるまちづくりを進めることが必要と考え、日々取り組んでいるところであります。なお、町政の基本方針等は施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

さて、ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、地域整備観光課関係について申し上げます。秩父路に春を告げるお祭りとして、恒例となりました「長瀬祭り」が3月4日に宝登山山ろくで行われ、大勢の観光客の皆様にご来町いただきました。

また、昨年5月に「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の改訂第2版が刊行され、長瀬宝登山神社が星1つをいただきましたことは記憶に新しいところでありますが、ことしの1月下旬の発表によりますと、ミシュランは、日本に関する旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」英語版改訂第2版の出荷を始めたとの発表がありました。1月2日から北米、2月1日からイギリスで、2月中旬から日本で、そして3月15日からアジア・オセアニア地域で順次出荷地域を拡大していく予定とのことです。英語版は、発行地域や利用される方の総数がフランス語版と比較にならないくらい大きいと考えられます。長瀬観光にとって、誘客数増加に大きな期待がかけられているところであります。

最後に、教育関係でございますが、毎年恒例の成人式を1月8日に行い、新たに92名が成人の仲間入りをいたしました。ご案内のように、昨年度から会場が有隣倶楽部となり、2年目となったことは、施設もより整備され、また天候にも恵まれ、華やかな中にも厳粛に式典を実施することができました。議員の皆様には、ご出席をいただき、ともに成人の門出を祝っていただき、大変ありがとうございました。

次に、例年実施しております「長瀬町スポーツ賞授与式」を去る2月25日に行い、本年度各種大会で優秀な成績をおさめた、金賞、個人5名、小学生2名、中学生2名、大学生1名、団体1団体、ソフトボールスポーツ少年団と、銀賞、個人4名、中学生4名、団体2団体、中学校の男女剣道部に対し、その功績をたたえたところでございます。

次に、学校施設関係ですが、ご案内のように、今年度、第二小学校校舎と第一小学校屋内運動場の耐震化及び大規模改修工事、第二小学校校舎屋上への太陽光発電設備の設置、3校の普通教室等へのエアコンの設置等を実施いたしました。これにより、3校すべての校舎、屋内運動場の耐震化を図り、安全で安心な施設にリニューアルすることができたところでございます。

最後に、今後の予定でございますが、3月11日には恒例の公民館・ホーム祭りを中央公民館で開催いたします。昨年度は、東日本大震災の発生直後と重なりまして、急遽中止の措置をとった経緯がございます。一昨年以来の開催となりますので、利用団体の皆さんの日ごろの訓練等の成果と作品展示や舞台発表ということでごらんをいただけたらと思います。また、模擬店の出店もありますので、議員の皆様には、ぜひお時間をおつくりいただきまして、お出かけいただきますようご案内申し上げます。

最後に、小中学校の卒業式、入学式につきましては、既に各学校からご案内が届いていることと存じます。児童・生徒の成長した姿をご激励いただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の新規案1件、一部改正案3件、補正予算案3件、新年度予算案4件、人事案件2件、合わせて13議案であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれにしても、町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 野口健二君

5番 関口雅敬君

6番 大島瑠美子君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの5日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの5日間とすることに決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町長の施政方針。

町長、施政方針をお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 本日ここに、平成24年第1回長瀬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご健勝にてご出席を賜り、お礼申し上げます。また、日々町政の進展にご尽力いただいておりますことに対し、敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第でございます。

平成24年度の当初予算案を初め諸議案のご審議をお願いするのに先立ちまして、新年度に当たりましての町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策などについて申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年発生いたしました東日本大震災による深刻な景気の悪化は、復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えし、緩やかに持ち直しが転じましたが、急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が雇用の持ち直しを緩やかなものにしておりまして、景気の回復は依然として厳しい状況となっております。

地方財政計画では、地方税の伸びを前年度に対し微増と見込んでおりますが、地域経済動向によると、地方経済は依然として景気低迷が続いており、大幅な町税の伸びは期待できない状況にあります。一方、歳出においては、人口減少・少子高齢社会に向けた社会保障経費や消防防災に関する経費などの増加が見込まれております。このような非常に厳しい状況下においても、的確に住民のニーズを把握し、限られた財源の中でサービスの維持・向上に努めていかなければなりません。

平成24年度当初予算の編成に当たりましては、住民生活に直結した子育て・教育の充実や地域防災体制の整備といった優先順位の高い事業を中心に、限られた予算を効果的、重点的に集中させて第4次長瀬町

総合振興計画を着実に推進することといたしました。そのため、すべての事業について、住民サービスの維持・向上に配慮しつつ、行政関与の必要性、公平性及び有効性の観点から精査し、堅実な行財政運営を実施したいと考えております。

それでは、平成24年度における主要施策についてご説明を申し上げます。

初めに、「町民と行政の協働によるまちづくり」について申し上げます。

今後、「地域主権」の推進や少子・高齢化の進展などに伴い、ますます複雑多岐にわたる町民ニーズに対応するとともに、効果的、効率的な行財政運営を行うため、行政と町民の皆様の創意と活力による協働のまちづくりを進めてまいります。

特に窓口業務の開庁に当たりましては、引き続き住民サービスの向上を図るため、毎月2回、金曜日の夜間と毎月最終日曜日に実施してまいります。

また、行政情報の提供を充実していくため、「広報ながとろ」や町のホームページなどを活用した情報提供を推進してまいります。

「まちづくり推進体制の整備」では、まちづくりの主役である町民の皆様から幅広く町政へのご提言などをいただき、町政に反映させるため、「町への提案制度」を行うとともに、職員の事務改善を促すため「職員提案制度」を充実してまいります。

また、各種委員の公募や女性の積極的な登用、審議会などの会議の公開のほか、町民の皆様が心豊かでふれあいのある住みよい地域社会を築くためのコミュニティ協議会への活動支援、各行政区が行う環境整備事業に対し助成する地域振興対策事業補助金制度、さらに町民の皆様が自主的に行う地域づくり事業や社会福祉事業などの公益性のある事業を支援する共催・後援事業補助金制度などを引き続き実施してまいります。

「定住自立圏構想」では、「集約とネットワーク」の観点のもと、秩父地域1市4町がさまざまな分野で相互に連携・協力し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培うことで魅力あふれる地域づくりを目指します。

本年度は、圏域全体の生活改善機能の強化を図るため、医療体制の充実と秩父圏域の強みを生かした観光による地域の活性化を目指すとともに、圏域内の自治体職員の資質を向上させ、マネジメント能力を強化するため、専門家の方をお招きして圏域全体を活性化する取り組みを推進してまいります。

次に、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、「交通体系の整備」は、町民生活に最も密接した生活基盤として重要な役割を担うものであり、その整備、改良は快適な生活を送る上で必要不可欠なものであります。町内の全域にわたり、町道の改良、舗装の修繕、側溝の敷設など積極的に整備を進めてまいります。

また、産業の振興や活力あるまちづくりのためにも、国道140号や県道の改良事業を県に要望してまいります。

「交通安全対策」では、町民の皆様の交通安全意識の高まりや関係団体の皆様による啓発活動のご努力により、交通事故件数は低い水準で推移しております。今後も、交通事故の撲滅・抑止を目指し、各種交通安全推進団体との連携による交通安全の啓発に努めるとともに、通行危険箇所や交通事故の発生が懸念される場所にガードレール、カーブミラー、道路照明灯を設置するなど交通安全施設整備に努め、交通事故のないまちづくりに取り組んでまいります。

また、国・県道の歩道と車両を分離する自歩道整備事業は、交通弱者に配慮した非常に重要な施策と考

えております。当町においては、未整備箇所がまだまだ多くありますので、今後も引き続き県に対して強く要望してまいります。

「防犯対策」では、町民一人ひとりの防犯意識の高揚や自主防犯組織の育成・支援に努めるとともに、警察や関係団体との連携により地域防犯機能を強化し、地域の自主防災・防犯組織や交通指導員、各種ボランティア団体などによる防犯パトロール活動を行ってまいります。

「住環境の整備」では、住宅に困窮している低所得者が快適な環境の中で安全で安心して暮らせるよう、町営住宅の適正な維持管理を行います。

さらに、定住人口の増加を図るため、「長瀬町若者定住促進宅地分譲事業」を引き続き推進してまいります。

「危機管理対策の推進」では、当町は、自然環境に恵まれている一方で、河川の護岸の侵食や崩壊なども多いことから、水路整備・護岸整備を行うとともに、荒川や砂防指定地の流路の整備、改修などを県に要望してまいります。

また、土砂災害から町民の皆様の生命、身体及び財産を守るため、県による「土砂災害防止法に基づく基礎調査」が町内各地区で実施されております。さらに、井戸地区では急傾斜地崩落対策事業が進められており、町としても地域住民の安全確保のために県に対して協力してまいります。

さらに、町民の皆様の安全な暮らしを守るため、防災行政無線のデジタル化や消防自動車の更新などの消防防災設備や資機材の充実、消防防災活動の支援に努めます。特に火災発生時に有効な消火活動が行えるよう、地域防災の中核として活動する消防団の活性化を図ってまいります。

また、台風や地震などの自然災害に備え、非常食などを備蓄するとともに、地域防災体制を強化するため、自主防災組織の育成・支援のための防災訓練や防災備品の整備に対して補助制度を創設するとともに、町民の皆様に対し、防災意識の啓発に努めてまいります。

「自然環境の保全、景観形成」では、当町は全域が県立長瀬玉淀自然公園に指定されており、歴史や文化を踏まえ、水と緑を生かした美しい景観の保全に努めるとともに、ハナビシソウ園を初め多くのボランティアや町民参加による花いっぱい運動を展開し、地域景観を花と緑で美しく保ち、年間を通して花を楽しむよう、美しいまちづくりを推進してまいります。

また、国際的な環境問題となっている地球温暖化の大きな要因の一つである温室効果ガスの抑制に努めるため、当町では住宅用太陽光発電システム及び高効率給湯器の設置に対する補助を行うなど各種事業に取り組んでまいります。

「環境衛生の推進」では、行政区の協力を得ながら春と秋に行う「ごみゼロ運動」により地域美化清掃運動を実施するとともに、不法投棄パトロールによる撤去作業なども実施し、美しいまちづくりに努めてまいります。

また、ごみ処理につきましては、生ごみ処理機の購入補助を初め、アルミ缶など有価物回収奨励金制度によりごみの減量化、資源化を引き続き図ってまいります。

下水道区域以外の生活環境の向上と水質保全を図るため、浄化槽の新設、既設の単独浄化槽やくみ取り式から合併処理浄化槽への転換を行う方に対し、補助金を交付いたします。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」について申し上げます。

まず、「高齢者の福祉」では、当町の高齢化率は30%と、約3人に1人が高齢者となりました。これに伴い、身体的機能の低下や認知症により日常生活を行うことが困難な高齢者が増加するため、介護保険制

度などを活用し、福祉の充実を図っていく必要があります。このため、平成23年度に策定した「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各種の高齢者施策を推進してまいります。

「障害者福祉」では、障害者が安心してサービスを利用し、地域の中で生活していくことができるよう支援してまいります。

今後、「障害者自立支援法」にかわる新たな制度改正が予定されております。特に平成24年4月からは、県の事務であった障害児の通所施設の利用決定などに関する事務やサービス利用計画書の作成事務などが市町村に義務づけられます。このため、平成23年度に改定した第3期障害福祉計画に基づき、障害者のニーズに的確に対応できるよう、サービス提供体制の強化を図ってまいります。

「児童福祉」では、少子化対策が最も重要な課題であると認識しておりますので、次世代育成支援行動計画に基づき、全庁を挙げて子育てを総合的に支援してまいります。

まず、保育の充実であります。子育てに係る経済的な負担を軽減し、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、平成24年度も保育料を据え置きといたしたいと思っております。

さらに、放課後児童クラブ2カ所の運営と民間の放課後児童クラブ1カ所に対する助成を継続し、保護者が安心して働くことができるよう、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、子育て中の保護者が孤立することなく、ゆとりを持って子育てができるよう、子育て総合窓口の設置や子育て相談、子育て訪問事業などを充実させるとともに、地区ごとに子供の遊び場、町民の憩いの場としてのコミュニティ広場の設置を順次検討してまいります。

さらに、中学校卒業前までのお子さんを養育している保護者に対し、子供のための手当を支給し、次代を担う子供たちの健全育成を図ってまいります。

「こども医療費支給事業」では、医療費の一部助成を中学校卒業まで行っておりますが、引き続き、乳幼児、児童生徒の保健向上及び子育てにかかわる経済的な負担軽減を実施いたします。

なお、こども医療、ひとり親家庭等医療、そして重度心身障害者医療を加えました福祉3医療制度の秩父郡市医師会管内での窓口払い廃止については、秩父郡市1市4町で平成25年4月からの実施に向けて協議を開始いたします。

「健やかな健康づくり」では、町民の健康の保持増進を図るため、各種がん検診や予防接種、乳幼児の定期健診、母子保健事業などを実施してまいります。

特に子宮頸がん予防ワクチン・H i bワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の全額補助を昨年に引き続き実施いたします。

さらに、75歳以上の高齢者には高齢者肺炎球菌予防接種の一部補助を実施するとともに、65歳以上の高齢者や中学3年生に対し、インフルエンザ予防接種の一部補助を引き続き実施してまいります。

人間ドックにつきましても、昨年度に引き続き、40歳以上の国民健康保険加入者と埼玉県後期高齢者医療保険加入者を対象に一部助成を実施してまいります。

「介護予防対策」では、介護認定で非該当となった方や虚弱な方を対象に、筋力アップや口腔機能・栄養改善などを複合的に取り入れ、身体的な機能の維持や向上を図れるよう、2次予防事業を実施してまいります。

また、一般の高齢者には、地区公会堂などの身近な場所を会場として、元気モリモリ体操の普及や認知症サポーター養成講座などを実施し、これからも地域の中で健康で心豊かな生活を送ることができるよう、元気高齢者の育成を図ってまいります。

「地域保健福祉の充実」では、だれもが心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する必要があります。町民の一人ひとりが地域ぐるみで福祉活動に参加していただくことが重要であります。そのため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の育成や活動を積極的に支援してまいります。

また、団塊世代を含む高齢者が、就業を通じて、健康で生きがいを持ち、心にゆとりのある生活を送ることができるよう、シルバー人材センターへの支援も引き続き実施してまいります。

「保険制度の適正な運営」では、特定健康診査と特定保健指導の効果的、効率的な受診、指導を推進するとともに、だれもが安心して医療を受けられる保険体制の安定化を推進してまいります。

次に、「活力ある産業を育てるまちづくり」について申し上げます。

まず、「農林業の振興」では、観光地長瀬の特色を生かした農業を推進し、後継者の育成と遊休農地の解消を促進してまいります。

また、近年多発している有害鳥獣による農産物の被害を最小限に抑えるための防護施設の奨励や有害鳥獣の捕獲を実施してまいります。

林業におきましては、森林の総合利用の推進を図りながら適切な林道管理を実施してまいります。

宝登山「四季の丘」事業では、平成23年度までに9団体のご協力により、広葉樹の植栽や下草刈りを実施していただきました。今後も、各団体がボランティアで作業を実施していただく予定となっているところでございます。

「商工業の振興」では、町内産業の活性化を図るため、町内の商工業者の経営の安定や育成指導などに当たっている長瀬町商工会に対し支援をしております。

また、厳しい経済状況下における中小企業の経営安定を図るため、商工業者が商工業施設の整備拡充、経営改善、その他経営に必要な資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合、町が利子補給を行い、商工業の健全な発展を推進してまいります。

「消費者の保護」では、消費生活センターなどの関係機関と連携し、消費者生活相談などの業務の充実を図るとともに消費者団体の育成支援に努めてまいります。

また、現在の雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。このため、緊急雇用創出事業を活用して雇用・就業機会の創出に努めてまいります。

「魅力ある観光地づくり」では、当町が埼玉県内の観光地として初めて「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」に掲載されたことや秩父地域が日本ジオパークに認定されたことを追い風とし、国や県の助成制度を積極的に活用して、ハイキングコースの整備、新たな観光資源の開発など、埼玉県を代表する観光地としてさらなる魅力アップを図ってまいります。

また、長瀬町観光協会に対しては、引き続き支援を行うとともに、連携をより一層密にし、きめ細かな情報発信や観光宣伝イベントを通じ、外国人を含めた観光客の誘客を図ってまいります。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

まず、「ふれあいと個性を伸ばす学校づくり」では、新学習指導要領の本格実施に伴い、趣旨の周知・徹底を図り、理解を深めるとともに、授業時数の確保のため、開校記念日を課業日とするほか、各学期に1回程度、土曜日授業を実施してまいります。

また、小中学校教育の改善及び充実に努めるとともに、地域全体で学校教育を支援する体制を構築いたします。

「教育支援」では、保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園への就園奨励費の助成を引き続き行うとともに、就学児童・生徒に対しては、経済的に恵まれない家庭への補助制度などを実施してまいります。

また、昨年度から導入しました「小中学校入学祝金支給事業」「小中学校給食費補助事業」「中学生通学費補助事業」の3事業についても、子育て支援策として継続して実施してまいります。

「学習補助・人的支援」においては、不登校児童・生徒や児童虐待など、問題を抱える子供たちへのきめ細かな人的支援策として、引き続き中学校へ「さわやか相談員」を配置するとともに、「特別支援教育学校支援員」と「学習・生活補助員」を小・中学校に配置します。

児童・生徒の安全を確保するため、町民ボランティアによる学校パトロールの充実を図ります。

また、日没の早い秋から冬にかけて、山道を1人で下校する矢那瀬地区の児童の安全対策のため、車による下校を支援いたします。

「教育施設整備」では、第一小学校のトイレ改修工事、中学校体育館の床改修工事を実施いたします。

学校給食センターにおいては、厨房機器の整備を計画的に行い、安心して安全な給食の供給と調理員の作業環境の改善を図ってまいります。

「社会教育施設」では、総合グラウンド、国指定重要文化財旧新井家住宅の一部修繕を実施し、町民の利用や公開に利便を図ってまいります。

また、旧新井家住宅の活性化の一環として、施設の特質を生かし、民間活力を導入した事業の実施を進めてまいります。

「青少年育成活動」では、「青少年健全育成長瀬町民会議」を核に、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、関係機関と連携した地域ぐるみの取り組みを推進してまいります。

学校応援団では、一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域との連携をさらに強め、「地域みんなで育てる子ども」「地域みんなで支える学校」の具現化に向けた活動が展開されるよう努めてまいります。

「人権教育の推進」では、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深めるため、教職員を対象とした研修会の開催を初め、児童・生徒を対象とした学校人権教育、町民を対象とした社会人権教育の充実に努めてまいります。

「歴史と文化の伝承」では、町民の自主的、創造的な文化活動を育成支援していくため、文化団体への活動支援を初め、文化展や公民館まつりなど活動成果の発表、利用者同士の交流の機会を提供してまいります。

以上のような施策を盛り込み、平成24年度の当初予算案の編成を行いました結果、その規模は、一般会計28億9,678万7,000円、対前年度伸び率5.2%の減、国民健康保険特別会計9億4,692万5,000円、対前年度伸び率9.6%の増、介護保険特別会計6億1,777万4,000円、対前年度伸び率6.0%の増、後期高齢者医療特別会計8,424万6,000円、対前年度伸び率1.3%の増となりまして、一般会計と国民健康保険特別会計などの3つの特別会計を合わせ、45億4,573万2,000円、対前年度比0.9%の減となりました。

以上、平成24年度の予算編成と町政運営の基本的な考え方、主要施策の概要につきましてご説明を申し上げます。今後も、社会情勢の変化に的確に対応できますよう、あらゆる工夫を重ね、財源の確保と歳出削減に取り組むとともに、町民のニーズや新たな行政課題に適切に対処するため、改革の実践と行政サービスの向上に全職員と一丸となって取り組んでまいります。

議員各位を初め、町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。どうもありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたさせます。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは、最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに、長瀨町地域防災計画について町長へお伺いをいたします。埼玉県では、昨年3月11日に発生した東日本大震災で明らかになった課題について、その対策を盛り込むなど、埼玉県地域防災計画を11月に改正しました。当町でも、東日本大震災を教訓として長瀨町地域防災計画の見直しが行われていると思いますが、どんな改正がなされているのか、状況を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 長瀨町地域防災計画についてのご質問にお答えいたします。

長瀨町地域防災計画の現状でございますが、町内で地震、風水害、さらに事故などが発生した場合を想定いたしまして、町民の生命、身体、財産を保護するために必要な事項を定めております。また、本町の地域防災計画は、震災編、風水害編、事故編から構成されており、3編とも平成20年3月に改定してございます。

このたび、埼玉県が平成23年11月に修正いたしました埼玉県地域防災計画の説明会が1月に危機管理防災センターで行われ、担当職員が出席してございます。今回の東日本大震災では、帰宅困難者対策として、駅周辺の公共施設の開放、県外の原子力発電所の事故による放射能汚染への対応、被災地からの避難者受け入れなど、地域防災計画では想定していない事態への対応が求められました。

この点を踏まえ、県では見直しが行われましたが、当町におきましても、この東日本大震災を教訓といたしまして、地域防災計画の修正を平成24年度に行う予定で資料、情報等の収集を始めております。地域防災計画の修正について検討を要する分野でございますが、県と同じように、帰宅困難者対策、備蓄品の見直し、放射能汚染対策、避難所の設置、運営等で、基本的な考え方は、東日本大震災で明らかになった課題について、その対策を地域防災計画に盛り込み、自助、共助、公助の連携とそれぞれの役割を再確認し、長瀨町の防災力の向上を図るものと考えております。なお、見直しは、原案をもとに役場内で検討し、関係機関への意見照会やパブリックコメントを行い、県に報告した後、防災会議で決定し、終了するという流れとなっております。

以上でございます。

〔「町長の考えはないのか」「通告が総務課長になっています」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 総務課長です。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 失礼しました。私のちょっとミスで。

それでは、再質問をさせていただきます。今の総務課長の答弁は、もう私が以前から何回も質問をしているけれども、必ずこういう質問をすると、その次にそろそろ検討をするのだという話、県も、県の防災計画の見直しなんていうのはもうわかっていることなので、同時に長瀨町として計画をつくる必要があるのではないかと。

去年のこの3月議会を思い出してください。あの3月11日、ここで会議をやっていました。そのときに、皆さん、右往左往するだけで統制がとれていないです、この中だけだって。あっちに行く人がいて、こっちに行く人がいて、エレベーターはとまり。そういうのをもう経験しているのだから、非常に怖い経験をしているのだから、リーダーシップもあのおとき発揮、時間がたつて外部のほうが見えてくるのは、たしか一生懸命やってくれたと思います。そういうのをもとに、早くやらなかったら、24年度中にやりますという答えはいいです。だけれども、実際に、地震は今本当にすぐ起こるかもしれない、もうテレビでも報道されているではないですか。今、富士河口湖町なんかすごいです。小さい地震は毎日テレビやラジオでも流れてくる、そういったことがあるのだから、早くしないと。

それで、私は防災計画で質問しようとしたのだけれども、まだ防災計画はこれから検討するのだということなので、ではまた細かく聞いていきましょう。細かくすると、まだ以前私がお願いしたことも多分やっていないと思います。特に、では言いますよ、総務課長、避難場所の確認はできているのでしょうか。34カ所指定してある、いざとなったら自分たちの地域は自分たちで守るということで、地域防災がそろそろ進んできて、区長会のほうも動いて、前回五区で避難訓練をやったという発表をしているけれども、町として避難所の確認はしてあるのかどうか。その避難所に、どんな防災に対して一歩打っているか。

それから、以前から私が話していますけれども、緊急連絡網、町に携帯電話が1台買ってある、だけれども、それは緊急時に使うと。それは、緊急時に使うのはわかるけれども、平時からそれを持って、みんなに番号等を承知していなかったら、一方的に役場からは来るけれども、住民側からはSOSが出せない、こういうのをどうするのですかという話もしてあります。新聞や、この埼玉県内でもそうなのですけれども、PHSの連絡の電話の件は、私が1年生で入って何回もたたないときに、同僚の折原議員がこのPHS、私たちは一生懸命勉強していて提案したと思います。

そういうことからして、避難所にどんなそういう点検して不備があるかどうか。今私が見ていると、避難所に、ここは明らかにクーラーをつけなくても、そんなに何回もないのに、何でクーラーをつけるのだろうかというような公民館、集会所もあるわけです。そこに多分、地震があったとき逃げてくるのだろうか、クーラーがあって快適な避難所だとも思うようにもしています。そういうことからして、平成24年度の予算で、さっきの町長の施政方針もありました。備蓄品やそういうものに使うのだというお話がありました。そこで、24年度の予算でどのぐらいのを考えているのか。今言うように、避難所の検証をしたり、対策、多分とっているのだと思うのです。それをお話ししていただきたいと思います。

それと、いろんな人からいろんな意見を聞くというお話がありましたけれども、私は以前に100人委員会を提案したことがあります。覚えているかどうか、執行部の方で私とその100人委員会をやったときにいなかったと思われる課長さんは数名いるかと思いますが、100人委員会で、私がよく言う、例えば何々会の会長、何々会の代表者とかと、審議会、役場はやるのが結構多いです。公募でやりますよとか

いうけれども、そういうのでなくても、防災に対して、例えば区長会なら区長会、全部集まってもらって、区長会長に集まってもらって、そういう委員会、100人で一遍にいろんな意見を出してもらって、それを皆さんがかみ砕いて整理してやっていくのがお仕事なのだと思うのです。その数点、総務課長、ではお答えをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、避難所の確認の関係でございますが、全部は回ってはございませんが、幾つか現地を見させていただいてはございます。また、その対策ということですが、予算の関係も含めてというお話でございますが、もう既に、例えば集会所あたりですと、総務課で持っているものとか、それからほかの課で持っているものがございまして、その都度修繕等は行っていただいているところではございますが、平成24年度の予算関係でいきますと、防災行政無線のデジタル化がまずございます。その辺で、これが双方向型の連絡等ができるという形になってございますので、その辺が大きくこれからの避難所を活用できるいい材料にはなるかなと思っております。そのほかにも、備蓄品で数十万円の消耗品等も予定してございます。

それから、2点目の緊急時の携帯電話のお話でございますが、来月の区長会議で区長さん全員にお話しして、4月から始めたいと考えております。

以上でございます。

〔「委員会、委員会」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 100人委員会というお話でございますが、今度の3月の区長会議におきまして、既に五区とこれから行われる予定の上長瀬区長さんにその事例発表という形でやっていただく予定になってございます。そのときに、上長瀬区長さんにつきましては避難マニュアルもご披露いただくと、お願いしてございます。その辺で、いろいろな意見等はいただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 本当に、型どおりの答弁をいただきました。

デジタル化を進めて、避難所の検証というお話、防災無線をデジタル化したからって、そういう根本的な改革になっていないのです、整備に。例えば以前から、防災無線の話でいきますと、スピーカーの向きが悪いから風向きで聞こえないとか、もっとそういう機材的な、デジタルだとかそんな問題ではなくて、そういうのがあるのです、以前から。だから、これをやってもらうことはいいです。やってください、どんどん進めてください。いいと思ったことはどんどんやったほうがいいです、後で後悔を残すよりは。

避難所の点検も、してある場としていない場があったり、総務課が持っていたり、どこかほかの課が持っているとかと総務課長は言うけれども、この役場は、今は平副町長になりました。参事3人制度をつくったとき、考えてください。縦割り行政を排除するのだという話なのだから、そんな言葉を出さないで、総務課長が、どこかの課が持っているからではなくて、やればいいではないですか、災害担当なのだから。どんどん点検してやってください。悪いところは本当に直してもらって、それも結構です。ただ、無駄遣いにならないようにというのは、私も災害の話をする、備蓄品は無駄だと言う人もいます、必要だと言う人もいます。だから、執行部、役場で、みんながプロフェッショナルを発揮して、本当にこれは必要だというものをしっかり実行していく、これが必要なのだと思うのです。

その備蓄品の中でも、前回私は提案しましたけれども、赤ん坊の対策、お年寄りの対策もやるでしょう。若いというか、中間層の方のこともやるでしょう。そういうのをチェックしている分には、今言う委員会の100人で、今区長会に聞きますという話ししましたけれども、区長会、では、出ないのではないのだけれども、さっき町長の施政方針の中にも女性を参加させるとかそういう意見を聞くとかという、あるのだから、総務課長。その原稿を書いているのは総務課長ではないのですか。そうしたら、100人委員会、区長会だけではなくて、もっと女性、例えば小学校のPTA関係、みんな集めて、みんなの意見を聞いてみてくださいよ、どんなのがあるか。それは、無駄な意見もあるかもしれませんが。だけれども、町民の意見なのだから、それを集約して、エゴをそうではないのに変えるのが役場の職員の仕事なのだから。意見の聞き方、まず区長会に頼んでしまえばいいや、今までどおりではないですか。ちっともこれは進んでいく方法はない。

さっき、4月1日からやると言っていましたね、電話は。では、しっかり非常の、町民側からSOSが、もう4月1日から絶対流せるのですね。それを今お聞きします。

今、地域では、それなりに自分たちの地域に似合うような防災を考えているところがあるのです。表へ花火を打ち上げてやるという地域ではないところもあるのです。だから、全区長会、こういう研修をやることはいいことです。きょうの新聞発表にもあったけれども、上田知事がそういうミニ地域の防災には支援と援助をすると県議会で言っているのだから、県もそういうことをやっているのだから、町の災害担当課長として、地域地域でカラーに合った活動をしているところにどんどん回って、意見を聞いてやってください。集会所、見たところもあるけれども、見ないところもあるようなのでは困りますから。

私は、これは3つ目の質問になってしまうのだよね。

○議長（大澤タキ江君）　そうです。

○5番（関口雅敬君）　では、最後なので、しっかりまとめておいてください。もうこれは、おまえ、ばかかいと言われているのだから、これは。本当に、災害、一般質問を出すのにも、これは消えないのだから、いつになったって。総務課長、総まとめをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君）　総務課長。

○総務課長（大澤彰一君）　それでは、関口議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどいろいろな、例えば備蓄品の関係でも女性の視点を入れろとかということでございますが、先ほども回答させていただいた中に、役場内でまず原案をつくらせていただきますという予定にはなると思いますが。そのときに例えば女性の方のご意見をいろいろ入れていくとか、そういう形で考えたいと思います。県の修正の見直しの一つの備蓄品の項目の中に、乳児、高齢者等の災害時要援護者や女性に配慮したものを追加するというような、備蓄品に加えるというような見直しも行われております。それに沿った形で町も考えていきたいと思っております。

それから、先ほどの100人委員会というようにお話でございましたが、防災計画を策定する上では、長瀬町防災会議という会議を以前も行っております。また、今度の見直しのときには、その防災会議を開いて、関係者等に意見をお聞きして決定するという形も考えておりますので、そこでの意見もいただければと思います。

今、区長会を通じていろいろお願いしているところでございますが、阪神・淡路大震災のときにも非常に重要視されるようになったのが自助、共助でございます。その後に公助というのがありますけれども、特に数日間、少しの間は役場のほうで職員が対応できるということではないので、その間をいかにして自

分の身は自分で守る、それから地域の人の身は地域の人を守るというような、自助、共助という精神が非常に大切であるということが阪神・淡路大震災のときに立証されたということで、県も含めて全国的にもその方向にいているところがございます。防災計画の見直しも、ついこの間の新聞等の情報によりますと、まだまだ見直しを行ったというところは本当に数%、今見直しを行うところだというのが大半の40%ぐらいだったと思います。その辺の状況でございます。鋭意努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔「4月の1日からやるのか、やらないのか」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 失礼しました。

緊急連絡の携帯電話の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、区長会議で一同に、皆さんに同時にお話して始めるということで、4月1日ではなくて、もっと、4月中には行うという形の、例年ですと20日過ぎぐらいになるかとは思いますが、そこから始めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 今総務課長がお答えした関係について、若干、関口議員のほうの質問に対しまして補足をさせていただきたいと思っております。

前回も関口議員のほうから、12月定例議会で、備蓄品の分散化と備蓄品の種類、検討するよというふうなお話があったと思っておりますけれども、24年度予算においては子供のミルクだとか、その辺は予算計上しておりますので、まだこれから予算審議がありますので、予算案が認められれば、そういうことについては多種類にわたって備蓄できる予定ではおりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それから、100人委員会、これについては、100人でやれということではなくて大勢でやれというご意見だと思いますので、もともとが町といたしましては、町民の代表の議会議員、地元代表の区長、こういうところとお話しできればある程度把握できるのではないかというような考え方を持っておりましたけれども、大勢の方の意見を聞くということはいいことですから、先ほど町長とも内輪で話をさせていただきましたけれども、検討させていただきたいと思っております。要は、100人になるかどうかというのはまた別な問題で、大勢、女性、男性問わず、いろんな人から意見を聞けということでしょうから、そのようにさせていただきます。

それから、避難所の関係、総務課長が幾つか修繕もしたりしていますよというお話なのですが、特に長瀬町においては急傾斜地だとか地すべり地帯が多い関係もありますので、避難所が果たしてどこも全部安全かという、一概に安全だということは申し上げられませんので、民間で安全なところ、例えば矢那瀬地区ですと、集会所そのものが急傾斜地、地すべり地帯の近くにあるということから、民宿かわづらだとか、あとは南須原先生がやっているしあわせの森ですか、そういうところをお願いして、避難をできるような形を今とりつつあるところです。岩田においても、医新会の病院に、当然職員が1名ないし数名はそこへ張りつかないといけないと思っておりますけれども、そういうところをお願いして、今いろいろ手当てしているところがございます。前回も、何かあるときには、契約はしていないのですけれども、口頭ではお願いして、いつでも使ってくださいという話にはなっておりますので、正式に契約させていただいて、いざ何かあるときにはそういう医療機関だとか安全な場所に避難できるように随時進めていますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それからもう一点、町長の施政方針でもありましたけれども、前から関口議員、公園をつくれというお話をいただいているのですけれども、来年度から、できたら、先ほど施政方針で申し上げましたけれども、各地区に子供が遊べる場所だとか、いわゆるコミュニティ広場をつくって、横瀬町あたりもそこが避難所になっているのです。駐車がある程度できて、町民が安心してそこで避難できるという、一時的ですけれども、野天ですから。そういうところも24年度から予算計上していますので、その予算がお認めいただけただけの暁には随時、1カ所分しか予算計上していませんけれども、どこかありましたらそういう形ではつくっていききたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔議長、あと一回いいですか。大事なことなので〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 質問ですか。2番に入っていたくのではなくて。要望でなくてね。

〔「要望じゃない。今の答弁の中で、どうしても必要なんです。だって、今聞いたって、ちょっと、じゃ、ほかのところを1回減らしていいから。1回やらせてください」という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） どうぞ。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 済みません。これは大事なことです。

総務課長、今副町長が答弁すれば、こうやって発表ができていくのです。だから、防災のトップの課である総務課長がこんな答弁、ぽんぽん、ぽんぽんしてこないといけないのです。

それで、私、今なぜ1回手を挙げさせてもらったかという、総務課長が避難所を手直ししていますという話ししたけれども、今副町長は、避難所が急傾斜地に入っているところもありますよという発表をしていて、私も前回その話をしています。避難所を指定してあるけれども、急傾斜地で危険なところに建っていたり、もうかなり老朽化して人が避難できない場所がありますよということで、学校を提案しました、以前。だから、総務課長、そういうのをどんどんもとに進んでください。学校を今耐震診断して、耐震の工事まで全部終わって、大規模改修までしているのだから、あそこに一時的な避難をさせるように持っていけば、そんなにお金がかかる必要ないのです、小さなところを直していくのではなくて。学校が3校あるのだから、こっち側だったら、長瀬地区だったらそういうのだから、どういう災害が来るかわからないけれども、それによってケース・バイ・ケースで学校に逃げられるようにしておけばいいのです。だから、そういうのをはっきり答えられるように、総務課長にぜひやってもらいたいと思うのですけれども、さっき要望ではなくて質問だと言ったので、答えを出しておいてください。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

確かに3校の学校でございますが、既に耐震化も終わっておりますので、私といたしましては、町といたしましても核となる避難所だと思っております。

それから、先ほども言いましたが、防災行政無線のデジタル化、そこですと、今までは放送するだけで、そちらから今度は役場のほうに連絡がよこせるような形にもなります。そういった面で、そういうところも予定しておりますので、ますます3校については避難所として活用できると認識しております。そのように進めたいと思っております。もう既に避難所としても指定しておりますし、ますますそこを活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） そういうやりとりで、具体的にぼんぼん、ぼんぼんやりとりができればわかってくるので、余り変化球を投げて言ってこないで、ざっくばらんで討議して、町民の方にいいように、最終的には役場がプロフェッショナルがそろっているのだから、しっかりやってもらいたいと思います。

では、2番、長瀬町観光協会への財政支援について町長にお伺いをいたします。長瀬町観光協会へ3年間を目途に助成している法人円滑化事業補助金が今年度で終了しますが、観光協会は独立採算で運営できるようになっているのか、現在の状況と来年度以降の財政支援をどのように考えているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

長瀬町には、商工会を初めシルバー人材センター、それから社会福祉協議会などの法人格を有する公的団体がございまして、毎年各団体に対しまして町から補助金等の財政支援を行っているところでございます。観光協会につきましては、平成21年の法人設立時から、職員を雇用するための財源といたしまして、年額500万円の法人円滑化事業補助金を予定しておりましたが、平成21年から今年度までの3年間は、県のふるさと雇用再生基金事業補助金が活用されたことによりまして、町の財政負担は大幅に軽減されております。

しかし、この事業も今年度限りで、来年度は打ち切りということをお県の方針が決定をしておりますので、このような中で、昨年7月には観光協会が長瀬駅前に新設された観光情報館の指定管理者となりまして、町の観光行政の一端を担い、さまざまな観光振興事業を展開しておりますが、会員の営利を害する事業が展開できないことや新たに事業を行うためには資本が必要であるということなどの現状では、他の公共的団体と同様、組織運営を自主財源だけで賄うことはなかなかできず、12月の議会でもお答えいたしましたし、また先ほどの施政方針の中にも申し上げましたように、来年度も引き続き町からの財政支援をしていきたいというふうに考えております。

そこで、来年度の観光協会への補助額でございますが、今年度は運営費補助金として180万円、法人円滑化事業補助金として500万円、計680万円を支出しておりますが、来年度はこれを整理統合いたしまして、観光協会運営費補助金として500万円を計上しており、来年度です、24年度、今年度の実績よりも180万円の減額となっております。今後も、観光協会の運営につきましては、自主財源の確保と適正な組織運営に努め、財源規模に見合った事業展開と組織運営を図るよう指導助言をしてまいりたいと考えております。

先ほどもごあいさつの中で申し上げましたように、「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」で長瀬町が埼玉県で初めて掲載をされました。それから、9月にはジオパークの認定も受けたわけでありまして、観光に対する大きなテーマができたわけでありまして、そこを、観光協会も、かなりの少人数ではございますが、努力をして今日までやってきました。そういう意味では、観光協会の存在というのは大きな観光地長瀬にとっての基盤になるというふうに考えておりますので、このことにつきましては、もうしばらく町のほうと一体的な協力体制をとっていくということが大切ではないかと考えて今のような結論に達したわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、再質問をさせていただきます。

私は、平成21年3月定例会の一般質問で、町長は、補助金500万円の支出は3年をめどとし、お互いの

約束事はしっかり守ると答弁していただきました。したがって、引き続き補助金を観光協会に出すのであれば、3年間でひとり立ちをさせることができなかつた反省と改善策を示していただかなければ、いつまでもこうした状況が続いていって、支出が続いていくのかわからないため、税金の投入に納得が私はできません。

また、公益上必要があるというお話であります。私もこの補助金を支出することができることは承知しております。観光協会の職員の給料が支払えないから、補助をするというのは私はおかしいと思います。補助金を出すだけの効果がなければならぬし、自主性、独立性の確保や育成の点から問題が今あるのではないですか。町民の理解が得られるよう、明快な理由のもとに補助金を出すように改めることが必要であるが、いかがでしょうか。

それから、自主財源の稼ぎ、つくり方についても、前回、町長は宝くじ売り場がもうつくってあるのだという発言をしました。町長は、そういう宝くじ売り場が観光情報館にも、最初から予定してつくっておいたのだというお話をこの前議会でしました。当事者の観光協会のほうの人に聞くと、全然知っている人に当たらないのです。そういうことだと、自主財源確保、宝くじは無理ではないですか。町が県から受けている占有権を観光協会に丸投げで渡して、観光協会が舟会社から協力金をいただく、250万円。それから、サイクリング自転車を貸したのがどのぐらい収益になるかわかりませんが、そういう自主財源のつくり方についても町はどの程度指導しているのか、町長、お答えをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろんなご意見があるのは当然承知しています。先ほど私のほうからお答えの中で申し上げましたように、非常に間口が広がったということ、それから宝くじの話につきましては、これは私が観光情報館をつくるときに、一番先、宝登山という名前があるのだから、宝くじ売り場をつくりましょうという話は私のほうからご提案をし、基本的には了解をしているはずであります。宝くじを売るときには、自己資本というのがかなりないといけないという事実がありまして、もうしばらく、ことしうちには方向性が決まるというふうに思っております、この辺はちょっとお待ちをいただきたいというふうに考えています。

先ほどから何回も申し上げましたように、フランスの観光ガイドブックに載せられ、それが今度英語版が出て、波及効果がより多く期待できるというような状況になっておりまして、そういう中では、大勢の人が訪れたときに対応する人間についての人件費というのは当然必要になってきます。ここが勝負のところ、約束をしたから、そういうことはできませんという話ではなくて、もっと柔軟に、観光地長瀬という大きな、知名度も高いわけでありまして、そのことについては柔軟にご理解を、私たちも考えてやっていきたいと考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

決めただけで、それで行政ができるのだ、これは一番簡単であります。しかし、柔軟性を持った、それが不正な金でなければ、そしてまちおこしに大きく寄与できれば、これはあえてやっていく必要があると、これは私の責任において決めていきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長、私は、3年間で決めたからどうこうだけではなくて、反省と改善策がなかったら、この3年間で独立すると言ったのです。半年でしてみせると観光協会の方は言ったのです、実際に。それで、できないでまだ続いていくのだから、今町長が言うように、ご理解くださいと、はい、ご理解して、これは言えないです。この3年間、私は一般質問で、さっきの災害と観光協会はずっと出ているので

すから。

ミシュランガイドがどうのこうのという話、町長出ましたけれども、このミシュランガイドが、長瀬町の会議録の中を調べてもらおうと、私から発言しているのです。以前、もう相当前です。高尾山の例を出して、ミシュランガイド、載せるだけの、観光課長でいいよという発言を私はしていました。ミシュランガイドに載らなかったから、どんどん応援するのだから、わかりますよ、気持ちは。だけれども、穴があいて、実になっていかないで、どこかへ漏れてしまっているような状況に今なっているからお話をしているので、再々質問でもう一回、町長、法人化のスタート時に補助金は3年間としたのです。3年あれば何とかなるという思い込みで3年間ということだったのだと思うのです。観光協会の年間収入が幾らあるか考えれば、職員を雇っていくには幾ら足りないか、その部分の収入をどうするのか、当然検討していかなければならないと思うけれども、そういう点、検討をしているのでしょうか。

観光協会の自主財源を確保するために、さっきも言う、宝くじ売り場をつくるということでしたが、本当に観光協会の、これは名前を出したくないので言いませんけれども、その方に、2月11日です、ことしの。聞いたら、「知らない」「ええっ」「まだおれ、それは知らないよ」という、そういう話でした。だから、本当にそうやって自主財源を観光協会がつくっていかうとしているのかどうか、もう本当に私、疑うのです。だから、大事な税金の使い道、3年間で飛び立つのだという話でやってきたので、さっきも私、再質問のときに言いましたけれども、反省と改善策、これは全然ないでしょう。答弁のほうからもないでしょう。どういうところ、こういうふうに変更したらいいとかどこが悪かったのだというのではないでしょう。

さっきも、こちらからの500万、人件費ではなく、人件費はふるさと何とかで使ったからというお話だけれども、そういう補助金を使って、3年間やってもできないから、今度は町のお金を投入する。だから、投入することは、ああいう公共的団体だから、私も理解できているのです。だから、その大事な500万をこうやるのだ、こういうふうにするのだという使い道をするためには、今までの3年間、我々の税金がいていなかったかもしれないけれども、結局は県や国から来る補助金はどこから出ているかといったら、私たちみんな納税者から集めた税金が使われているのだから、その税金で3年間でパタッと倒れたのでは、心配で我々の税金500万は使えないと思うのです。

だから、あの3年前の会議で、この前も副町長、会議録に載せてもらっていますけれども、議長を除いたほか全員、観光協会のことを質問、心配したのです。それだけみんなが心配してスタートをさせた3年間でこれで終わるのだから、私は今このことを、反省と改善策、どんなのがあるの。自主財源のつくり方、宝くじは今町長が言ったけれども、まだちょっと無理だから、ちょっと待てという話、これはわかります。ただ、それだけではなく、改善策とその反省、聞いてもいいですか。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 3年間というのは、私たちはそれが、3年間で独立できるような努力をしてくださいという前提で3年間ということをお願いしてあります。それが、確かに考えてみますと、3年間というのは短かったなという今反省をしておりますが、ここでは言いわけになりますから、そのことについてはあとは申し上げません。

詳細については副町長のほうから、資料を持っていますので、ご答弁を申し上げますが、確かにお客さんはいっぱい来る。例えばミシュランがどうのこうのというお話がありましたが、去年の3月11日の大震災の後、長瀬町の観光客は激減したわけであります。それが、やっぱりミシュランというのは宣伝効果が

すごいというのは、町の人ほとんど知らないのです、それを。私は、4月、5月、6月、県南のほうでいろいろな会議に出ました。その会議の後、懇親会をやります。そうすると、私のところに大勢の人がいっぱい集まってきて、あのミシュランはすごいですよ、大きな効果が上がりますよね、地元はどういうふうに思っていますかと、いや、よくわかっていませんということを申し上げました。それは事実であります。

それで、その効果が、6月の末、7月になってから大勢集まって、秩父鉄道の話を書き聞きますと、前年対比で、あの大きな災害の、観光客が減少したのを取り返して、長瀨ライン下りなんかは130%という、1年間の数字を上げた、前年対比で。ケーブルも130%以上の数字が出たということなので、これはあくまでも、やっぱり観光、そういう宣伝をしてもらった、それに対応するだけで観光協会はかなり忙しい思いをしているのです。その観光協会がご案内をしたミシュランの記者の印象も、案内がよかったという、そういう好印象を与えた、それが評価につながったのだというふうに私たちは考えています。

そういうことから考えますと、もう少し大きな気持ちになって応援をしていただく、これは切るの簡単です。切つてだめになるよりは、1年余計応援をしたために、観光がより活発になって、大勢の人が来て、それで観光業者が潤う、そういうことをやるのが町の仕事です。それを切つてだめにするということは簡単ですけども、それよりも我慢して育てることが、我々は地域の発展に大きな力となってつながっていくのだろう、それがエネルギーになるだろうと思います。だから、責任は確かに私にありますから、そのことについてはしっかりフォローしていきたいと思います。

詳細については、副町長のほうから申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 時間を気にしているようなので、簡単に私のほうからさせていただきますけれども、この3年間でいろいろ改善したりするようというところで、私のほうから口を酸っぱくして指導してきた関係につきまして、自主財源、特に先ほどから出ている、それについて、観光協会のほうを指導してきましたので、法人化されてから自主財源になってきた事業等についてご説明を簡単にさせていただきます。

1つ目、電動レンタサイクル事業、荷物の一時預かり事業、通り抜けの桜、紅葉のライトアップ、長瀨アルプストレイルレース、わたしの桜植栽事業等々、法人化されてから自主財源確保のために始めた事業でございます。この上がりというのですか、ある程度の利益は昨年度当たりで約二百七、八十万、さらにこれからアップが見込めるということを観光協会のほうから聞いておりますので、これに伴って、協会費だとかその辺を入れますと、職員並びにパート3人、1人は観光案内ですから、町のほうで持っていますけれども、その辺の給与というのですか、手当、この辺は自主財源で確保できると踏んでおります。先ほど町長が1年延ばしてなんていうお話がありましたけれども、何とか半年でも何でも早く自主財源で運営できるように、またこれからも指導していきたいと思いますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、予定どおり3回だったので、3番目はなるべく短くやるように、1回、もし少なくとも、時間が来てしまったら切ってしまうてください。

それでは、3番目の質問を行います。中学校の武道の必修化について教育長にお尋ねをいたします。子供の体力を向上させるために、文部科学省の指導のもと、平成24年度から中学校武道の必修化が始まることですが、当町ではどのような受け入れ態勢であるのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

中学校の体育で武道が必修化されるということは、ただいまのご質問のとおりでございます。平成20年3月に新学習指導要領が告示されました。24年4月からの全面実施ということでございますけれども、21年、22年、23年、その3年間の移行期間ということで、中学校の保健体育につきましては、全部または一部について新指導要領で実施できるというふうになっております。

これを受けまして、長瀬中学校では、移行期間の最初である平成21年度から実質的に武道を必修化しております。今年度の保健体育の年間指導計画を見ますと、1年生では10月下旬から10時間、2、3年生は11月から8時間の柔道の授業を実施しております。24年度の武道の授業、長瀬中学校では柔道を実施する予定になっておりますけれども、体育の教員が柔道の授業のほうを担当しております。同時に、教頭が保健体育の教員ですので、2人の体制で柔道の授業のほうを実施する予定でございます。時間数ですけれども、移行期間の間は年間、体育の授業が90時間であったわけですが、新指導要領実施からは105時間ということでちょっとふえるわけですが、全体がふえるわけですが、ほかのいろんな種目もございまして、武道につきましては各学年とも10時間程度の実施になるだろうというふうに見込みをしております。新年度の指導計画につきましては、現在作成中でございますので、まだ確定ではございませんが、見込みとしてはそんな状態でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 柔道を選択しているというのは、全国的にもかなり多い選択肢の一つでした。

そこで、お聞きをいたします。柔道を選んだ理由をひとつお願いいたします。

それから、柔道の指導体制で、まず安全性の問題をお答え願いたいと思います。

それから、柔道を指導する指導者は、今言うように体育の先生と教頭が指導するということですが、柔道を指導する2名の方の、どういった今までの柔道の経験があるのかどうか。私が聞こうとすることは、もう教育長も多分わかっていると思います。NHKでもこの前、柔道の義務化の話をやっております、全国でも114件の死亡事故がある、この指導体制がまだ整っていないから、非常に危険であるという話でございました。我が長瀬町の今言う柔道を選んだ理由と、その指導者の体制をお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 時間が無いようですので、急いでお答え申し上げます。

まず、指導者の問題ですが、現在体育の担当しております指導者は、まだ若いのですけれども、前任校で4年間、柔道部の顧問をしていた経験がございます。本人が競技歴があるわけではないのですけれども、指導者としては部活動を通しての指導もしておりますし、体育の教員は柔道についての研修等は受けておりますので、そういった意味では安全面については大いに配慮しているのではないかなというふうに思っております。教頭のほうは、体育のほうの教員ですので、武道のほうももちろん十分な指導経歴のほうを持っております。

特に安全面についての配慮につきましては、体育の教員等にも話を伺ってきているわけですが、やっぱり受け身がきちんとできていなくてやっている場合にかなり事故が起きるようでございます。特に体育の授業では受け身を中心に、受け身をしっかりと練習をさせているということです。その受け身の練習の前にも、準備運動として回転系のマット運動を特にやらせて、十分に時間をとって準備運動をしているという話を聞いておりました。事故が多いのは、後ろへ受け身をする、投げわざ、これが特に後頭部を打

った場合に大きな事故につながっていくということで、その辺につきましては、そういった種目については、テレビでもやっておりました大外刈り等につきましては取り扱っていないということでございます。そのような点で、中身等も含めて安全面での配慮を十分にしているということで、この3年間の中では大きな事故はもちろんなかったわけですけれども、準備運動の段階で、マット運動の段階でちょっと首をひねった子がいたという話もありましたけれども、大きなけが等はなく授業が進んでいたようでございます。

それから、柔道を選択した理由ということですが、柔道場がもちろん整備されておりましたので、柔道ということがありましたし、それからその前に、実は必修化の前に選択制で柔道かダンスかという時代が続いておりました。そういう段階でも、既に柔道のほうを採用していたということでございます。特に用具の関係で、剣道の防具をそろえるということも、非常に経済的な面での大変さということ、それからもしそろえた場合に、他人のものを使うというような形の場合には、顔に接するものが、人の汗の当たったものを使うというような形で、そういったような面での嫌われ方というのがあったのかなというふうに思います。柔道の場合は、長瀬町の場合には個人で柔道着の購入をしていただいているようでございます。1年生のときに購入していただいて、3年間使うような形になっているようです。ちなみに、購入価格は3,300円ぐらい、今しているようでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 関口雅敬君に申し上げます。

一般質問の制限時間を経過いたしましたので、これで終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2番、村田です。ちょっと風邪で聞きにくいと思うのですが、よろしく願います。

事業仕分けの導入について、町長にお伺いしたいと思います。行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。そこで、それぞれの事業ごとに、税金がどう使われ、その効果がどの程度あるのかを検討し、事業の必要性などの判定や不要な事業を効率化して歳出を削減し、財源をふやすことが可能となる事業仕分けを導入してはどうか、お考えを伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

事業仕分けの問題でございますが、行政の事業の必要性ややり方を公開の場で外部の視点を入れて問い

ただすということで、硬直化した国や地方自治体の事業の再構築をするための手法でありまして、大きく2つの方法があるというふうに考えています。1つは住民参加型、もう一つは議会主導型ではないかという考えであります。

国の事業仕分けのことを見ますと、独立行政法人や政府系公益法人が仕分けの対象となっておりまして、仕分け人のスーパーコンピューターをめぐる世界2位発言や会場の熱気を伝えた動画中継が話題となったところではありますが、仕分けは意欲ある若手国会議員が主導したというふうには見ておりまして、民間の有識者の参画によって活発な議論がなされた、なされなかったというふうにも思っております。民間の有識者の参画によってそういうものが評価ができるというような状況に文言の上ではなりますが、その評価があるという評価の一方で、歳出の削減の確保には至らなかったという現実があります。これは、民主党でやった蓮舫さん、それから枝野さんの行動を見ても、私たちが見てもパフォーマンスではなかったかな、そんな思いを持ったところでありまして、政治的パフォーマンス、拙速、それからもとのもくあみというような批判もお聞きしたところでもあります。

市町村が事業仕分けを実施する場合におきましては、国の事業に比べて住民生活に密接に結びついている事業でありまして、縮小や廃止になったときの影響を直接的に受けやすくなっているというふうに思います。このようなことから、長瀬町におきましては、町民にかかわって、その声を町政に反映し、町の意味を決定する議決機関であります議会の皆さんに予算、決算の提出のときにおいてご議論をいただくということが一番最善ではないかというふうに考えてきたところでもありますし、これからもそういうふうな形でやっていくのがいいのではないかというふうに考えておりまして、現時点で事業仕分けについては具体的に考えておりません。皆さんの、公開の場で議会の人たちと議論をし、ご指導をいただいてやっていくのがベストではないかという考えを持っていて、それが住民の代表者であります議会の議員の皆様と私たち町の執行部との大きな接点でもあるし、信頼関係がつながるか、だめになるかという大きなキーポイントでもあるというふうに考えて、私たちも緊張してこの場に立たせてもらっておりまして、そういう状況から考えますと、ご提案の事業仕分けについては、皆さんと議論をさせていただくと、それで結論を出したことに真剣に対応して行動するというにやっていきたいというふうに考えて、今のところそういうことについては考えておりませんでした。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 確かに国政では、事業仕分けは机上の空論というふうなことになったような感があります。

秩父管内においては、昨年かと思いますが、横瀬町で事業仕分けを住民協議会を設置して行いました。行政は、住民が抛出する税を基本として公共サービスを提供する機関なので、税を無駄なく有効に、必要なサービスを選択して提供するということでもあります。これは町長の施政方針でも、先ほど住民のニーズに合った行政をやっていくというふうなことがありました。やはり、その中で住民が何を必要としているかというニーズを酌み取る必要があるのではないかと私は思います。

今のところ仕分けをやっていく方針はないと、我々議会議員の質疑でやっていきたいというふうなご答弁であったかと思いますが、やはり住民協議会等を参加させる、立ち上げて、まず事務事業の見直し、公用施設の最適管理、今後の町を考えた住民協議会の立ち上げ、職員管理と人材育成、自主財源の確保と受益者負担、そのようなことを検証し、仕分けという言葉でなくても財政の見直しをやっていく気概があるのか、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、いろんなご提案についてお聞きをさせていただきました。

確かに、おっしゃることも私はよくわかります。ただ、今年度、新しい予算についてこれからご審議をいただくわけでありまして、そのことを申し上げて、私たちは、住民の代表である議会の皆さんと、スクラップ・アンド・ビルドも含めた予算のことについて、無駄がないように、そして効率的な資金運用するようというご指導のもとに、多分私たちは予算を組んで皆さんにご提案を申し上げたというふうに自負をしているわけでありまして、ご提案は確かに、横瀬町でおやりになったということも含めて、いろいろ私たちも検討してみます。

二重のことをやるということについては悪いことではない、住民が直接意見を言っていただく、多様な意見が出てくると思います。そういうことについて、しかし、予算の議決をしていただくのは議会でございまして、その辺が、あと結果については、そのことについて、そういう住民を代表いただいて、決算についてのことからまず始めるのが筋かな、予算については議会のほうでご審議をいただく、その結果についてのことについてご議論をいただき、要望いただくということが大切なことではないかということでございますし、基本的にはそういうことを考えておりませんでした、ご提案でございます。しっかりこれは検討させていただいて、ことし1年間かけて、皆さんのご意見をいただきながら結論を出していきたいというふうに考えます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、総務課長に伺いたいと思いますが、財政面の支出で委託料や使用料等が多くなっていると、ハードウェア関係等でそのような予算がかかるということはわかるのですが、人材育成ということでそれをカバーしていけないのかなと、これも仕分けの一つになるのではないかなと思いますが、特に、今年度はもう予算を来年度に組んでしまったので難しいと思いますが、やはり予算を組む段階で外部機関の目を入れるとか、そのようなことも仕分けの一部になるのではないかなと思いますが、総務課長、簡単にお答え願えたらと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁のあったように、まず決算あたりで皆さんのご要望といたしますか、その辺をお聞きして次の当初予算に反映していくというような形で、それが繰り返されていたというのが現状だとは思いますが。それと、長瀬では、少し前に長瀬町財政健全化対策委員会というのがありまして、そこでの貴重な提言をもとに行政改革大綱等を策定して、今までいろいろな成果も上げてきてございます。その辺の先進的な面は引き継いでいく形を考えておりますので、そういう形の中で、また行政改革推進委員会の委員さんの意見等もそういうところでも取り上げられてもおりますので、そういう聞くところでもございますので、その辺を加味して今後そのようなことを、行革の先進的なものを継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 次に、観光基盤の整備について地域整備観光課長にお伺いします。

観光基盤の整備促進は、観光振興に大きな弾みとなります。多様化する観光志向に対するために重要です。しかし、当町では、道路から観光施設を結ぶ通路にスロープの設置がないなど、高齢者や障害者がより安全に、より快適に観光を楽しむための基盤整備が不足していると感じられますが、今後の整備計画

をお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

町内の観光施設のうち、県立自然史博物館や郷土資料館には既に障害者用スロープが整備されております。また、観光用公衆トイレにつきましても、特に障害者用スロープは整備されておきませんが、トイレの利用に耐えがたいほど路面との大きな段差は見受けられず、ほぼ充足しているのではないかというふうになっております。

次に、当町の主要な観光ポイントである岩畳周辺についてでございますが、この地域は国指定名勝天然記念物や県立自然公園の第1種特別地域に指定されており、工作物などの設置に際しては厳しい条件が付されておりますので、すぐにスロープなどを設けるには難しい面があると考えております。さらに、この地域は台風時に水位上昇による岩畳の水没など自然環境の影響も受けやすいため、整備促進については、施設が充実しない、それなりの強度がある、また関係機関との調整など検討を要する事柄が多くあると考えます。また、宝登山神社や宝登山ロープウエーなどの民間施設の整備については、施設の新築、増築、改築、大規模な改修や模様がえを行う場合には、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を行っていただくこととなっておりますので、引き続きその周知徹底を図ってまいりたいと思います。いづれにいたしましても、住民の皆さんや観光客の方からお聞きしたご意見等につきましては、各施設にお伝えし、可能なものについては整備を行っていくよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ただいま観光課長のほうでご答弁いただきましたが、各種、例えば文化団体であるとか文化庁であるとかいうところに働きかけなければなかなか手を下せないというふうなお話でしたが、では、その、環境省なりに申請をすると、または埼玉県の自然何とか、今ちょっと名称まで覚えられませんが、いうところに、長瀨ではだれにでも親しまれる観光地を目指してスロープをつけたい、宝登山神社には、ミシュランに指定された町長も何度も申しました。では、車いすの人はどうやってあの宝登山神社に、ミシュランで登録されたというのに行くのだと、やはり宝登山神社と折衝したりして、今実際には車で本殿横に入れる道があるわけですね。それらにぜひ使用させてくれというふうなことで折衝していただいて、案内看板をかけると。また、岩畳については消防道路がある、消防道路を一部手すりをつけるとか、台風で流されるというのが、これは莫大な予算をかけなくてもやっていけるのではないかなと思いますので、ぜひそのように働きかけをして、だれにでも優しい観光地を目指していただきたいと思います。

なお、もう一点質問したいと思います。ミシュランでは、要するに宝登山神社をミシュランの1つ星に指定したということですが、当初長瀨は周遊の観光地としてというふうなことがそれについていたと思います。周遊する観光地としてふさわしいよと、ですから、それについての遊歩道整備、例えば上長瀨から長瀨につきましても、あの道は秩父鉄道の私有地だということがあるかと思いますが、住民と折衝して一方通行にするとか、またはあの桜道より下を少し整備するとか、またそれから、桜新道はずっと高砂橋まで来ていますので、今井戸に 来島というところがありますが、あの 来島は中が大変荒廃しておりますが、 来島から、または井戸地区から見た長瀨の岩畳の景色、これはやはり一番の景色かと思えます。そんなふうなところにも足を運んでもらうように、遊歩道の整備ですか、それほど予算をかけなくてもできると思いますので、その点につき、ぜひ地域整備観光課長にお尋ねをしたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。幾つかのご質問内容があったかと思しますので、順次お答えさせていただきたいと思えます。

初めに、宝登山神社等の案内板、消防道路のスロープ化というようなことがありまして、最終的に周遊歩道の整備というような内容になろうかと思えます。長瀬町も幾つかの整備を進めてまいりましたけれども、今までは、特に障害者の方ですとか健常者の方、お互い特別に区別するという、区別というのですか、そういうふうなところに配慮した整備の進め方に、配慮が足らなかったということは承知しております。そのため、一番最初にお話しいただいた神社の案内板につきましては、先ほどの答弁でもお話申し上げていたと思えますけれども、関係機関、神社になろうかと思えますけれども、神社さんにそのような要望があるというようなことで申し伝えたいと思えます。

消防道路のスロープ化ですけれども、今のところ特別な予定はありませんけれども、これについても車いす等がおりやすいような状況を確認させていただいて、補修ができるようであれば手をつけていきたいというふうを考えます。

最後に、遊歩道の整備計画になるかと思えますけれども、今のところ、これについても予定はしていません。ただ、今ある道というのですか、現道を活用した推薦コースとか推奨コースというようなご案内はできるかというふうを考えておりますので、パンフレットですとかインターネットで案内しています。そういう内容の中に盛り込めるようでしたら、これから盛り込んでいきたいというふうを考えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） では、高齢化社会への対応について健康福祉課長にお尋ねします。

高齢化社会が進む中、当町の年代別年齢構造を見ると、団塊の世代と言われる60歳代が最も人数が多く、高齢化はさらに拍車がかかります。また、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯も増加傾向にあります。

そこで、これから迎える超高齢化社会にどのように対応していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 超高齢化社会にどのように対応するのかとのお質問でございますが、我が国では人口の高齢化が世界に類を見ないスピードで上昇し、高齢化率は平成22年度で23.1%と超高齢社会となっています。また、長瀬町における高齢化率は全国平均を上回り、平成24年3月1日現在29.7%に達しており、今後団塊の世代が65歳を迎えると、さらに急速に高齢化率の上昇が予想されます。

このため、今年度、高齢者福祉を総合的に推進するための第5期高齢者福祉計画介護保険事業計画を策定したところでございます。この計画は、高齢者がいつまでもはつらつとした生活を送れるよう、生きがいや健康づくりに力を入れるとともに、介護保険制度を使って住みなれた地域や家庭での生活を維持することができるよう支援していくものでございますが、健康福祉課といたしましても、この計画を基本に現在行っているさまざまな福祉サービスの一層の充実を図ってまいりたいと思えます。

さて、町の対応状況でございますが、前にもご質問いただいたとおり、高齢者を対象に各種事業を実施しておりますが、最近では民生委員協議会において、緊急時に救急医療活動がスムーズにできるよう、連絡先やかかりつけ医の情報などを記載した緊急情報キットを希望した高齢者世帯等に配布したところでございます。

また、昨年11月25日より、長瀬町商工会において、長瀬町地域支え合い事業、元気と安心お助け隊が

開始いたしました。この事業は、埼玉県より3年間の補助をいただき、有償ボランティアが援助の必要な高齢者等の日常の困り事等の手助けを行い、その謝礼の商品券を町内取り扱い店で利用することにより、住民同士が支え合いの推進と地元商店街を元気にしようとする活動でございます。このように、地域住民や社会福祉関係者がお互いに連携、協力し、町民の方々が安心して暮らしていくことができるよう、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町ではいろいろな事業を行っているというふうなお話ですが、長瀬町高齢者福祉計画では、健康ではつつとした長寿の町の創造ということを目指しているとうたっております。その事業なのですが、いろいろな事業があると思いますが、緊急通報システムやら乳酸飲料配布、まだたくさんあるのですが、これらの事業の利用率が非常に低いのではないかなど。また、意識調査の中でも制度を知らないという人が50%を超えているというようなこともありますので、これらの周知ということをどのように行っているのかということをお聞きしたいと思います。

なお、前期高齢者の65歳、後期高齢者の75歳になった、特に後期高齢者は制度が全く変わると思うのですが、それらの制度が変わる、私でいえばあと3年すれば前期高齢者になるわけですがけれども、何らかの私にこういうふうなことがありますよとかいう通知が来るのか、それとも広報紙上で知らせているとか、そこのところはどのようなふうに知らせているのかということをお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

緊急通報システムや見守り事業の一環である乳酸飲料の配布の利用率が低いというお話でございますが、乳酸飲料のほうは70歳以上の見守りが必要な方ということで、70歳以上全部ということではございません。そういう見守りが必要だという方に対してで、本人が希望する方に対して、町の社協のほうから2日に1度、乳酸飲料の配布をしております。

それから、もう一つの緊急通報システムなのですが、こちらは65歳以上のひとり暮らしが重度の障害のある方、あとは昼間1人になる方でやっぱり見守りが必要な方に対して、その中でまた設置を希望する方に対しまして緊急通報システムを設置させていただいております。長瀬町の確保台数は88台となっております。3月1日現在ですが、81台が設置してありまして、議員ご質問のパーセントでいいますと、少ないのは、もう既に要介護認定を受けている方に対しての質問の中での回答だったので、特に少なくなっているかと思ひます。要介護認定はまだ受けるほど悪くはなっていない方でも、見守りが必要な方に対しては、町のほうからシステムの設置、電話機なのですが、してありまして、この緊急通報システムというのは、緊急時に消防署への通報がスムーズにできるようにということで、火災や急病のときの対応のために設置しているものなのですが、秩父郡市内が共同設置で、親機というのですか、それを秩父消防署のほうに設置してありまして、郡内では、秩父市が438台、横瀬が55台、皆野がちょっと多くて149台、小鹿野が76台、長瀬が81台ということになっていきますので、人口的に単純に見た場合は皆野が一番高い設置率なのですが、長瀬もその次ということになりますので、まあまあ高いほうなのかなとは思っております。

ただ、ご指摘のように、これは緊急時の連絡方法ということになりますので、見守りという点ではちょ

っと不足する部分もあるかと思えます。町のほうとしましては、今、地域包括支援センターのほうが中心となって要援護高齢者等支援ネットワークというのをつくっております。これは、区長さんや民生委員さん、それから社会福祉協議会や医療機関、それから警察、消防、それから新聞配達の方々や郵便局とか、それから介護保険事業者とか、そういう主立った方が入っていただいておりますけれども、日常生活の中でちょっと異変に気づいた場合には通報していただくということになっております。実際に通報があった場合は、町の包括や、それから場合によっては、警察や消防とかがまず確認していただくとか、その後の見守りが必要な方については、実務者会議ということで、関係者が見守りを交互にやっていくような体制も整備させていただいております。

それから、前期高齢者から後期高齢者になった場合への通知というか、周知という関係でございますが、特に健康福祉課からはやっておりません。ほかの課もそうかと思えますけれども、後期になる場合は後期高齢者という関係で、町民課のほうで保険証が変わりますとか、そういうのはいくと思えますけれども、サービスの周知というのは、一般的な広報で年に1回程度、それぞれやっていたり、あとは町の福祉のほうの関係ですと、地域包括のほうで訪問などとか、あとは民生委員さんのほうからやっていたりとか、そういう部分でやらせている状況でございます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 広報等というお話があったのですが、広報、細かいところ、全部が読むかという、なかなか周知ができないので、そこのところは今後配慮していただきたいと思えます。

先日、ある金融機関で高齢の方が、生活が苦しいので、生命保険を解約したいと言っておられるところに遭遇しました。その方は、このままでは食べていけない、是が非でも解約するというような言葉を発しておられました。現在の日本の高齢者の状況にある意味象徴しているような気がします。日本じゅうでも問題になっていますが、孤独死、生活苦、私の仲よくしていた親戚のおじさんも、5日間ぐらい、死んでから発見されずに、新聞が新聞受けにたまっていたので、新聞配達員の方がどうしたのだろうということでその親戚に通報が来て、それで初めて亡くなっているのがわかったと、これは長瀬町内です。

高齢者の場合、やはり見守りということが非常に、健康福祉課長も先ほど言われましたけれども、日本では270以上の自治体が高齢者見守りネットワークを立ち上げているという、この間ニュースでもやっておりました。それを立ち上げればいいというわけではありませんが、小鹿野町では比較的早くからそういうことに取り組んでおり、何か1,000人以上の見守り隊を登録すると、地域で高齢者を見守るというふうなことが出ていました。特に地域のつき合いが希薄になり、過疎化の進んだ長瀬町でも心配な面もあると思えますので、高齢者の見守りというふうなことに、現在このようにやっていて、またこういうふうにしていきたいということをお聞きしたいと思えますが、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

小鹿野町の状況を早速ちょっと調べさせていただきましたが、小鹿野町さんでは先進的に認知症の関係の、高齢者福祉全体を見ましてもそうなのですが、やっていただいております、この中で介護サービスマップづくりや、それから商店街と連携した認知症の方の見守り、発見事業とか、それからケアマネや施設職員を対象に認知症に関する勉強会、それから認知症の家族会の立ち上げとか、認知症サポーターは3年間でおおむね1,000人ということで養成をやっていただいているようでございますが、長瀬町の

ほうも、これは小鹿野町さんでは県のほうの補助を受けて実施していただいているようなのですが、介護サービスマップづくりは長瀬町でも事業所マップとしてやらせていただいております。それから、商店街と連携し、日常の方の見守り、発見ということでも、商工会に依頼しております、何かあったときには通報していただくようお願いしてございます。それから、ケアマネや施設職員を対象に認知症の研修も、町では毎月、ケアマネ会議というのを地域包括支援センターのほうが主導でやっております。その中で、日常に関する勉強会もやらせていただいております。

それから、行政区の区長さんのご協力をいただきまして、21、22年度で、各地区に出向いて、まず認知症はどんなものかということから学んでいただくということで研修会をさせていただきました。21年度は18カ所で385人、22年度は17カ所で288人、総計673人の方に、住んでいる近くの公会堂を利用させていただいて、認知症の研修をやらせていただきました。その後、今年度につきましては、町職員に対しましても、町民の方と接触する場合に備えまして、町職員にも認知症の研修をやらせていただいたり、それから介護予防ボランティアさんや町内の2校の小学5年生70人に対しても認知症サポーターの養成講座を実施させていただきました。まだまだ、数としましては小鹿野町さんに届きませんけれども、地域包括支援センターでは認知症に関するいろいろな事業やそれから研修を引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 次に、7番、齊藤實君の質問を許します。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 7番、齊藤です。

今、長瀬町でよく会議だとか集まるところへ行きますと、必ず出てくるのが少子高齢化、人口減どうするのだというようなお話を至るところからされるわけですが、私も9月議会でこれを言っているわけですが、こういうことについて、人口減少対策についてを町長にお伺いをいたします。

昨年の9月定例会で質問した人口減少への対策は、総合的な振興策を提示するとし、旧高砂団地の活用についてはどういう状況にあるのかを調査するとのことでしたが、その後どのように進んでいるのか、現況をお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、人口減少対策についてでございますが、これは施政方針の中で申し上げますので、またこちらでは答弁を控えさせていただいて、改めて直接お話を申し上げ、また皆さんに、そういう意見もいっぱい出てくると思いますので、そのときにご報告をさせていただきます。

ご質問の、前に質問をいただいた例の旧高砂団地の活用の問題でございますが、確かにお話を承って、そのとき、担当課に、どこで持っているのか、どういう状況にあるのか、幾らぐらいなら譲ってもらえるのかについて調査してくださいということをお願いしてあります。そのことについてお話をさせていただきます。

まず最初に、雇用促進住宅野上宿舎という名前であったわけですが、譲渡に関する担当を調べま

したら、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構住宅譲渡部譲渡推進第2課東日本担当という非常に長い名前の担当のところでありました。そこに担当課を通じて2回ほど連絡をさせていただいたわけですが、そのやりとりについては、支援機構というふうに簡単な名前で申し上げますと、支援機構は譲渡の相談には随時応じているとのこと、また町と随意契約については、入居者がいる場合に随意契約が可能で、いなければ一般競争入札を採用する、そういう予定になっているようであります。

現在、雇用促進住宅野上宿舎に入居者はおりませんで、町と随意契約の条件でなくなったという現状であります。しかし、公団がありまして、支援機構側といたしましては、町と随意契約ができるか検討を行いたいため、2月下旬の時点で、一、二カ月間、時間をいただきたい、また町側もこの間に購入について詰めてもらいたいという申し出がありました。譲渡価格につきましては、以前に提示されたものを参考にするというございですが、そのときよりはかなり、ほかのところを調べてみますと、半分の2分の1とかというような、そういう状況になっているようであります。町の正式の意向がはっきりすれば、この場合では文書のやりとりになります。文書のやりとりになりますが、支援機構から譲渡価格を、人がいなくなって、本来なら競売ということになりますが、町がそういう意向を示せば話し合いも応じることができるというような状況になっているようであります。

この事業は非常に大変な重要なものでありまして、若者の流出が多いわけでありまして、これを若者定住促進条例という条例をつくって、長瀬町に若者を呼び込もうということの大きな第一歩はここを利用することというふうにたしか前に申し上げていると思います。そのご提案をいただいた齊藤議員にもご理解をいただいて、このことについては非常に大きな重要な問題でありますので、機構側と町の考え方がある程度決まりそうになりましたら、また議員各位にお集まりいただいて、ご説明を申し上げて、方針を決定していきたいというふうに考えているところでございます。たしか耐震も終わっておりますし、あのめぐりを、下は一人も住んでいないということで、1階を全部何かで囲いましたよね。これは、不法侵入を防ぐということだと思います。そういう状況にありますので、向こうとしては、町が手を挙げてくれれば話し合いに応じたいという基本的な考え方をお持ちいただいているということについては非常に私たちとしては希望が持てるのではないかな、そんな思いを持っておりますので、また向こうから連絡が来るのを待っております、幾らぐらいの価値があるのかなということについても今検討中でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 大変、調査し、結果的にはいい話し合いができるのではないかとのご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

やはり、若い世代が定住する魅力あるまちづくりというのが先ほど町長の施政方針でも出ました。言うとおりでと思うので、その辺をきちっと題目にして、それを、あそこを何としても確保したい、多少金がかかってもいいと思うのです。小さいものをつくったって、今土地を買ってつくるというのは大変なのだから、あれだけのものがちゃんとあるということについては、すぐ生活ができるということで、若い人たちに住んでいただいて、それである程度の、例えば町民税を安くしろとは言わないけれども、幾らかでも面倒を見、そうした中で住んでいただく、それで必ず、5年後、10年後にはそれが返ってくる、住んでもらえば返ってくるわけですよ、多少金を捨てても、そして多少金をかけても戻ってくるのですよ、必ず。そういう長い目で、スパンで、5年、10年、20年後を目指してやるべきだという、私はこれは絶対にやってほしいなと。

それで、確かにほかのところで土地を少しずつ見つけてやってもいいのですけれども、あれだけのものというのはなかなかないわけです。本当は、私の立場からいうと、樋口のほう、第二小学校の子供たちをふやしたい、それで若者の促進で住んでいただきたいというのが願望にはあります。あるけれども、なかなかそれもすぐすぐ具体的に、では町長、こうしようといったってできないですよ。できれば問題ないのですけれども、そうしたことを考えて、人口減少、このまま食いとめ、そしてふやす、それがこの長瀬町をこれからにするまちづくりが大切なのではなかろうかなと思うのです。

人口が少なくなったら、何もできなくなります。幾ら花があつたってだめです。やっぱり、町がちゃんとした基礎があつて、そういう花を見る余裕ができる、それで観光も栄えるというのならいいけれども、この町が衰退したのだったら、そんな花が来たってしょうがないでしょうというのが私は意見でございます。ですので、ぜひそうした意味で、この高砂団地を何が何でも、話し合いを積極的にやっていただいて進めてもらいたいなと思っておるわけでございます。その辺について、町長、いま一回。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） おっしゃるとおりでありまして、全く同感であります。

先ほど施政方針の中にも申し上げましたように、一番大切なのは子供を守ることだという考え方から、学校の耐震大規模改修を前倒してやろうと、教育委員会のほうと真剣に考えて、23年度、22年度の補正で去年の3月にお認めいただいて、去年のうちに全部仕上がりました。子供の安心、安全の第一歩は守れたというふうに考えております。

ただ、守れても、その中に入る人がいなければ、これは空論になってしまいますので、今ご提案のように、お言葉を重く受けとめさせていただいて、あそこを一つの拠点にして、例えば町民税の問題もおっしゃるとおりのようなことを考えています。そういうことを考えて、あそこを拠点にして、長瀬はいいところなのだという、住んでみて、それから、では自分のうちをつくろうかという人がいれば、その土地については町のほうでも安く提供できるような体制をとるといふ、次の段階に進めるのではないかなという考えを持っておりまして、ぜひ議員各位のご支援とご指導をいただきますようお願い申し上げます。これは、町の将来展望についての本当に第一歩であります。ぜひ皆さんのご指導をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 大変ありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ実行するように、本当にはつらつとした長瀬町になればなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に2のほうに入らせていただきます。狩猟愛好会への活動支援について、地域整備観光課長、お願いいたします。当町では、有害鳥獣捕獲に長瀬狩猟愛好会の協力を得て効果を上げていますが、会員数の減少や高齢化などにより厳しい活動状況になっています。狩猟愛好会の活動ができなくなると、農作物への被害も拡大すると懸念されますが、活動支援についての考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ご質問にお答えする前に、長瀬町狩猟愛好会は今年度より名称が変わりまして、長瀬狩猟クラブと改名をしたことを先にご報告いたしたいと思っております。

それでは……

○議長（大澤タキ江君） 課長、申しわけございません。ちょっと今わからなかったみたいです、皆さんが。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、改めてお答えいたしますけれども、長瀬狩猟愛好会ですけれども、今年度より名称が変わりまして、長瀬狩猟クラブというふうなことに改名をしたということで、狩猟クラブと改名したことをご報告させていただきます。

それでは、ご質問にお答えいたします。長瀬狩猟クラブは、有害鳥獣対策や個体数調整の担い手であり、特に地域におけるイノシシ等の生態や生息状況の情報発信者として重要な役割を果たしております。現在、クラブ員数は、町内在住者11名、町外在住者13名の計24名で構成されておりますが、実際に狩猟に従事できる人員は限られており、町からの要請に対応することが難しくなっていることも事実でございます。

今年度は、長瀬狩猟クラブへの支援状況でございますが、町から長瀬狩猟クラブへ有害鳥獣捕獲業務を年間40万円で委託しております。また、捕獲業務の従事者に対しまして、狩猟者登録に必要な経費の補助を行っております。補助額は、第1種、これは猟銃になりますけれども、第1種に1万円、第2種、これは空気銃になりますけれども、第2種は5,000円、わなには6,000円、第1種、猟銃とわなの方には1万6,000円、第2種、これは空気銃とわなの方には1万1,000円となっております。今年度の狩猟登録者は、第1種、これは猟銃の方ですけれども、この方が5名、第1種とわなの方が6名、計11名でございました。

さらに、有害鳥獣捕獲業務へ従事するため、新たに狩猟免許を取得された方を対象に免許取得に必要な経費の補助を行っております。補助額は、第1種銃猟免許に8,000円、第2種銃猟免許に8,000円、わな猟免許に5,000円となっております。今年度の新規免許取得者は、わな猟免許の方が1件のみでございました。そのほか、埼玉県猟友会に銃弾購入に必要な火薬譲受票を発行していただく際の手数料、1人につき2,000円で24名分、計4万8,000円を町が負担しております。今後も引き続き、町といたしまして、新たな狩猟従事者の確保と長瀬狩猟クラブの活動支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） この経済支援については、私もこれを見て、約70万ぐらい出ているなというのはわかっているのです。今度は改めて、新しく40万というのも入りましたよね。その支援はわかるのですけれども、問題なのは支援だけではないのです。問題は、金を出せばいいのだということではなく、要するに、鉄砲を撃つ人がいなかったらとれないのですよ、危なくて。では、だれがとるのだということになると、実は私の調べでは、長瀬町は11人いる、その中で会社員が7人、自営業が3人、農業者が1人ということです。会社へ行っている人たちが来るわけなのです、昼間出た場合。

というのが、この間、実は第二小学校でこういう回覧が回りました。イノシシが出没したから、登下校、気をつけなさいと。これは私のところへも来ましたので、コピーしてとっておきました。非常に、今学校の裏まで出てくるのです、第二小学校は山が近いから。それで、登下校、一斉下校しようというときになって、イノシシが昼間出てきたのです、実際に。私もわなもかけました。役場の職員と行って、置きました。入らないけれども、熱意はあるなど感じているわけです、地元としては。私も何回もそこへ行って、今見回りをしております。お巡りさんとも一緒に行きました。すぐそばに立って、その人が石をぶつけたって逃げないというのです。現実にその人にも会いました。いろんな方と調べたら、何かポットがあるのです。要するに、生ごみを入れる、あのポットをひっくり返して、中を食べているのです。それで、昼間出るのです。ということは、もうえさがなくなった。

だけれども、そのときに、ではだれを要請して、だれを頼むのかといたら、係に聞いたって、会社へ行っている人に、おい、出てこいというわけにいかないでしょう。自営業の人だって、うちにいて待って

いるわけにいかないから、ではどうするのかということになると、そこで金出せばいいという問題ではなくて、そこで今度は人間の養成はどうするのか。というのは、だれか、手っ取り早くいうと役場の職員とか、いろんな人にそれを資格を取って、それで退治するということが以外ないのです。

それで、とっている業者にも聞いたら、二、三十頭はとっているのです、町で。その中で、今、北秩父猟友会というのが、長瀬と皆野でやっているのが33人いるのです。北秩父猟友会というのです。これがやっているのが33人いて、その中で皆野町が22人、長瀬町が11人、それで構成されて、団体でやらないととれないというのです。それは、年じゅうやっているわけではないです。日曜日に、お忙しいところ、みんな休みをとって、そこでやっているのですけれども、なかなか、昼間出たとき、それはそのときはいいのですけれども、昼間出たときどうするか。子供たちがどうするか、小さい子供たちは怖くて行けないというときの、だれがそこで退治するのか、それが問題なわけです。だから、それは私の提案では、役場の職員なり、消防もそうだけれども、消防も手っ取り早く、すぐ間に合うから、長瀬町の役場の人を頼むというのが多いわけですが、そこで、その中で役場の職員にだれかやっていただくということ、だれかを養成するのです。しょうがないでしょう。

それはなぜかということ、射撃場があるのですよ、長瀬は地元。地元で取れないのですよ、その資格。それで、なぜここに、例えば私、小鹿野町の猟友会に聞きました。小鹿野町が126人いるのです。その中で、恐らく厳しくなる、銃砲を持っている人が非常に厳しくなってくるから、恐らく半数になるでしょうと、5年、10年後は、そういう持っている人が、もう厳しくなってしまう。ところが、射撃する免許を取得するのに、更新するのにどこへ行くかということ、日光だとか東松山とか、とんでもないほうへ行ってやっているのです。それが、長瀬に射撃場があったら、そこでやれば秩父の人は助かるなというのです。

だから、そこで問題になるのが、射撃場をどうするのかということも出てくるでしょう。そこで練習する、練習して、それで撃てる、そういうものがなければできないのです、これから先。だから、養成するのは射撃場、町長、悪いけれども、長瀬町で経営するぐらいの、県から譲っていただいて、それで養成するとか、それで養成したら、長瀬の人もそこへ行って、役場の職員、だれでもいいです。そこで行って、資格を持った人がいれば、出たときにすぐ対応できるのです、昼間。夜だけではないのですよ、今出るのが。だから、そこでそういう問題が私は出る、これは真剣にこの対策として、今やらないとまた、さっきの人口減少と同じです。政策としてやるときはやる、今やらないとというのがあるわけです。10年後、20年後出たら、これはイノシシが、クマも出てくる、いろんなものが出てくると思う。そういうときに、ほうっておいたら大変なことになりますよというのが私は言いたい。そういうことなのです。

そこで、町長、これについてどうお考えなのか。射撃場、また町のものにするのか、あるいはこのままです、養成するのは職員としてはどういうふうに対応できるのか、それをちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 非常に難しい問題だけれども、必要なことをご提案をいただきました。

あの射撃場につきましては、多分、狩猟をするというのはクレー射撃になると思うのです。これは、平成15年に今の上田知事が誕生したときに、私は知事と大げんかをしました。それは何でやったかということ、実はクレー射撃をやらせてくださいという、知事からの提案をするために私は県庁に呼ばれたわけがあります。そのときに、クレー射撃をやることについては非常に難しいけれども、知事のお言葉では、地元を説得して、地元で賛成をしていただいてやりますと、だからしばらく時間を下さい、そのかわり、シート

を敷くというのはわかっていましたから、そのシートを敷いたものをしばらくそのままに置いていただいでやらせていただくということが前提条件だと言ったら、それはだめですという話。何でだめなのですかという話をしたら、議会で承認をとるとき、1億七千幾らとか予算を組んだときに、国体が終わったら可及的速やかにそのゴムのシートを撤去するということが前提条件だという話をされました。そんなもったいないことをやることはないではないかというのがけんかのもとになったわけでありまして。

しかし、県のほうは、それは県議会の約束だから譲れませんという知事の言葉ですから、しかし、クレ一射撃はできました。それで、やっぱりその必要性というのは、私たちが今お話があると、やっぱり間違っていないなという思いがあります。ただ、今はクレ一ができない、あるいは指定管理者制度になっておりまして、その管理者、社長ですか、この間、火祭りと一緒にあって、ちょっとお話を聞きましたら、クレ一がなければとても赤字ですと、やっていけませんという話なのです。

射撃場をどうするかということについては、大きな、日本でも有数な射撃場だというのは承知しておりますが、そこをいかに活用するかというのはこれから非常に、今考えてもなかなか時間がかかるなと思います。あそこの射撃場をどうするかの問題と、それから今ご提案がありました、役場の職員を使ってやったらどうだというお話があります。これは、どういう人がどういうふうにするかということも含めて、役場の職員を使うことも含めた検討をしていきたいと考えます。

イノシシだとかシカだとかというのは、出沒するという話も私は聞きましたが、そんなに緊迫した状況にあるということを知りませんでした。まことにうかつでございまして、このことについてはしっかり守っていかなければいけない、住民のためにも検討課題がいっぱいあります。ひとつ、議会終了後、整理をさせていただいてやっていきたい。

例えば消防の場合は、今度、北分署という、三沢の入り口に消防署をつくることになりました。これは私、1年間反対したのですが、黒谷と太田がその出動エリアになるということで、どうしてもあそこ以外はないという話なので、妥協したわけでありまして。ただ、その後についての町の状況をしっかり考えると、昼間出動する消防団員というのは少ないのです。消防車が出動できないような状況になるだろうと考えて、向こうができたのと一緒に役場に消防車を1台、広域からいただいでくる予定になりました。そこに車庫をつくって、昼間は一番最初に出る消防車を、先かどうかわかりませんが、町の職員の中から、それからOBと1つの組織をつくって、初期消火については町のほうで一番先に飛び出せるような状況をつくりたいというふうに考えています。今ご提案のこともそれに類することではないかなというふうに考えておりまして、これは真剣に考えていかなければいけない。町民だけ、住民だけ、地域の人だけを考慮してお任せをする、お願いをするということだけでは済まない、命にかかわる問題でありますから、この辺は真剣に検討させていただきます。しばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 大変結構なお話、ありがとうございます。ぜひ実現に向けてよろしく願いしたいと思っております。

それから、さっきクレ一と言ったけれども、ライフルなのです、撃つのは。一粒だから、鉄砲は。実は、余興になるのだけれども、お巡りさんにピストルで撃つてしまえばと言ったら、はね返ってしまうよと、撃てないよと言うのだけれども、それはかかってきたら撃つだけれども、いるからって撃てないというのでは、それはわかるのですけれども、弾が一粒でないだめだというのがあるので、1つは射撃場の場合は、クレ一というのは散らばるわけです。あれは、ライフルというのは1発なのです。というのがあ

ので、その辺をちょっと、ぜひそういう人を養成してやっていただければなと思って、最後の質問ですが、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時07分

再開 午後1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 通告に従って質問させていただきます。

若者の定住促進について、町長に伺います。当町の年齢別人口を見ると、若者が年々減り続けているのがわかります。そこで、第4次長瀬町総合振興計画では、若い世代が定住するまちづくりを基本理念と定め、雇用の確保促進、暮らしやすく子育てしやすい環境の整備などが必要であり、若い世代が定住する魅力のあるまちづくりを目指すとしていますが、計画策定から5年経過し、どのような成果を上げてきたのか、また今後どのような事業を展開していくのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど7番の齊藤議員の旧高砂団地の活用についてはお答えをいたしましたので、そのとおりでございますので、省略をさせていただきますが、町では、総合振興計画の基本的理念の一つ、若い世代が定住するまちづくりを目指して、住環境の整備や安心して子育てができる環境整備などさまざまな施策を実施してまいりました。若者の定住促進につきましては、若者定住促進住宅分譲条例に基づきました人口流出の抑制と移住促進を目的といたしました若者定住促進住宅分譲事業によりまして、蔵宮団地跡地の4区画を分譲したところであります。

教育の支援につきましては、学校施設の大規模改修、耐震化の整備を初め太陽光発電や空調施設の整備を実施するとともに、保護者の経済的負担軽減を図るため、小中学校入学祝金や学校給食費の補助、遠距離通学者に加えて電車通学者に対する助成も開始をいたしましたところでございます。

子育て支援につきましては、子供の福祉増進のため、こども医療費を乳幼児及び児童に加えて中学校卒業までに拡大をするとともに、子ども手当や町独自の子育て支援金の支給、保育所入所費用の保護者負担軽減、保護者が安心して働けるように、2つの小学校区に放課後児童クラブ、ご存じだと思いますが、一小的の校舎と二小的の隣に放課後児童クラブを設置いたしました。また、母親、乳幼児の健診や各種相談、子宮頸がん予防ワクチンなどの予防接種の全額補助も実施をいたしましたところでございます。

雇用の確保につきましては、埼玉県ふるさと雇用再生基金事業と埼玉県緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、離職を余儀なくされた非正規労働者等の失業者の雇用創出に努めてきたところでございます。

今後の事業展開につきましては、お話しした事業を引き続き実施するとともに、児童や町民の憩いの場所であります、また非常時には避難場所となるコミュニティ広場の整備や、矢那瀬地区の児童の安全を守るため、日没の早い秋から冬にかけて自動車によります下校の支援を実施するなど、若い世代が定住する魅力あるまちづくりを目指すための施策を推進していきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、非常に高齢化が進んでいる事実は、これはぬぐい去ることはできませんが、その中で、埼玉県で一番小さな町と言われても頑張っているのだぞというのを皆さんに見ていただく、それには若い人が住む魅力のあるようなまちづくりをしていかなければいけないというふうに考えて、今申し上げたようなことを準備して実行しているところでございます。また、ほかに何か必要なものがあれば、ご提言をいただければありがたいというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 町長からの質問に対する答弁をご丁寧いただきましたが、午前中の齊藤議員からの質問と町長の答弁もあり、同じような話を繰り返すような部分もあると思いますが、長瀬町の総人口が減少していることはもちろん皆さんご承知だと思いますが、計画策定のころには平成24年時点では人口を8,200人程度と推測していたようですが、現時点で7,900人弱と、平成28年に達すると推測していた人口数に迫っております。また、先日いただきました資料で、23年12月の総合振興計画審議会委員の中で、人口推計を見ると減少傾向にあるので、人口減少に歯どめをかける施策を重点的に推進されたいという意見もあったようです。このような結果もあり、人口減少には歯どめがかかっておらず、やはり人口減少問題は大変重要な問題で、定住促進を本気で考えなければいけないと思い、質問しました。

一言に定住促進といいましても、町内からの流出を防ぐこと、ほかの市町村から移り住んで定住してもらおう流入とあります。平成19年の計画策定のころから現在までの転入者数を見ましても横ばいであり、町外からの定住者がふえているとは感じられません。当町では、流出対策、流入促進、どちらかに重点を置いて考えているのでしょうか。

町長の施政方針にもありましたが、当町のホームページに若者定住促進宅地というものがありますが、中身を見てみますと、若者定住と言っている割には年齢制限も特に記載はないようですし、促進というほどのPRを行っているようには見受けられません。後期基本計画（案）の中にもありました宅地分譲などの住宅施策を推進していること、県営住宅への入居を促進していることなど、定住者をふやすために長瀬町ではこんな計画を進めていますということをもっと目につく方法でPRしていくことが必要だと思えます。先ほども話に出ましたが、子育て支援、教育、社会福祉の充実など、力を入れて取り組んでいる部分も魅力のある住みやすい町としてもっとPRすべきではないでしょうか。

また、本気で若者の定住促進に取り組むのであれば、転入転出者の年齢やどこへ転出し、どこから転入してきたかを記録することやアンケートをとるなどして、そういった情報からどういった手段がこの町に合っているのかを考えていかなければならないのではないのでしょうか。5年かけて目に見えた成果が出ないのであれば、もっと違う方法で、若者が移住したくなるような施策を打って出なければいけないと思えます。

話をまとめますと、1つ目は、流出対策、流入促進、どちらかに重点を置いているのかということ、2つ目は、定住促進を周知してもらうためのPR方法は何か考えているのかということ、3つ目は、最後になりますが、定住促進の結果を知るためなどに転入転出者の情報を記録しているのかということ、以上の3点の当局の意見をお聞かせください。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 若い人にこういうことを言っでは失礼ですけども、非常に貴重な、先輩のようなご意見をいただきました。

確かにおっしゃるとおり、先ほどもだれかの答弁で申し上げましたように、とにかく小さな町で財政的に厳しい状況の中で、何を優先順位にするかということが非常に大きな問題でありました。そのときに、まず、先ほど申し上げましたように、子供の安心、安全を守ること、そしてそれをスタートにして、その次に若者を呼び込もうということを考えてという話を申し上げました。そのように、学校の耐震大規模改修につきましては、25年までという計画を前倒しして、23年度、今年度の前半ででき上がったわけでありまして、これから具体的に24年度に向けてしっかりした対応をやっていくように頑張っていきたいというように考えておるところでございます。先ほど申し上げました若者定住促進の条例も、もうずっと、5年前からできているわけでありまして、それを具現化するというところに尽きると思いますが、それを具体的に今ご提案があったようなことも重く受けとめさせていただいて、いろんなお知恵を皆さんからいただきながら、これからそれに向けて頑張っていきたい。

先ほど申し上げましたように、観光地としてはある程度地域から認められたというふうに思っております。その景観と岩畳を中心とするジオパークの認定の問題も大きなインパクトになってくるだろうというふうに考えておまして、長瀬町に住んで、景観もよし、それから住みよいというような状況をしっかり整えた上でやっていきたい。その前に、町をPRするというについては、先ほど申し上げましたように、ミシュラン等々の問題があって、かなり外部では評価をされているようであります。それをいかに上手に使うかということも大きなテーマであります。この辺も、議会終了後、職員幹部と一体となって検討し、やっていきたい、いわゆるPRです。先ほどお話がありましたような定住促進のPRについては、具現化をして、24年度からやっていく準備を始めていきたいというふうに考えているところでございます。またいろいろなことについてご提案をいただき、ご意見をいただければありがたい、そういうふうになっているところでございます。大変ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今後、町としてもいろいろ考えているということはわかりました。

再度また繰り返すようですが、若い世代が定住するまちづくりは、基本構想の基本理念が5つある中の1つであり、重要課題かと思いますが、目に見えた成果も出ていないのに、長瀬町の後期基本計画（案）では、私の見落としがなければ、定住人口増加については宅地分譲の住宅施策についての推進1つしかないのです。こういったことから、本当に本気で取り組む気持ちがあるのか疑わざるを得ないと思います。

現在では、全国各地で定住促進に取り組んでおりますが、各地域の環境などにもよりさまざまな方法があり、例えばですが、宅地を1平米1円で販売する町や遊休民家流通による定住促進、地域資源、農村を活用した交流人口拡大の定住促進など、どの施策が正解なのか、この町に合っているのかを判断するのは難しいと思います。そのような中で、長瀬町という環境に合った定住促進をもっと真剣に考え、若者の定住により高齢化を緩和し、人口の増加を図るとともに活力のある町の担い手を育成し、活気に満ちあふれた地域社会を築くことを目的に進めていかなければならないのではないのでしょうか。当町への転入者もさまざまですので、定住者がふえたからといって人口が急速にふえるわけではないと思いますが、総合振興計画の基本理念にもあります若い世代が定住するまちづくりは、若い世代に定住してもらい、人口増加や税金の増収を目指していかなければならないと思います。

最後になりますが、この5年間の結果やこの質問を聞いて、先ほどもおっしゃられたのですが、今後の取り組み方など、意気込みなどがあればお聞かせ願ひまして、質問を閉じたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問、ご意見のお話と多少違うと思いますが、実は長瀬町社会福祉協議会でお見合いパーティーをやっております。町の職員はなかなかそこに出づらいいいいますか、出てこなかったのですけれども、最近では長瀬町というのを、町の名前もそうですが、婚活、それからパーティーのあり方についてかなりの、町以外から大勢の方がお集まり、この間、長生館でやりましたら、全部で30人ぐらい集まってすごく盛況だった。ただ、その中からなかなか結婚にまでいくというのが、でも、14の何かグループというか、男女のあれができたけれども、どうもまとまるのは1組ぐらいですかねという話ですが、そういう長瀬の知名度とともに、社会福祉協議会で結婚の仲介をやる、お見合いの仲介をやるということが、もう三、四年ぐらい前からやっておりますが、定着してきて、かなり人が、ちょっとインターネットか何かで流すとばあっと集まってくるというようなことだそうであります。これが、集まるだけでいいというわけではなくて、具体的に結婚までいっていただくような状況をいかにするかということが大きなテーマだというふうに社協の局長ともお話ししたことでございまして、そういうようなものを含めてぜひこれからも頑張っていきたい。

そして、魅力ある町というのについては、基礎的な部分をしっかりやらないと、ただ言葉でミッション、ジオパークといっても、それをいかに生かすかということについてはこれからの大きな課題だと思っています。ぜひ、このことについてもしっかり足元を固めて頑張っていくようにしたいと思いますので、ご助言とご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 地域支援活動ポイント制度について、町長にお伺いいたします。

昨年の3月定例会で、ほかの自治体で実施している介護支援活動ポイント制度を参考に、介護支援や作業支援、スポーツ指導者等の育成支援、健康支援など総合的な支援活動に特典を付与することによりボランティアをふやすとともに、活動した評価がわかる制度として地域支援活動ポイント制度を創設してはどうかと質問したところ、重く受けとめ、検討していきたいとの答弁がありましたが、その後の検討状況をお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員の地域支援活動ポイント制度の創設の検討状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

この地域支援活動ポイント制度創設の趣旨は、ボランティアの育成支援の目的としているものと認識しております。一般的には、ボランティア活動とは、自発、無償、利他性、先駆性に基づく活動とされると承知しております。こうした活動の報酬は、社会に貢献できる仕事に取り組むことで得られる充足感や生きがいがありましたが、実費の弁済や一定の謝礼を受ける有償ボランティアが出現し、社会的にも受け入れられているという現状がございまして。

こうした背景によりまして、平成23年11月25日から、ボランティアの育成支援と地元商店等を元気にして町の活性化を図ることを目的に、長瀬町地域支え合い事業が長瀬町商工会において開始をされたところでございます。この事業は、手助けの必要な高齢者等を有償ボランティアである元気と安心お助け隊が支援し、その謝礼として渡される長瀬お宝商品券を町内取り扱い店で利用する仕組みとなっております。ご存じだと思います。ご提案の地域支援活動ポイント制度の対象事業とは多少異なるものではございますが、まずはこの長瀬町商工会で実施をしている長瀬町地域支え合い事業が大きな町ぐるみの活動となることが有効なボランティア育成支援策になるのではないかとというふうを考えておりまして、これを注目して、この行動を見ていきたいと考えております。町でも、それを傍観するだけではなくて、しっかり協力体制をとっていきたいというふう考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今、長瀬町商工会が昨年11月から取り組み始めました地域支え合い事業についての回答をいただいて、私が昨年質問したことがある面で具体化してきたなというのを感じました。

それで、この間商工会にお尋ねいたしまして、どのぐらいの登録者がありますかということをお聞きしたのですが、実際のところ、利用したいという方が六十数名、それから協力したいという方が四十数名ということで、今までの実績をお聞きしましたところ、3件の利用があったということです。それにつきましては、掃除と買い物のお手伝いというふうなことでありましたけれども、ある面で非常に、全くただでは頼みにくいけれども、かえて、500円の支払いのことから利用できて、これはまた一つのよかったなということで喜ばれ始めていると。ただ、利用する人がまだまだ少ないというふうなことから、できるだけ範囲を広げて、いろいろと具体化していきたいし、また利用者をもっと広めていきたいというふうなことでありました。もっともっと推奨して、登録者と協力者、いわゆる利用と協力の登録者をふやしていったら、さらに利用者もふやさないこの事業というのはなかなか成り立っていかないのですが、結局、だれも使う人がいないから、みんな元気で丈夫なのだと言えなくもないのですけれども、そういうふうなところがあります。ですから、そういう意味で、しっかりと、せつかくできた事業ですので、その辺は支えていくというか、推進していただきたいと思います。私は思います。

それから、ほかにシルバー人材センターでも有償輸送制度というふうなことで、病院等への通院に朝早く迎えに来てくれて、それからずっとついていてくれて、また終わった後に送ってくれる、1日五、六時間つき合ってくれるというふうなことで、非常に喜ばれているというふうなことも聞いております。そういうふうな面で、有償的な面でのボランティアも一部普及し始めているところなのでありますけれども、昨年の7月、8月に長瀬中学校の生徒がボランティア活動を推進したということをやちょっと調べていきましたところ、36メニューに延べ508人が参加してくれたというすごい数が出てきました。これは、一番多く出たのは、長瀬船玉まつりの翌日の朝、清掃に全校生徒に近いほどの数が出てきたというか、そのぐらいが、いわゆる100人ぐらい、半数ぐらい出てきてくれたのではないかとと思われる状態でありました。それが大分稼いでいるかと思うのです。あとはいろんな面で、幼稚園や保育園、あとは町のいろんな夏の事業に対しての協力とか、桜と松等を守る会での枝切りであるとか除草であるとか、いろんな形での参加をしているようであります。それが36メニューあって、508人もされたというようなことです。それで、去年までは入試に幾らかボランティアというものが参考視された傾向があるようでありますけれども、ことしなんかはそれが評価されるような場面が非常に少なくなってきたというふうなことであるけれども、とりあえず中学生は非常に熱心に取り組んでくれたということでありました。

それからさらに発展させることを私は考えて、これは有償ばかりでなくて、無償のことも大いに続けていくことは必要だと思うのです。それには町でかかるということが、社会福祉協議会に依頼してやっていくことかと思うのですけれども、実際に中学時代に非常に熱心にボランティアに取り組み始めておりますので、これをぜひ年が上がっていてもさせてください、またはずっと、ふだんの、この前話したようなスポーツ支援でもいいです。いわゆる子供育成層がスポーツ指導をしてくれる、そういうふうなことも非常に一つの育成ポイントというふうなことで、また健康で医者にかからなかったら、その人にも健康ポイントというふうなことで、いろんな面で総合評価したポイント制度、有償ばかりではなくて、無償で一生懸命、人のために役立ってくれる、そういうふうな働きをしてくれる人たちを評価する制度を考えてほしいというのが主眼なのです。それは、幾らかを対象に有償部分もあってもいいかと思ひまして、その辺のところも少し話しましたがけれども、実際には、せっかく無償で一生懸命ボランティアをし始めている中学生たちが一生懸命続けていけるような、何か取り組んでいけるようなカードなり、何かうまいものを発行していくことによってさらにいつでも取り組んでいく、だれが見ていても、見ていなくてもやる、また実際に公共等から頼まれたときには率先して参加させてもらおうとかいうことも大事。それから、ずっと職場で勤めた後なんかにも、結局、リタイアした、そうしたら、その後の人たちが、経験とか特技を生かした上で、今まで町に過ごしたただけだったけれども、これからは町民のために少し働きたい、活躍したい、活動したいという方がいるわけでありますので、そういうふうな人たちにボランティアの機会を与え、また参加していただいて、その人たちにボランティアポイントということで評価してあげる。そうすると、結局、年間にすれば、その人が一生懸命努力した結果、10ポイントから100ポイントぐらいまでいく人もいるかもしれない。そういうふうな形でやっていくことによって、元気を地域に生かしていく、貢献していくということになりますので、言ってみれば、いい、幸せなまちづくりといえますか、みんなで助け合う、支え合う、幸せ度の感じられるまちづくりの一環になっていくのではないのかという上から提案しているところなのです。ですから、もうちょっと昨年よりも踏み込んだ、少し進んだ状態でいったらよろしいかなと思って、あえて今回質問させてもらったところなのです。ですから、せっかくのことでもありますので、そういうふうな点での評価を、ぜひ中学生たちをより伸ばしていただきたい、また団塊の世代の人たちはその経験を十分に生かせる場を考えていただきたいという上からのことでございますので、もう一度お答えをいただきたいと思うのですが、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろんなお話をお聞きしていて、はっと思ったことがあります。

それは2つあります。1つは、勤労者親睦会、それから花と緑を守る会、それから桜と松等を守る会の人たちが、無償でただ黙々と町の清掃活動、それから植木等々の手入れをやっていただいております。そういうことについても、今新井議員がご提案になったようなことが当てはまるのではないかなという思いがありまして、この辺もぜひ長く続けていただくということにさせていただくための一つの大きなテーマになるというふうな考えを持ちました。

実は、小中学校3校の植木の手入れは勤労者親睦会で全部やっていただきました。そういうことを含めて、そのほか、赤十字奉仕団だとか、そういう人たちも全部協力をしていただいて、30人から40人出て植木の手入れをやっていただきました。それから、先ほどお話のように桜の手入れ、それからフジの手入れ、そういうものをみんな無償でやっていただいている、これは非常にありがたいなと思っておりましたが、それに今ご提案のありましたようなことが結びつけないかということも、一つの今ご提案をいただいたこ

とを、これはそういうものに結びつくような形を担当課と相談をしながら話を進めていけばいいのではないかと、皆さんはそういうことを考えていないよというお話があるかもしれませんが、しかし、これは長く続けていただくということから考えるとそういうことだというふうに思います。

それから、シルバーの有償運送の問題は当然対価があるわけでありまして。それを考えましたときに、私の実には公用車の運転手も、シルバーから派遣していただいている人に1時間1,000円でやっていただいております。それも、私が町長に就任したときに、職員が1人ついて運転兼事務職をやっておりまして、どっちも中途半端だということで、すぐその職員を現場に戻すことを考えて、そのかわりシルバーに頼んで、運転できる人はいないかという話をしましたら、プロがいますよという話で、それは平成13年だったと思います。何か日本で一番先にそれをやったというようなお話をお聞きしたわけでありまして、そういうようなことも考えたわけでありまして。そういうことも今お話、ご提言がありましたので、有償のボランティアということについてのポイント制度も加味できるのではないかと今考えましたので、検討してまいりたいと思います。

それから、1つ心配なことは、中学生が非常に大きなボランティア、ポイントに登録されているという話はまことに結構だと思います。ただ、私が最近感じたことは、中学生のあいさつがちょっと少なくなったな、それをこの間も教育委員会にお話をしたところでありまして、昔はあそこを通るとみんな、こんにちは、こんにちは、おはようございますという声をかけてくれたのが、近ごろはこちらから声をかけないとあいさつをする人が少なくなった。これは、新井淑則先生をお招きしたときの刺激的な学校教育の変換といいますか、変更というか、目の見えない先生に教わるという感激といいますか、そういうものがあってまずあいさつということになったのだと思いますが、だんだんなれてきて、その辺が、私のこれは勘だとすれば間違いで申しわけないと思いますが、何か声かけがお互いに少なくなっているという思いを私自身はしています。そういうことも含めて、これは反省する材料でありますから、この辺も含めて、今お話のありましたことも、それから一生懸命やっていただいている方たちにそういうポイント制度のこともお話をしていくほうがいいのではないかと、そんな思いもしました。拾えば、いっぱいそういうことを無償でやっていただく方がいます。ありがとうということだけでそれが済むという確かに時代ではないな、そんな思いを強くしたところでございます。真剣に検討させていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 真剣に検討させていただくという回答を得た後に、質問といいますか、さらにちょっと質問的な、提案的なことを言わせていただきたいと思いますと思うのですが、この間、社協に行きまして、中学生にどんなふうな形でボランティアの評価というか、表にしているのですかと言ったら、ボランティアパスポートというのを発行して、そしてそれに一々記入しながら、いつどこで何をしたかということで承認をしてやっていく状態を見せてもらったのですが、それを年間を通してとか生涯を通して使えるようなものを何かないかなということで、数多くやれる人も結構出てくるかと思ひまして。そして、これを一々評価するというのも大変なのです。ですけれども、こういうふうなことを心がける人というのは、やっぱり自分で決めて、1つ、町長が毎朝、岩田地区の道路を歩きながら清掃しているような、それがボランティアの気持ちと、もちろんだと思うのですけれども、そういうことを評価に、自分で入れるかどうかは別として、そういうふうなことを記入して、1日1時間ぐらいやった場合に、または学校の登校、下校の指導をしたときには大体1週間で1ポイントぐらいとかいうふうな書き方をするような表をつくっていくと。

結局、どんな内容をしたかと、10種類ぐらい欄をつくっておいて、介護ボランティアであったり、それから専門的知識や技術を使ったボランティア、病人なんて何もできないよというのではなくて、病人が例えばありがとうと言うことを、食事を運んでくれる人、また下げに来てくれた人に言うだけでも結構元気が出てきたり、相手を喜ばすこともできると思うのです。ですから、そういうのも、その病人さんも1日5回言えたら1ポイント数えてくださいというようなことで表を渡しておいたりとか、そんなことも非常に楽しいなとかとって、ボランティアパスポート的なものを考えていって、表を考えたり、内容を考えていきますと、非常にいろんなものが、わくわくしてきて、これはブータン王国で幸福度世界一というふうな話が出ていますけれども、長瀬町も幸福度ナンバーワンというふうな形のものも考えていけるのではないかというふうなことも思案してみました。ぜひ、こういうふうなことを設計していただくだけでも楽しいし、内容を盛り込んでいったり考えたり、これは大勢の人で、何人かの人で添削することがもっとよりよく、いいものになっていくかと思うので、そういうようなことも含めて真剣に考えていただく材料になったらいいなと思いますので、またよろしく願いいたします。いろいろとご意見ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 町営住宅の維持管理について、地域整備観光課長にお伺いします。

当町では、良好な住環境を提供するために町営住宅を維持管理していますが、現在の入居状況をお伺いいたします。

また、町営住宅の耐震性は確認しているのか及び老朽化に伴う建てかえの計画はあるのかお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

現在、町営住宅は、昭和35年から平成6年に建設した蔵宮団地、根岸団地、塚越団地、袋団地の4団地、35棟87戸あり、入居している住戸は84戸、入居率は96.6%となっています。ただし、3戸のうち2戸については東日本大震災の被災者対応として一般募集をしていませんので、実質の空き家は1戸となっております。

また、町営住宅の耐震性の確認につきましては、昭和35年建築の蔵宮団地、昭和45年建築の根岸団地については老朽化が進んでおり、入居者に対してほかの町営住宅に移転するよう指導をしているところです。昭和56年以降に建設した袋団地と塚越団地の17棟については、新耐震基準が適用されており、耐震性能を有していますが、昭和54年と55年に建設された塚越団地の11棟については、耐震性の確認が必要なため、耐震診断を実施する予定です。

また、老朽化に伴う建てかえ計画につきましては、平成18年に制定された住生活基本法によって、住宅施策は維持管理や増改築などによる良質な既存住宅の充実を図るストック重視など、住宅と住生活の質の向上を図る方向に転換しました。このような政策転換を受け、当町においても、厳しい財政状況の中、いかにして効率的かつ円滑に耐久性の確保に努め、町営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ることが重要であり、現在のところ建てかえ計画は考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ただいま入居率はほぼ100%近いようなものになっておるとのことですが、逆に入居待機者という方は実際に今何人くらいいらっしゃるのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 板谷議員の再質問にお答えします。

入居の待機者は何名いるかのご質問ですが、今のところ待機をされている方はいらっしゃいません。先ほどもお話ししましたように、あきが1戸ありますので、これは塚越団地ですが、常時募集をしているような状況となっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） わかりました。

入りたいという人がいないということのようにお聞きしました。なぜいけないのか、町営住宅に入りたくない、要するに今の現代のニーズになっていないような町営住宅なのかということも考えるべきではないのかなというふうに思います。やっぱり、最近のアパートとかマンションとか、そういうのを見ますと、住環境の整備というものは、おふろ一つとっても相当いいようなものだと思います。そういうような設備ではないのかなというふうな気もいたします。そういうことを踏まえて、やっぱり長瀬町が人口が欲しい、人口が必要だというような中では、やっぱりそういう住環境の整備というふうなものも必要だというふうに私は解釈いたします。

また、耐震補強については、蔵宮団地、根岸団地はほかに移ってくれというような示唆をしているというふうにお伺いしましたけれども、もしその建物が地震でぶっつぶれた場合において、その責任は町としてとれるのでしょうか。やっぱり、そういう耐震的なものをきちっとしておいて、本当に住みやすいような形のものを与えてやるべきではないのかなというふうに私は思います。再度答弁をお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員の再質問にお答えします。

まず初めに、町営住宅の住環境の整備が望ましいというような内容になるかと思いますが、現在長瀬町では町営住宅長寿命化計画というものを計画しております。これによりまして、必要なときに必要な補修をしまして、町営住宅の維持修繕に当たりたいというふうに考えております。計画を立てるに当たりましては、居住されている町民の方がいらっしゃいますので、そういう方のご意見をお伺いしまして、計画に反映させているところでございます。

また、耐震補強の関係ですが、根岸団地、それと蔵宮団地の耐震補強についてというご質問になるかと思いますが、議員ご承知かと思いますが、両団地の住宅につきましては、建設されたのが、先ほども説明いたしましたとおり、昭和35年以降に建てられた木造の平家建てとなっております。そのため、耐震補強をする必要もありますけれども、それよりも先に老朽化が激しいということで、ほかの町営住宅への移行も進めているところでございます。耐震化されていないというような状況もありますけれども、それよりも先に、今お話しした状況もありますので、なるべく住民の方にはご理解をいただきまして、ほかの住宅へ移行していただくようにご協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 板谷議員に申し上げます。

再々質問を終わりましたね。ですので。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） イノシシによる被害対策について、地域整備観光課長にお伺いします。

近年、イノシシが人家近くに出没するようになり、その数も急増していることから、イノシシ被害は今や農林業だけでなく、私たちの日常生活を脅かす大きな問題となっています。このため、イノシシによる被害対策に取り組み、安全対策や被害軽減に努める必要がありますが、町での被害対策の取り組み状況を伺います。

また、中央公民館付近に箱わなを仕掛けましたが、効果があったのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

現在町が取り組んでおります有害鳥獣による農作物への被害対策は、防護と捕獲の2つの視点から対策を講じております。まず、防護対策でございますが、有害鳥獣による農作物への被害に対する自己防衛を推進するため、秩父地域鳥獣害対策協議会の指導のもと、町内3カ所にワイヤーメッシュや電気を活用した獣害防止実証圃を展示し、その効果を実証することで防護さくの普及に努めているところでございます。また、これら防護さくを設置する際の設置者の費用負担を軽減するため、資材購入費の一部を補助しております。

次に、捕獲対策でございますが、イノシシを初めとする野生生物は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によって狩猟の時期や方法が定められており、無許可、無免許で捕獲、殺傷することはできません。有害鳥獣による被害が深刻で、自己防衛したにもかかわらず被害が生じる地域については、地元区長を通じて有害鳥獣捕獲要望書をご提出いただき、町職員が現場を確認した上で対策が必要と判断した場合には、町が有害鳥獣捕獲業務を委託しております長瀬町狩猟クラブに出動を要請し、猟銃やわなによる捕獲を行っていただいております。また、イノシシの出没場所が人家の近くであり、出没时间帯が日の入り後であったりする場合には猟銃の使用が制限されるため、防災無線を活用し、広く地域住民に注意を促すとともに秩父警察署に巡回警備を要請するなど、地域住民の安全確保に努めております。

しかし、防護と捕獲対策だけではイノシシ被害を抑えることはできません。イノシシ被害を防ぐためには、イノシシのすみかや隠れ家となる耕作放棄地の解消と管理不足の竹林や森林の再生が不可欠であり、また住民一人一人がえさ場となるコンポスターの使用を控えたり、野菜くずを畑に捨てないなど、イノシシのすみづらい環境をつくるための取り組みが最も重要な対策の一つとなってきております。今後は、防護と捕獲にすみ分けの3つの対策を地域ぐるみでバランスよく行うことの重要性を前面に押し出しながら、引き続き有害鳥獣による被害対策の推進を図りたいと考えております。

最後に、中央公民館付近に設置した箱わなの成果につきましては、残念ながら捕獲には至っておりません。設置したことで、中央公民館付近のイノシシが出没しなくなったという意味では効果があったと言え

るのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 再質問したいと思います。

イノシシなのですけれども、ここに書いてありますように、中央公民館付近にはよくイノシシが出て歩いています。観光客の人が「この辺でイノシシを飼っているのですか」と、ふざけるんじゃないよと思いつながら、「いいえ、飼っていませんよね」と言ったら、「ああ、じゃ、車だからよかったですね」ということなのですけれども、確かにイノシシさんが歩くところというのがわかるのです。それで、よく公民館の近くから、それから国道までの間がよくイノシシの通路になっていまして、この間の2月の雪の、1月20日、雪の降った日にイノシシが歩いてきましたので、私、おっかなくて、出て、それで写真を撮ろうと思っただけなんですけれども、すぐそこの高橋さんのうちの物置のほうに入ってしまっていて、写真が撮れなかったのですけれども、現場を撮ればやっぱり説得力があると思っただけなんですけれども、動くものだから、ちょっとだめだったわけなのですけれども。

何しろ、イノシシは日没あたりからが出てくるのが多いのです。ですから、近所の方が塾に送り迎えしたりとかというときにすごく大変だからということと、それから、どこそこと言ってもまたあれなのですが、杉郷付近の方はよく農業で、農協に出している方がすごく多いのです。そうしますと、やっぱりくずというのは全部食べ切れませんので、どこかへ捨てたりとかするのに、それがあるからなおのことイノシシさんが出てくるのが多いのかなとも思うわけなのです。

それで、捕獲の箱わなを仕掛けたのですけれども、あいにくイノシシではないのが1匹入ったというようなことも聞いておりますけれども、事故がなければ何もなくていいということで。あと、聞くところによりますと、樋口地区のほうに1匹出て、それで狩猟クラブの方がしとめてということもお聞きしたのですけれども、本当によかったなと思いますけれども。何しろ、聞くところによると、かわいいイノシシが2匹出て歩いているのです。そうなので、これからは、逃げるということが一番なのでしょうけれども、逃げられない場合ということもありますので、いなくなってしまうものだから、防護とかなんとかということできないのですけれども、ここで今聞きましたら、農作物については防護さくをつけたりということなのですけれども、一番は人間が、もしも事故があった場合のことが一番大変だと思います。見回りとか警察に通報してくださいということも言われたのですけれども、警察に通報したって、警察が来る前にイノシシは逃げてしまいますので、周知徹底をよくしてということで、注意を促すということもさっき言われましたけれども、ぜひ注意、今はないですけれども、これからはずっと引き続きそれを続けていただけるのかどうか質問します。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の捕獲事業を引き続き行うかというようなご質問の要旨かと思っております。最近、地域整備観光課で主に担当する部署としますと、畑が荒らされたとか農作物に被害がある場合に捕獲をしますよというようなことで事業を進めているわけなのですけれども、ここ最近の出没の状況は、畑以外にも人家に近いところでの出没が見受けられますので、そういうときですと人的被害の可能性があると思っておりますので、特に畑以外の状況でも対策を行う必要があると考えますので、引き続き同様の事業は行っていきたいと思っておりますので、またイノシシ等の出没がありましたら、遠慮なく連絡をいただければというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 何事もなければ一番いいことですので、ぜひそれをお願いいたします。

次に、2番に移ります。税収の確保について、税務課長にお聞きします。景気の低迷などにより、財政状況は依然として厳しく、重要な自主財源である町税の伸びが見込めない現在では、徴収率の向上に取り組み、税収を確保する必要がありますが、どのような手だてを講じているのか伺います。

町税だけでなく、国民健康保険税、それからあと介護保険、わかるようでしたら税務課長だけでいいですので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えします。

徴収率の向上の取り組みとして、本年度、コンビニ収納の導入、納税推進コールセンターの設置、滞納者への催告書の工夫、普通徴収から特別徴収への移行の推進の4つの取り組みを重点に行っております。まず、コンビニ収納についてですが、役場や金融機関では納付時間や曜日等に制約があり、納税に対する環境が整っていないため、納税者が24時間、365日、いつでも納付できる環境整備を図るため、23年度より町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税目についてコンビニ収納の導入を行いました。5月から1月までの4税目で3,900件、約5,500万円の収納があり、軽自動車税では全体の約20%、町県民税では約11%の収納率となっております。予想を上回る収納率になっていることから、納税者のライフスタイルの変化に合わせた納税環境が図れているのではないかと考えております。

次に、納税推進コールセンターによる電話での納税案内ですが、埼玉県の緊急雇用事業を活用し、県内の業者に委託し、9月より2月までの半年間、電話による納税案内を行いました。この事業は、納期限を過ぎても未納状態の納税者に対し、期限の到来を案内し、うっかり忘れを防止し、新規滞納者の抑制を図っています。委託事業については、昨年度に続いて2年目となりますが、コールすることにより督促状の発送数が減少したことからも、納期内納付の推進が図れていると考えております。以上2事業が、現年の徴収率の向上を図るための事業です。

3つ目の催告書の工夫ですが、滞納者に対し発送する催告書については、滞納の状況により文書の内容を変え、イラストを入れたり、封筒の色や用紙の色にも変化を持たせ、滞納者へインパクトを与える工夫を行っております。本年度は、秩父県税事務所と共同により6回の催告を行いました。催告書の発送や滞納者との折衝により、前年度に比べ滞納繰り越し分の徴収率の向上が図られております。

4つ目として、普通徴収から特別徴収への移行の推進ですが、秩父県税事務所との共同により、普通徴収に行っている事業所に対し、特別徴収を行ってもらえるように、事業所に出向き、依頼を行っております。普通徴収から特別徴収になることにより収納率の向上が図れるため、今後も県と共同し、推進してまいりたいと考えております。以上4つの事業を重点的に行っております。

なお、現在の収納状況でございますが、平成24年2月29日現在の町税の収納率は、現年分89.62%で前年度対比3.9%の増、滞納分については20.40%で前年度対比5%の増となっており、各施策の効果が出ているものと思われまふ。公平公正な税徴収には、なるべく初期段階での滞納の悪循環を断ち切り、滞納額をふやさないことが重要だと考えております。そのためにも納税環境の整備は必要であり、クレジット収納の導入やペイジー等も検討し、納税者の利便性の向上、納付率の向上を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） コンビニ収納、納税推進のコールセンター、催告書の工夫とかということで、いろいろ努力していることはよくわかりました。

私も一度、コールセンターから電話が来たのです。何事かと思って、「えっ、何」と、私、身元調査をたくさんしたのです。「どういうわけなのですか、何であんたが電話をかけるのですか。あんたは、だって、長瀬町役場の人じゃない、声が違うもん」と言っていて、文句を言ったのですけれども、これこれ、こういうわけですよ、頼まれているからということなので、ああ、そうなのだということで、これもうっかりで、しょうがないから、電話をもらってしまったのでは、もう役場へ行かなくてはということで、多分よかったかと思うのですけれども。コールセンターからのって、すごく、一番最初、もらうとびっくりしたというのが実情でした。そして、声も、優しい声なのですから、やっぱり長瀬町の人と言っている声と、それから違う方の声というのは、やっぱり町内の人と町外の人、ちょっとニュアンスが違うので、ああということで、ちょっと、おれおれ詐欺もはやっていましたので、ああ、それだと思ったこともあるのですけれども、これで言って。

そして、今聞きましたら、収納率が89.6%で3.9%増、本当に景気が低迷して、何しろ一番は食べていかななくてはならないから、税金というのは一番後回しになるということです。そうなんですけれども、この分で見ますと、収納率が随分よくなっているということで、何しろ、町でも家庭でもそうですけれども、お金が入ってこないことには次の事業をするということにはできませんので、税務課長以下一丸となってやっていただいています、収納率がなるべく、県内でも収納率のほうはトップクラスだけれども、役場の順位からいくと一番小さいほうから2つ目だけれどもというようなこともありますけれども、そのときには収納率だけはいいのだということで、1番になれるぐらい胸を張って威張ってられるような、収納率向上にこれからも引き続きしていただきたいと思っております。

以上です。本当にご苦労さまでした。頑張ってください、これから年度末があるから。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第13号までの13件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第1号 長瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第1号 長瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の提案理由を申し上げます。

平成14年4月に施行された公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への長瀬町職員の派遣制度を整備する必要性が生じたため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第1号 長瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由にもありましたように、平成14年4月に施行されました公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、長瀬町職員の公益的法人等への派遣制度を整備するため、新たに設けさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、条例案をごらんいただきたいと存じます。まず、第1条でございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、以下「法」といいますが、その法の規定に基づき、長瀬町職員の公益的法人等への派遣等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条でございますが、その第1項は、法第2条第1項各号に掲げる団体、一般社団法人等でございますが、そのうち町の事務に密接に関係するもので、かつ町が人的支援を行うことが必要となるものとして、規則で定めるものとの間の取り決めに基づき、職員を派遣することができるという規定でございます。

また、第2項は、派遣することができる職員から除かれる職員の規定で、第1号の臨時的任用職員、第2号の非常勤職員、第3号の条件つき採用職員、第4号の再任用職員、第5号の休職、停職職員、職務専念義務が免除されている職員とするものでございます。

第3項でございますが、派遣する公益的法人等と合意しておくべき事項として、次のページになりますけれども、第1号の福利厚生に関する事項と第2号の業務の従事の状態の連絡に関する事項を定めるものでございます。

第3条でございますが、職員派遣を継続することができない、また適当でないと認めるときは、派遣職員を直ちに職務に復帰させるものでございますが、その場合を具体的に定めるもので、第1号は、役職員の地位を失った場合、第2号は、法またはこの条例の規定に適合しなくなった場合、第3号は、第1項の取り決め反することとなった場合、第4号は、心身の故障のため、職務の執行に支障等がある場合や必要な適格性を欠く場合に該当することとなった場合、第5号は、長期休養を要する場合や起訴された場合に該当することとなった場合、または災害により生死不明などとなった場合、第6号は、法律、条例、規則、規定に違反等をした場合などに該当することとなった場合とするものでございます。

第4条でございますが、法第6条第2項に規定する地方公共団体の委任業務、地方公共団体と共同して

行う業務、地方公共団体の事務や事業を補完もしくは支援すると認められる業務などの業務に従事した者は、給料等を支給することができるとするものでございます。

第5条でございますが、派遣先団体においてついていた業務を公務と見なし、職員が公務上負傷した場合などで長期休暇を要する場合に該当して休職となったとき、その期間中は給与の全額を支給するという、職員の給与に関する条例第16条第1項の規定を適用するものでございます。

第6条でございますが、復帰した場合の職務の級及び号給は、他の職員との均衡上必要と見られる範囲内で規則で定め、必要な調整を行うことができる旨の規定でございます。

第7条でございますが、規則で定めるところにより、派遣先団体における処遇状況や派遣後職務に復帰した職員における処遇状況を町長に報告しなければならないというものでございます。

第8条でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今これを読ませていただいて、これはどこに行くための改正を出してきたのか。そして、私が、この条例は以前、もうかなり前、これも14年4月と書いてある、いろんなところでこの改定をしているのは、もうとっくにやっているわけです。我が町はずっと、これは必要なくて放置というか、必要がないからこのままに置いて、必要が生じたので、これを出すのだなという私は解釈をしました。そこで、この派遣に関する条例を出して、どこの団体にどなたを派遣するのか教えていただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

どこにだれをとということのご質問でございますが、この条例のところにもありますが、どこにというのは規則のほうで規定させていただく形になるのですが、一応予定で申し上げさせていただきますが、規則で、今考えておところが社協、それからシルバー、観光協会、商工会、埼玉県町村会などを想定してございます。だれをとということ、ちょっと私のほうからは差し控えさせていただきたいと思えますし、人事のことなので申し上げられません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 総務課長が答えられなかったら、町長に質問したいと思えますけれども、この改正案を出して、これは認めていくわけなのでしょうけれども、これを出した以上、目的があると思うのです。はっきり言えば、私は今思っているのが、あれ、これは観光協会に派遣するための道普請をしているのかなという思いでいるわけです。

そこで、今総務課長が言うように、人事は町長に、あれだから答えられないというのはいいのだけれども、これを出してくる時点で、そういう目的があって出したのだらうから、これでもう、一般質問でも何でも観光協会の話も出しているのです、町長、いかがですか。もしよかったら教えていただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この派遣先の問題は、今総務課長が申し上げたような場所に限定されると思います。私は、前からこのことについては考えていました。ただ、条例で規制されているということについてはわからないわけではなかったのですが、実は社協に青木君を出していったときに、これは条例に違反だから戻さなければいけないということがあって、それで急遽、町に引き取ったというか、戻っていただいたという経緯がありまして、最近いろんなことを考えて、職員の派遣も頭の中に入れて考えたほうがいいのか、具体的についてはまだ、この条例をお決めいただければできないわけですから、決めていただきませば、具体的なことについては考えていきたいと思います。

何とか、法人のところ、それから町、県ともいろんな人事交流をするということが職員の活性化にもつながるだろう、言ってみると、町の中でちょっと沈んでいるというような職員も見られるわけでありまして。そういうことも含めて、活性化のためにそういう制度をつくっていきたくて考えましたので、どういうふうにしたらいいのかということをお話をいただきましたので、それでは、議会の承認事項ですから、議会にご承認をいただいて、それから先についてはお認めいただければ考えるというふうにしておりまして、まだ具体的なものについては、何かうわさをこの間聞きました。しかし、そのうわさと私の考えが一致しているということではありません。そういうことも含めてご理解をいただき、ご承認をいただければありがたいというふうに考えています。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今町長が何かうわさ話というのだけれども、何かうわさが立っているのでしょうか。

私は、この条例案を審議する上で、何にもわからないで、ただこの文章をばらばらと読んで、はい、では賛成の人とって、わけが、どこへどういうふうにするのかわからないで立つわけにいかないの、今聞いていました。具体的にないというお答えなのですけれども、何もなくてこれは出してきたのかな、さっきも言うように、この条例があるのは私も知っていました。以前、何代ぐらい前の観光課長かな、観光協会の話が出たときにこういう話が議題に上がりました。そのときに私は勉強もさせてもらいました。

その後、これをいろんなところで変えているのに、長瀬は変えないで、出してこないから、これは必要ないのだからという解釈ですって、今出てきたので、この後、質疑が終わって採決になったときに、わかっているのだったら賛成も反対も言えるのだけれども、ちょっとわからないから今聞くのだけれども、具体的にそういうのが何もないまま、ただこれを可決だけさせておいてくれというようなニュアンスに聞こえるのだけれども。これが最後の質問なので、もう一度、町長、申しわけないですけれども、目的があったら教えていただきたいと。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 一番の目的は、職員の内部の活性化というのを考えました。そのときに、職員を外に出して働かせるような方法はないのかと、先ほど言ったように申しましたところ、条例をつくらなければできませんというお話をいただいたので、それでは条例をつくってもらうように議会に提案をするということで、きょうのこのご提案になったわけでありまして。だから、具体的なことについては、これがお決めいただければ、4月1日までに出すか出さないかも含めて決めたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） この条例なのですけれども、平成14年4月に法律ができて、10年間ほっぽっておいて、そして24年、10年間たって、それで必要だから、必要でなかったのだから、いいや、いいや、そのままほっぽっておけというのも一時はあったと思って、それはそれでいいと思うのですけれども。

今関口議員がいろいろ質問しましたので、あといろんなことは割愛しておきますけれども、この条例が通りまして、賛成多数で可決された場合に、4月1日から、派遣者の人数ぐらであればわかると思うのですけれども、何人を大体予定しているのでしょうか、それだけ聞きたいと思って。5人になったり、10人になったり、ただの1人になるということもあり得るかとも思うので、おおよその予定が。10年ほっぽっておいたものが条例が出るということは、目的がなければ絶対出さないとしますので、そここのところがわかっただら教えてもらえたらありがたいかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 役場の職員も、私が就任したとき104人、今87人だと思います。それが多いか少ないかというのは皆さんの判断にお任せいたしますが、そんなに多くの人を出せるという状況ではない、最高でも2人か3人ということになると思います。これはいろんな人から、だれとだれが出るそうではないかというような話を聞きましたが、私の考え方と多少違っているようでございまして、このことについてはここで申し上げるのは差し控えさせていただきますが、この条例案をお認めいただいて、活性化のための第一歩に踏み出したいというふうに考えています。停滞は最大の敵だというふうに考えておりまして、今まで気がつかなかったのが大きな間違いだったなという反省をした上でのご提案でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） これは、法律が平成12年4月26日というようなことで出されたということだと思いますが、本来いろいろな条例をつくっていくのに、私はこの1年しか知らないのですけれども、国、県、市町村ということで、追って条例を出していくというのが通例のようになっているのですが、今大島議員も言われたように、10年間ぐらいですか、ある意味放置されていたというのをここで出されたということは、ある程度そういう意図があるのかなと。

派遣する場合に、法律のほうで、業務の円滑の実施の確保等を通じて地域の振興、それから住民の生活の向上、諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするというふうなことにうたわれています。先ほど町長は、町役場の活性化ということがその目的なのだというお話でしたが、この法律の内容とちょっと違うのかなと。もう一点、もしそういうことで、今度は町職員のというか、役場内の活性化というふうなことであれば、私が想像するに、職員を派遣するとすれば埼玉県町村会ということが一番の念頭にあるのだろうと推測しますが、以上、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたしますが、今村田議員がお話したように、埼玉県町村会に出そうという気持ちはありません。ただ、町の中の、今先ほど申し上げた4つの組織の中に出してやっていけばいいのではないかという考えを私は持ちました。そうなったら、いろんなうわさが出てきたり、固有名詞が出てきました。だから、私がここで今申し上げるわけにはいきませんが、その4つのうちに出すのであれば、1人ないし2人を出して、派遣して活性化に努めていきたいと、そういうふうに考えたところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番(村田徹也君) もう一点お伺いしたいと思います。

私は、そのことによって本当に活性化するという事なのであれば、これは見守りをして、いや、そうではなかったということだと、ちょっと私あたりも賛成したとしたらまずかったかなと。当然のことながら、任期というのは3年以内ということですよ。法律に基づいてということですよ。最大限延長しても5年間というふうなことが法律でありますので、そのところの年数とかいうのは今現在でお考えがないのかどうか、またその派遣される職員が同意をするということもこれは法律で決まっているわけですが、そのところもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(大澤タキ江君) 総務課長。

○総務課長(大澤彰一君) 先ほどの年数の関係は、当然法律内で考えて、あとはそれ以内ということだと思いますので、具体的にいつかというのはちょっとわかりませんが、いずれにしてもその範囲内という形になるかと思います。

以上でございます。

○議長(大澤タキ江君) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 長瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時45分

○議長(大澤タキ江君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤タキ江君) 日程第7、議案第2号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第2号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革第2次一括法）の公布により社会教育法が改正され、公民館運営審議会委員の委嘱に係る基準については社会教育法で定めるものから条例で定めることになり、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

- 教育次長（大澤珠子君） 議案第2号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

町長の提案理由で述べましたように、国が進めている地域主権の推進の一環で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布され、それに伴い、社会教育法の一部が改正されました。公民館運営審議会委員の委嘱に係る基準については社会教育法で定めていましたが、改正により各自治体の条例で定めることとなり、既存条例であります長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部改正の必要が生じたものでございます。

それでは、2枚目の参考資料、新旧対照表をごらんください。第13条、公民館運営審議会について規定したものでございます。現行で、社会教育法に基づいて設置し、委員も法で基準を定めているとしたものを、改正案では、第1項で審議会を置くことを規定し、第2項で委員の定数と委嘱の基準について第1号から4号までを規定しました。なお、この委嘱基準は平成23年12月1日に公布された文部科学省令で定めたものでございます。

第3項では、委員の任期と補欠委員の任期を規定しています。

また、現行の第4項で解職について規定していましたが、現状を考慮し、特に必要ないことから削除することとしました。

なお、社会教育法の改正が平成24年4月1日から施行されることから、附則でこの条例は平成24年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第3号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第3号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険制度では、財政の均衡を図るため、3年間で1つの事業運営期間として設定しており、平成24年度から新たな事業運営期間に入ることに伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第3号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

介護保険制度では、保険財政の均衡を図るため、3年間で1つの事業運営期間として設定されておりますが、平成24年度から26年度までの3カ年を第5期介護保険事業計画期間として事業を実施していくこととなります。この計画の策定につきましては、町の健康福祉推進委員会で審議していただき、全員協議会でもご説明させていただいたところですが、今回の条例改正の内容は、保険料の改正と保険料の段階を、現行の6段階のうち第3段階と第4段階に特例を設けさせていただき、より低い保険料率の設定を行うものでございます。

まず最初に、第2条の改正でございますが、お手元に配付してあります新旧対照表の改正案をごらんください。第2条でございますが、第4期の計画期間が今年度で終わりますので、次の第5期を平成24年度から26年度までの3カ年に改め、保険料を介護保険法施行令に定められている保険料率の算定に関する基準により算定した（1）から（6）の額に改めるものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

また、附則の第3条、第4条は平成24年度から26年度までの保険料率の特例でございますが、第3条は、特例第3段階として基準額の65%の年額3万5,100円、第4条は、特例第4段階として基準額の90%の年額4万8,600円とする、より低い保険料設定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 済みません、第3条、第4条の特例ということなのですが、このところはちょっと認識不足で、私、理解できないところがあるので、それを少し教えていただきたいと思うのですが、そうではなくて、前回の全員協議会でも申しましたけれども、皆野町と長瀬町を比較して、高齢化率が昨年、23年度、皆野町は29.8%、長瀬町が29.2%ということで、高齢化率はほぼ同じと。ただ、横瀬については25.5%の高齢化率と、計算してみましたら、横瀬は非常に介護保険料が高いということがわかりました。皆野と比較してちょっと高い、また皆野も多分値上げになるのかなと思うのですけれども、平均すると400円ですか、500円ですか、ちょっと私、計算方法がよくわからないので、私が計算したら400円上がるのかなと、平均です、感じがするのですが。この苦しい時代に、全員協議会でお答えもしていただいたのですが、何とか値上げできないでやる方法はないのかなと。済みません、そこだけ質問させていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の介護保険料の基準額の関係でございますが、郡内で一番安いのが皆野町の予定です。今までも、一番安いのは皆野町さんでございました。皆野町さんの伸び率は300円ということになっております。長瀬の場合は、4,000円が4,500円ということで500円伸びるのですけれども、秩父市さんが560円、それから小鹿野町さんが700円というふうに伸びていく予定です。

こういうふうに見ますと、長瀬は真ん中辺なのかなと思うのですけれども、皆野町さんの安い状況はちょっと詳しくはわかりませんが、長瀬町の場合は、前回の計画のときは3段階に分けてやってやったわけなのですが、前回のときの計画でいいますと、高齢化率は予定よりちょっと伸びてしまいましたが、認定者数はほぼ予定どおり、1人か2人違うぐらいでほとんど変わりませんでした。利用者数の中で、居宅は予定どおりだったのですけれども、施設のほう思ったより伸びずに、18人ぐらい予定より少なくなっております。その状況は、ちょうどながとろ苑が増床しましたので、町内の利用者がもっとふえるのではないかとということで予想させていただいたのですけれども、実際のところは町内の方はそれほど伸びなかったということで、人数のほうは少なく済んでおります。

サービスを使ったときの費用額が幾らになるかによって、それぞれ、国、県、それから第1号被保険者と第2号被保険者というふうに負担割合が決まっております、例えば負担がふえるのはいいわけではないのですけれども、余り安く設定してしまいますと、介護保険の会計で不足が生じたという場合は県のほうから借り入れて、今度は次の計画期間のときにその分を返さなければならないということになってしまいますので、うちのほうとしましても、今までの実績をもとに、これから次の計画期間に使うであろう見込みのサービス料を算出させていただいて額を決めているわけなのですけれども、郡内のこういうふうな状況を見ましても、横瀬町さんが前回特に高いというのは、その前のときに横瀬町さんは上げ幅を割と抑えたのです。その結果、次の期間にすごく必要になってしましまして、県のほうからかなりの額を借り入れたのだと思うのです。それを次の、だから、第4期のときに返済しなければならなくなったので、普通の伸びよりもさらに伸びた結果になっていたのかと思うのですが、今現在ですと、全体から見ると割と低いほう、一番低いのが皆野、次が横瀬さん、長瀬が真ん中、その次というふうな形になります。ほかの町村の様子などを見させていただいても、それほど高いというわけではなくて、埼玉県内では5,000円以上が3カ所あります。一番高いのは5,467円となっておりますけれども、4,000円から4,500円が31カ所とな

っております。今、埼玉県内、61市町村になっておりますので、長瀬も中間的な部分に入っているのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第4号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第4号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革第1次一括法）が公布され、公営住宅法で定める同居親族要件が廃止されるため、引き続き現行と同様の取り扱いができるよう、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、議案第4号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法で定める同居親族要件が廃止されるため、町としましては、引き続き現行と同様の取り扱いができるよう、この案を提案するものです。

これまでの公営住宅法では、公営住宅に入居するためには同居親族がいることが入居資格の一つとなっており、高齢者などを除き、原則として単身者の入居は認められませんでした。同居親族要件の削除により世帯と単身者の同居は同じ取り扱いとなります。しかし、単身者の入居を世帯入居と同じように取り

扱いますと、現在の町営住宅は世帯向けに整備されており、広い住居に単身者が入居するというようなミスマッチが生じること、最近の3年間の応募状況では平均3.12倍で、袋団地におきましては3倍と高率であり、現在の制度の中でも単身者を積極的に受け入れることが難しい状況にあること、同居親族要件を撤廃した場合、応募倍率がさらに高くなり、より住宅に困窮する高齢者、障害者等の入居機会を圧迫し、これらの入居の可能性が低くなることなどが憂慮されます。このため、従来と同様の取り扱いができるようにするものです。

議案第4号の参考資料の新旧対照表により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表の1ページの改正案の欄をごらんいただきたいと存じます。6条でございますが、入居者の資格を規定する条文となっております。6条第1項第5号では、括弧内は省略させていただき、朗読させていただきますと、「その者に現に同居し、又は同居しようとする親族があること。」と改正させていただき、同居親族要件を確保し、現行と同様の取り扱いができるようにするものです。単身者でも入居できる場合は、第6条第1項第1号アから2ページの第6条第1項第1号クまでにお示ししたとおりで、具体的には、60歳以上の方、規定されております障害者の方、戦傷病者手帳の交付を受けている方などとなります。親族要件につきましては、第6条第1項第1号の4段目以降にあるとおり、配偶者または1親等の親族に限ることとさせていただきます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの中ほどまでで第6条第1項の改正を行っているわけですが、この部分の内容につきましては、県営住宅の条例に合わせて内容の改正を行ったものです。

続きまして、第6条第2項、第3項は、引用されています第6条第1項第1号のただし書きが削除されたことにより改正をするものです。

第11条第2項は、第6条第1項第1号のただし書きが削除されたことと、号を項に改め、第6条第1項とするものです。

次に、4ページをお開きください。第53条第6項は、語句の誤りにより「前各項」に改めるものです。

条例に戻っていただきまして、最後のページになりますが、附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第5号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第5号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,090万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億5,529万2,000円にしようとするものであります。

補正内容では、歳入では、町民税、たばこ税、国庫補助金、町債の増額、負担金、国庫負担金、県補助金、基金繰入金の減額、歳出は、防災対策費、教育委員会事務局費、公民館費の増額、自治振興対策費、老人保健費、児童福祉費、予防費、道路新設改良費、公債費、利子の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第5号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,090万2,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を33億5,529万9,000円とするものでございます。

2条、3条でございますが、6、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、1番目の消防費の防災行政無線デジタル化事業につきましては、国の平成23年度補正予算により創設されました緊急防災・減災事業の消防防災通信基盤整備事業国庫補助金や有利な起債を、また2番目の教育費の第一小学校大規模改修（トイレ改修）事業につきましては、国庫補助金の学校施設環境改善交付金及び起債を活用し、いずれも今回新たに補正予算計上させていただいたものでございますが、年度内に完成することができないため、繰り越しを行わせていただくものでございます。

下の第3表、地方債補正でございますが、道路や学校関係事業の入札差金や事業縮小などにより、また防災行政無線デジタル化や第一小学校校舎大規模改修の追加に伴い、それぞれ補正するものでございます。その結果、補正前の限度額が3億4,007万3,000円が4億3,297万3,000円となるものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明いたします。12、13ページをお開きください。第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税につきましては、当初見込みに比べ、普通徴収現年課税分、特別徴収現年課税分が増額、年金特別徴収現年課税分は決算見込みにより減額となっております。

第2目法人税につきましては、当初見込みに比べ、現年課税分が増額となっております。

また、第4項たばこ税につきましては、当初見込みに比べ増額となっております。

第9款の地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金につきましては、子ども手当に係る分で、確定により増額するものでございます。

第10款の地方交付税でございますが、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、減額となっております。

第12款分担金及び負担金、第2項負担金、第1目民生費負担金につきましては、保育所の利用者の減少による減額となっております。

第14款の国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金の保険基盤安定国庫負担金につきましては、補助金決定に伴うものでございます。

また、児童保育費国庫負担金につきましては、対象者の減少により減額となっております。

また、子ども手当国庫負担金につきましては、見込みより金額、人数とも減少したことに伴い、減額となっております。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金の社会福祉総務費国庫補助金、14、15ページの児童福祉費国庫補助金につきましては、対象者の減少により減額となっております。

また、第3目土木費国庫補助金の住宅費国庫補助金につきましては、入札差金に伴う減額となっております。

第4目教育費国庫補助金の学校費国庫補助金につきましては、今回補正して行う第一小学校大規模改修（トイレ改修）事業に対する補助金でございます。

第5目消防費国庫補助金の防災対策費国庫補助金につきましては、今回の防災行政無線デジタル化を行うことに伴う補助金でございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費負担金の保険基盤安定県負担金につきましては、補助金決定に伴うものでございます。

次の児童保育費県負担金につきましては、対象者の減少により減額となっております。

また、子ども手当国庫負担金及び次の被用者児童手当県負担金から非被用者小学校修了前特例給付県負担金につきましては、児童手当と子ども手当の財源の増減となっております。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金の社会福祉総務費県補助金の障害福祉施設等支援事業県補助金及び地域生活支援事業県補助金につきましては、サービス利用者の減に伴うものでございます。

また、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業県補助金77万7,000円につきましては、障害者自立支援法の改正に伴う補助金の決定による増額となっております。

また、児童福祉費県補助金の保育対策等促進事業費県補助金及び安心・元気！保育サービス支援事業県補助金につきましては、子供数や時間数の減少に伴うものでございます。

次の社会福祉医療費県補助金の重度心身障害者医療費県補助金や15ページの一番下の乳幼児医療費県補助金につきましては、事業費の伸びに伴う増額となっております。

下から2番目の介護保険費県補助金につきましては、補助金の決定に伴う減額となっております。

16、17ページをお開きください。第2目衛生費県補助金の衛生総務費県補助金、健康増進事業費県補助金、子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業交付金につきましては、受診者、接種者の減によるもので、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金につきましては、実績としてなかったため減額するものでございます。

第3目労働費県補助金の埼玉県緊急雇用創出事業補助金につきましては、事業費がほぼ決定したことによる減額でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金100万円につきましては、秩父鉄道の100周年としていただいたものでございます。

また、第2目総務費寄附金のふるさと長瀬応援寄附金につきましては、ふるさと納税に係るふるさと長瀬応援寄附金で、8人の町外の方からいただいたものでございます。

第20款の町債、第1項町債、第1目土木債につきましては、実績による減額でございます。

また、第3目教育費及び第4目消防債につきましては、今回の補正による防災行政無線デジタル化や第一小学校トイレ改修事業に伴う起債額でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金につきましては、今回補正予算で歳入額が歳出額を上回っておりますので、財政調整基金に戻すものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の内容についてご説明いたします。18、19ページをごらんください。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費の共済費につきましては、町村議会議員の年金制度の廃止に伴う減額でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費につきましては、防犯灯LED化事業の終了に伴う委託料の減額でございます。

また、第12目ふるさと長瀬応援基金費につきましては、ふるさと納税に係る寄附金を応援基金に積み立てるものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の第11節需用費及び第12節役務費につきましては、新たな補助金に対応するための増額となっております。

また、13節委託料につきましては、利用者の減等による減額でございます。

第3目社会保険費の扶助費につきましては、不足が見込まれるため、増額させていただくものでございます。

また、繰出金につきましては、決算見込みに伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額でございます。

第4目老人保険費につきましては、負担金の決定に伴う減額でございます。

また、第5目介護保険費の役務費及び扶助費につきましては、対象者の減による減額でございます。

また、繰出金につきましては、決算見込みに伴う介護保険特別会計への繰出金の増額でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の第13節委託料500万円、次の20、21ページでございますが、第19節負担金、補助及び交付金の三角367万円並びに第20節扶助費3,000万円につきましては、対象者の減により減額となっております。

第2目児童扶助費につきましては、不足が見込まれるための増額でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費につきましては、不足が見込まれるための増額でございます。

また、第4項公衆衛生費、第1目予防費の第8節報償費から第13節委託料につきましては、受診者や接種者の減による減額でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第3目道路新設改良費及び第2項河川費の第1目河川総務費並びに第3項住宅費の、22、23ページになりますが、第1目住宅管理費につきましては、いずれも入札差金等による減額でございます。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災対策費、第13節委託料及び第15節工事請負費につきましては、国の補助金や有利な起債を利用し、老朽化している防災無線の子局をアナログからデジタル化し、双方型の通信ができるようにするものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の第13節委託料49万4,000円と第15節工事請負費につきましては、国庫補助金及び起債を利用し、第一小学校の東棟、西棟の1階から3階までの6カ所のトイレを和式から洋式にするためのものでございます。

また、第13節委託料の第一小学校大規模改修（トイレ改修）工事設計業務委託料、三角63万円につきましては入札差金でございます。

また、第20節扶助費につきましては、対象者の減に伴う減額でございます。

第5項幼稚園費、第1目幼稚園費につきましては、園児の減による減額でございます。

また、第7項保健体育費、第3目学校給食費につきましては、実績見込みによる減額でございます。

第12款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、借入金額の減少等に伴う減額でございます。

以上が今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 16、17ページの町債の土木債なのですが、道路新設改良事業債と辺地対策事業債、河川改良の、これはあれですか。それで、こちらの違うほうのページの土地購入費、それから新設改良工事、あと測量設計、20、21ページの、これはこの前の協議会でも話ししていただいた、あそこの桜新道のところになるわけですか。美術館を建てるとかという、あそこの、それをちょっとお聞きしたいのですが、場所が。その減額をしたのについてですか。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

16、17ページにあります町債部分で、地域整備観光が担当しております土木債の減額がいかようなものかという内容になるかと思っておりますけれども……

〔「20、21のものに関連してくるわけですか」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） 23年度に事業を行いました地域整備観光課担当分の道路改良事業、何本かあるわけなのですが、そのうち起債の対象となっております事業の額が確定したことで土木債の減額となったということです。特に幹線2号線1本ということでなくて、地域整備、全体として行った……

〔「しなかったという」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） いや、しなかったということではなくて、先ほど説明がありましたように、入札差金等が生じておりますので、その部分を減額させていただいたということです。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 寄附金のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

寄附金が100万円とふるさと長瀬応援寄附金が72万という歳入がございますが、歳出の部分でふるさと長瀬応援寄附金が72万、積み立てというふうになっております。この一般寄附金の100万は、一般財源に

なっていると思いますけれども、こういう寄附金関係は、寄附された方の意向を踏まえてやっぱり何らかの形で残すべきではないのかなというふうに感じますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

一般寄附金100万円でございますが、一般寄附というのは町政全般に役立てていただきたいということでいただいたお金でございます。例えば指定寄附金というのがございまして、何のために使ってくださいということであれば、それは、きちんとってはあれなのですけれども、今までもそういう形でいただいた寄附金もございます。それにつきましては、例えば基金に積んでおいて、そこから取り崩しながらそういう目的に使うという形のものもございます。先ほど言ったように、一般寄附金ということで、町政全般ということで一般財源とさせていただきます。それから、ふるさと応援寄附金でございますが、こちらにつきましては、条例で基金に積み立てるという形のものの条例がありますので、いただいたお金を基金に積み立てるという形になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第6号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第6号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億6,849万3,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、療養給付費交付金、一般会計繰入金の増額、国庫負担金、共同事業交付金の減額、歳出では、療養諸費の増額、共同事業拠出金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第6号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,849万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、説明書によりご説明申し上げます。8、9ページをお開きください。歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税及び第2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、決算見込額と予算額に差がございますので、それぞれの節につきまして増減させていただくものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、同じく第2目高額医療費共同事業負担金は、負担金決定に伴い、それぞれ増減させていただくものでございます。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金は、国保総合システムに要する経費に対する負担金へ交付金として全額交付されるものでございます。

次に、第6款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者分の医療分として交付されるものでございますが、給付実績等がふえ、当初予算額に比べ大幅に交付額が増額となるものでございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金、ページをめくっていただきまして、第1目高額医療費共同事業負担金は、1件80万円を超える高額な医療費に対応するため、国保連合会で実施する高額医療費共同事業に拠出しておりますが、その財源として県から交付されるもので、実績に基づき減額するものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金及び第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会から交付されるものでございますが、交付額の決定等に伴い、それぞれ増減するものでございます。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の第1節と第2節の保険基盤安定繰入金につきましては、国、県の負担金決定に伴い、それぞれ増減するものでございます。

第5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、繰り入れ基準額の決定に伴い、減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明申し上げます。12、13ページをごらんください。最初に、第1款総務費、第1項総務管理費、第2目連合会負担金、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、国保総合システムに要する経費に対する経費を国保連合会に負担するものでございます。なお、この負担金は全額国庫補助金で賄うものでございます。

次に、第2項徴税费、第1項賦課徴収費、第13節の委託料でございますが、電算処理業務の件数が当初

の見込みより少なくなることから減額させていただくものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は、給付実績等に基づき増額させていただくものでございます。

次に、第2目退職被保険者等療養給付費は、療養給付費交付金の交付額の決定に伴い、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、第5目審査支払事務費でございますが、処理件数の減に伴い、減額をさせていただくものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第5款老人保健拠出金、第6款介護納付金につきましては、国庫負担金額の決定に伴い、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、14、15ページをごらんください。第7款第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費拠出金及び第3目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、1件当たり80万円や30万を超える高額な医療費に対応するため、それぞれの団体の規模に応じ拠出するものでございますが、拠出金額が決定いたしましたので、それぞれ減額をさせていただくものでございます。

以上で、今回補正をさせていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第7号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第7号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由

を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,234万2,000円を減額して、歳入歳出の総額を6億259万9,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、介護保険料、支払基金交付金、基金繰入金の減額、歳出では、施設介護サービス給付費、介護保険給付費、支払基金積立金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第7号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,234万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億259万9,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料の特別徴収保険料は死亡や転出による減額、普通徴収保険料は65歳到達者の増加等により増額となったものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金と第4款の支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、第5款の県支出金の第1目介護給付費負担金につきましては、実績により国や県等の交付見込額が変更となりましたので、それぞれ減額するものでございます。

次に、第3款の第2項国庫補助金の第4目介護保険事業費補助金につきましては、制度改正に伴うシステム改修費の補助分でございます。

次に、第6款財産収入でございますが、介護保険給付費支払基金利子が確定いたしましたので、予算額との差額を減額するものでございます。

次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金でございますが、居宅介護サービス費などの保険給付費の見込額が減額となったため、町負担分の繰入額を減額するものでございます。

また、第4目その他一般会計繰入金につきましては、システム改修費用に充てるため、繰り入れを行うものでございます。

次に、第2項の基金繰入金の第1目介護保険給付費支払基金繰入金は、保険料その他の補助金等で介護費用を賄うことができるため、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、10、11ページをごらんください。第1款総務費の第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、24年度に介護報酬の改定や介護予防・日常生活支援総合事業などの新しいサービスが始まるためのシステム改修費でございます。

次に、第2款保険給付費の第1項介護サービス等諸費と第2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者や要介護者への居宅サービス、施設サービス等の利用に係る給付費等がほぼ確定し、当初に比べ変動がございますので、それぞれ補正をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをごらんください。第3項のその他諸費から第6項の特定入所者介護サービス等費につきましては、財源の組み替えのみ行うものでございます。

次に、第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金でございますが、歳入の減額により財源に不足が生じるため、積立額を減額し、財源として充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 次会の日程をご報告いたします。

あす9日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後3時47分

平成24年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成24年3月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号の説明、採決

1、議案第13号の説明、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

1、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤		實	君	8番	野	原	武	夫	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平		健	司	君
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島		勉	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（大澤タキ江君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤タキ江君） 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。



◎議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第 1、議案第 8 号 平成24年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。それでは、提案理由を申し上げます。

議案第 8 号 平成24年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第 1 項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ28億9,678万7,000円となり、前年度予算と比較し 1 億6,031万8,000円、5.2%の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、総務課長をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） おはようございます。それでは、議案第8号 平成24年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず、こちらの予算書、平成24年度長瀬町一般会計、特別会計予算と書いてあります冊子の1ページをお開きください。第1条の規定でございますが、平成24年度一般会計予算といたしまして、28億9,678万7,000円を計上いたしました。第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とするものでございます。

それでは、6、7ページをごらんください。6ページの第2表、債務負担行為につきましては、表の左にありますように、農業近代化資金利子補助には平成24年度融資分までを、中小企業経営対策資金利子補助には平成23年度融資分までについて設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債につきましては、表の左の記載の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を起債するもので、道路新設改良事業、辺地対策事業、消防施設整備事業、学校給食センター施設整備事業の建設事業や備品購入に充てる起債と臨時財政対策債の借り入れを合わせて、合計2億7,860万円を予定してございます。

それでは、次に当初予算の内容と主要事業等につきまして資料を使ってご説明いたします。今度は、申しわけありませんが、こちらの資料をごらんいただきたいと思っております。平成24年度当初予算の概要と書いてある資料の1ページをごらんください。予算書の次のところあたりに置いてあるかと思っておりますが、順番としますと、予算書があつて、その下あたりに、予算の概要のこの資料でございます、の1ページをごらんください。こちらは予算規模を一覧表にまとめたものでございますが、一般会計は28億9,678万7,000円で、平成23年度と比べ1億6,031万8,000円の減額、5.2%の減少となっております。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計を合わせて4会計の合計は45億4,573万2,000円で、平成23年度の4会計に比べ4,187万8,000円の減額、0.9%の減少となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入についてご説明申し上げます。まず、町税でございますが、平成24年度は8億4,099万9,000円で、町民税やたばこ税の増額などにより、平成23年度に比べ2,929万円の増額、3.6%の増加となっております。

次に、2番目の地方譲与税から19番目の諸収入までは、平成23年度の実績見込みや平成24年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございますが、2番目の地方譲与税から6番目の地方消費税交付金及び11番目の交通安全対策特別交付金につきましては、平成23年度と同額としてございます。

10番目の地方交付税につきましては、10億500万円で、平成23年度とほぼ同額となっております。これは、国の平成24年度地方財政計画の地方交付税の額を考慮したものでございます。

次に、12番目の分担金及び負担金につきましては、保育園保護者負担金などの減額により3,398万8,000円で、平成23年度に比べ190万8,000円の減額、5.3%の減少となっております。

次に、13番目の使用料及び手数料につきましては、平成23年度とほぼ同額の2,916万2,000円となっております。

次に、14番目の国庫支出金につきましては、子どものための手当国庫負担金などの減額により1億8,390万7,000円で、平成23年度に比べ3,866万4,000円の減額、17.4%の減少となっております。

次に、15番目の県支出金につきましては、緊急雇用創出事業県補助金の大幅な減額により1億5,876万2,000円で、平成23年度に比べ1億767万6,000円の減額、40.4%の大幅な減少となっております。

次に、16番目の財産収入につきましては、宅地分譲用地売払収入の減額により180万2,000円で、平成23年

度に比べ667万7,000円の減額、78.7%の減少となっております。

次に、20番目の町債でございますが、恐れ入りますが、予算書のほうを今度また見ていただければと思います。こちらの124ページでございます。地方債に関する調書でございます。表の一番下の合計欄でございますが、平成22年度末現在高が28億6,994万9,000円で、平成23年度末現在高見込額が30億4,955万3,000円となっております。平成24年度中の起債見込額が2億7,860万円で、平成24年度中の元利償還見込額が2億3,358万4,000円でございますので、その結果、平成24年度末現在高は30億9,456万9,000円となる見込みでございます。

なお、この表の3番目の減税補てん債、4番目の臨時財政補てん債、5番目の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。また、1番目の普通債の中の辺地対策債や2番目の災害復旧債などの元利償還金につきましても、一部普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債となっております。

それでは、また恐縮でございますが、先ほどの概要の資料にお戻りいただきたいと存じます。2ページの続きをご説明いたします。2ページの表の21番目の繰入金でございますが、歳出額との不足額に充てるための財政調整基金繰入金の額が減少したためなどにより1億5,995万2,000円で、平成23年度に比べ518万2,000円の減額、3.1%の減少となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要、主なものについて4、5ページで説明いたします。4ページの目的別歳出でございますが、2番目の総務費につきましては、防犯灯LED化事業委託料や航空写真撮影、土地家屋現況図等修正業務委託料、県知事選挙、町議会議員選挙などの選挙費の減額などにより6億9,991万4,000円で、平成23年度に比べ8,946万7,000円の減額、11.3%の減少となっております。

3番目の民生費につきましては、子どものための手当などの減少により7億6,637万2,000円で、平成23年度に比べ1,963万9,000円の減額、2.5%の減少となっております。

4番目の衛生費でございますが、秩父広域市町村圏組合定住自立圏分負担金や秩父広域市町村圏組合清掃費負担金などの減額により4億7,103万8,000円で、平成23年度に比べ2,412万1,000円の減額、4.9%の減少となっております。

6番目の農林水産業費につきましては、林道葉原線改良工事の新設などにより3,141万6,000円で、平成23年度に比べ107万7,000円の増額、3.5%の増加となっております。

7番目、商工費につきましては、長瀨観光振興支援事業委託料の減少などにより3,153万5,000円で、平成23年度に比べ4,260万2,000円の減額、57.5%の減少となっております。

8番目、土木費につきましては、道路新設改良費の工事請負費の減額などにより1億3,643万4,000円で、平成23年度に比べ1,050万6,000円の減額、7.1%の減少となっております。

9番、消防費につきましては、消防自動車分の備品購入費などの増額により1億6,863万円で、平成23年度と比べ1,893万4,000円の増額、12.6%の増加となっております。

10番目の教育費でございますが、学校給食費の機械器具購入費の増額などで2億6,453万円で、平成23年度に比べ919万3,000円の増額、3.6%の増加となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんいただきたいと存じます。こちらにも主なものについて概要をご説明いたします。1番目の人件費につきましては、議員共済会負担金の減額などによりまして7億3,198万円で、平成23年度に比べ1,943万1,000円の減額、2.6%の減少となっております。

次に、2番目の物件費につきましては、防犯灯LED化事業、長瀬観光振興支援事業、魅力ある観光地整備、ヤマユリ植栽事業などの埼玉県緊急雇用創出事業県補助金を利用した事業の減によりまして3億3,169万9,000円となり、23年度に比べ1億2,518万5,000円の減額、27.4%の大幅な減少となっております。

3番目の維持補修費につきましては、学校施設改修事業の減額などにより1,372万2,000円で、平成23年度に比べ776万9,000円の減額、36.2%の減少となっております。

4番目の扶助費でございますが、子どものための手当などの減額により3億9,979万3,000円で、平成23年度に比べ1,924万7,000円の減額、4.6%の減少となっております。

5番目の補助費等につきましては、秩父広域市町村圏組合清掃費負担金や皆野・長瀬上下水道組合し尿負担金、県知事選挙等の選挙費などの減額によりまして5億3,308万2,000円となり、23年度と比べ3,593万3,000円の減額、6.3%の減少となっております。

次に、6番目の普通建設事業費につきましては、道路新設改良事業や消防施設整備事業の増額などにより1億5,240万円で、平成23年度に比べ2,248万8,000円の増額、17.3%の増加となっております。

9番目の積立金につきましては、宅地分譲用地売払収入の減額により50万3,000円で、平成23年度に比べ655万5,000円の減額、92.9%の減少となっております。

13番目の繰出金につきましては、皆野・長瀬上下水道組合下水道費負担金や介護保険特別会計繰出金などの増額により4億4,963万8,000円で、平成23年度と比べ3,005万円の増額、7.2%の増加となっております。

以上が平成24年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは、次に各担当課の主要事業の主なものにつきまして、平成24年度この予算書に基づきご説明いたします。

最初に、総務課分につきましてご説明いたします。予算書の34、35ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございますが、職員の給与関係や研修関係、庁用車の管理、秩父広域市町村圏組合への負担金などの経費となっております。また、新たに町村合併70周年、町名変更40周年記念式典を行う費用を第8節報償費に計上してございます。

また、36、37ページには、新たに11年以上保存文書の書庫が満杯になるため、入り切れない文書箱を専門業者に委託する費用、公文書保管委託料や、県町村会で実施する統一試験日程と別な独自の日程で職員採用試験を実施する費用、職員採用試験事務委託料及び第14節の職員採用試験会場用備品借上料を計上してございます。また、地域主権一括法の施行により町例規の改正を実施する必要性が生じ、関係法令等の洗い出し調査を委託する費用といたしまして、地域主権改革推進支援業務委託料も計上してございます。

37ページの第2目広報広聴費につきましては、「広報ながとろ」の発刊に係る費用でございます。

第3目財政管理費でございますが、予算書の印刷代などでございます。

第4目財政調整基金費でございますが、財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第2条の規定による積立金でございます。

38、39ページをお開きください。第6目財産管理費でございますが、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などの経費でございます。新規といたしまして、管理しやすくするための費用、公有地樹木伐根業務委託料と、また悪臭を除去するための費用、役場庁舎トイレ高圧洗浄業務委託料を計上してございます。また、15節の工事請負費には、役場庁舎照明器具のLED交換工事も計上してございます。

40、41ページをお開きください。第8目交通安全対策費でございますが、交通指導員への報酬や費用弁償等でございます。

第9目自治振興対策費でございますが、自治振興対策としての行政区に対する補助金、防犯灯に係る費用でございます。新たに23年度実施した防犯灯LED化の再要望に対応するための若干の基数分も計上してございます。

第10目諸費でございますが、正副区長等の協力により円滑に行政事務を推進するための費用でございます。

42、43ページをお開きください。44、45ページ、次のページにもわたりますが、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、L G W A Nなどの内部情報系システムの運営管理、また住民・税務・財務の基幹系システムの管理を行う費用や、ちちぶ定住自立圏としての負担金などとなっております。なお、新規といたしまして、45ページでございますが、24年度から基幹系システムのデータを役場から別な場所で保管するクラウドシステムを採用する費用、クラウドシステム利用料、ライセンス料を計上してございます。

少し飛びますが、48、49ページをごらんください。第5項選挙費及び次の第6項統計調査費でございますが、各種選挙や各種統計を行う費用となっております。

また、飛びまして、86、87ページをお開きください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金や新たに秩父消防署北分署に係る皆野町への負担金でございます。

また、第2目非常備消防費でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の報酬や費用弁償などとなっております。また、24年度は新たに整備後22年経過している消防ポンプ車1台の更新を行う費用を自動車購入費でございますが、計上してございます。

次のページにもわたりますが、第3目消防施設費でございます。消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽などの消防施設の維持管理を行う費用でございます。

88、89ページの第4目防災対策費でございますが、町の防災行政無線や県防災情報システムの維持管理などの経費となっております。また、新規に自主防災組織の活動を支援するための補助金制度を設ける経費を、89ページの一番下になりますが、計上させていただきました。また、委託料において、新規2件でございますが、長瀬分署から北分署への接続の切りかえに伴う経費及び屋外拡声子局の邪魔になる木を伐採してもらった費用となっております。

また、少し飛びまして、112、113ページをお開きください。第12款公債費、第1項公債費でございますが、町債の元利及び利子の償還を行う費用となっております。

以上が平成24年度当初予算の概要と総務課の主なものについてご説明いたしました。

○議長（大澤タキ江君） 次に、税務課長、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 続きまして、税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、町税の歳入関係についてご説明いたしますので、平成24年度当初予算書の12ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、款1町税、項1町民税、目1個人町民税でございますが、本年度予算額が3億1,603万7,000円で、前年度当初予算額と比較しまして4,360万7,000円、16%の増収と見込んでおり

ます。個人町民税の平成23年度の個人所得控除等の改正により増収が見込まれることから、増額と見込んでおります。

次に、目2の法人町民税でございますが、本年度予算額が3,617万4,000円で、前年度に比べ509万8,000円、16.4%の増収と見込んでおります。法人町民税につきましては、昨今の経済情勢をかんがみ、また町内企業の業績見通しの結果、一部企業において業績が回復基調であるところから増額で見込ませていただきました。

次に、款1項2目1の固定資産税でございますが、本年度予算額が4億2,965万1,000円で、前年度と比較いたしまして3,116万、6.8%の減収と見込んでおります。平成24年度は評価替えの年度でございますことから、土地について依然として地価が下落状態が続いていますことから、5.8%の減額で見込んでおります。家屋につきましては、評価替えの関係で評価基準に基づき、木造家屋0.99、非木造0.96%で、再建築補正率で見込み、10%の減で見込んでおります。また、償却資産につきましては、設備投資を若干見込むとともに、減価償却分を考慮いたしました結果、1%の減額で見込んでおります。

次の目2国有資産等所在市町村交納付金でございますが、本年度予算額が142万7,000円、前年度と同額で計上させていただきました。

次に、項3目1軽自動車税でございますが、本年度予算額が1,770万9,000円で、前年度に比べ64万5,000円、3.8%の増収を見込みました。これは、当初予算の作成時で登録台数をもとに見込み、軽自動車税の乗りかえ、軽乗用車税の乗りかえ等需要増等の増加を考慮に入れ見込んでおります。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。項4目1のたばこ税でございますが、本年度予算額が4,000万円で、前年度に比べ1,110万円、38.4%の増収と見込んでおります。たばこ税につきましては、喫煙環境が年々厳しくなり、減収の方向でありましたが、平成22年10月のたばこ税の値上げによりまして、消費本数は減少傾向にありますが、たばこ税の税収は増額となっております。23年度の実績及び消費減少などを考慮しまして増額で見込んでおります。

次に、項5の鉱産税につきましては、科目の存置でございます。

恐れ入りますが、12ページに戻って一番上の欄をごらんいただきたいと思っております。町税の合計額でございますが、本年度予算額が8億4,099万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして2,929万円、3.6%の増収と見込むものでございます。

次に、歳出関係につきましてご説明申し上げます。申しわけございませんが、44ページをごらんください。税務課の主要事業でございますが、項3目1の税務総務事業につきましては、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価審査委員会の設置などを行う事業でございます。

次の項3目2の賦課徴収事業でございますが、賦課徴収事業は町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための事業でございます。

45ページの時点修正鑑定評価業務でございますが、依然として地価の下落傾向が続いておりますことから、今年度についても適正な時価を算定するために鑑定を委託する事業でございます。

次に、47ページをごらんください。長瀬町納税推進コールセンター設置事業でございますが、緊急雇用事業を利用して納税コールセンターを設置し、納期内納付を図り、滞納を未然に防止するものでございます。

次の「(新)」とありますが、申告受付支援システムソフトウェア保守委託料から3項目についてです。申告支援システムは平成15年度から導入していたものですが、新たに国税との電子連携を図るため、国税

連携対応機能システム化に伴い、保守契約を行うものでございます。

次の公図資料情報システム保守料でございますが、22年度緊急雇用事業を利用した公図の電子化に伴う年間の保守料でございます。

14の使用料賃借料の中で滞納整理システム法人連携機能でございますが、現在法人税の賦課システムと滞納システムとの連携がされていないため、滞納整理業務に連携機能を持たせ、他の税目と総合管理するものでございます。また、そのほかにインターネット公売事業及び納税環境の充実を図るためコンビニによる収納事業でございます。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、町民課長、お願いいたします。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） おはようございます。続きまして、町民課関係の主要事業のうち主なものにつきまして、同じく平成24年度予算説明書に基づき説明申し上げます。

説明書の46、47ページをお開きください。最初に、住民担当の業務で、第2款総務費、第4項第1目の戸籍住民基本台帳費でございますが、戸籍住民基本台帳業務等を行うために必要な経費として、OA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する費用でございます。

次に、少しページが飛びますが、56、57ページをお開きください。給付関係で、第3款民生費、第3目の社会保険費でございますが、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部負担金を助成し、福祉の増進を図るための重度心身障害者医療給付や、ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援するひとり親家庭等医療給付、さらに国民健康保険事業に要する経費について、国民健康保険特別会計に繰り出しを行うものでございます。特別会計への繰り出しは、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金となっております。

次に、第4目老人保健費でございますが、主なものは後期高齢者医療事業に対するもので、被保険者証の郵送経費、健康診査の経費、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ共通経費や医療費の法定分の負担金、そのほか後期高齢者医療特別会計に事務費分や保険料軽減分の繰り出しを行うものでございます。

次に、60、61ページをお開きください。中ほどの第2目児童扶助費でございますが、乳幼児及び児童生徒を対象として医療費の一部負担金を支給し、対象者の保健の向上と経済的負担の軽減や福祉の増進を図ることも医療の給付でございます。

次に、62、63ページをお開きください。環境衛生関係でございますが、第4款衛生費、第1目衛生総務費でございますが、衛生一般の事業のほか、ごみの減量化、資源の有効利用や環境への負担の軽減に資する廃棄物一般事業等でございます。主に有価物回収事業の報償金、岩畳清掃等の清掃作業、不法投棄廃棄物の撤去作業業務などの委託や処分費、生ごみ処理機の購入の助成でございます。

次に、第2目環境衛生費でございますが、自然環境を保全するための事業で、首都圏自然歩道の管理委託や生活環境保全のために必要な備品購入などでございます。なお、空き缶回収事業につきましては、昭和59年から実施し、大きな成果を得ておりましたが、近年の飲料物が缶からペットボトルに変わってきていることや回収機の老朽化による故障などから、数年前から廃止に向けた検討を進めてまいりましたが、関係者の了解もほぼ得られたことから、平成24年度中に廃止をする予定でございます。また、秩父広域市町村圏組合へ火葬業務等の斎場費負担金や、地球温暖化対策事業として住宅へ太陽光発電システムや高効

率給湯器を設置する場合に補助金を交付するものでございます。

次に、64、65ページ、下段になりますが、ごらんください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費でありますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に対します清掃費負担金でございます。

66、67ページをごらんください。第2目し尿処理費でありますが、皆野・長瀬上下水道組合へ下水道処理事業及びし尿処理事業に要する事業費の負担をするものでございます。また、浄化槽設置整備事業補助金は、公共下水道認可区域外の地域に浄化槽の設置や転換を行う場合に補助金を交付するものでございます。

次に、第3項第1目上水道費でありますが、簡易水道事業債元利償還金に対する負担金、宮沢地区簡易水道の統合に伴う整備事業に対する負担金、高料金対策補助金でございます。皆野・長瀬上下水道組合への負担でございます。

以上で町民課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 続きまして、健康福祉関係の主要事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づき説明させていただきます。

説明書の52、53ページをごらんください。第3款民生費、第1目の社会福祉総務費でありますが、福祉担当の福祉全般にかかわる諸経費や障害者自立支援法に基づく各種障害者サービス費用として、在宅や施設入所者に対する負担金や補助金、在宅で生活している重度障害者への手当の支給、秩父広域で行っております障害者の自立支援審査会への負担金、また社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員協議会への補助金等でございます。

次に、54、55ページの第2目老人福祉費でありますが、高齢者の福祉に対する諸経費として、在宅高齢者に対する緊急通報システムの設置費用や老人クラブ活動促進のための補助金、在宅で療養している老人の介護等に対する寝たきり老人手当の支給、また養護老人ホームに入所している要保護老人の委託料、特別養護老人ホームながとろ苑の円滑な運営を図るための土地借上料などでございます。

次に、58、59ページをごらんください。第5目の介護保険費でありますが、低所得の介護保険利用者に対する利用料の一部助成や、介護保険事業に要する経費について、町の法定負担分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。特別会計への繰り出しは、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金となっております。

次に、第2項の第1目児童福祉費でありますが、核家族化や経済的理由により共働き家庭が増加しているため、保育ニーズも多様化しております。そこで、乳幼児の子育て環境の改善を図り、安心して働けるよう、民間保育所等への保育委託料や延長保育、一時保育、障害児保育等への補助金、公設の放課後児童クラブ運営に係る指導員の賃金や民間児童クラブへの委託料、また子育て支援といたしまして、出生児1人につき2万円の支援金や絵本の支給、子育て家庭の孤立化を防ぐための子育て協力員や保育士、臨床心理士等の専門職の派遣や児童虐待相談員の配置を行う経費、また子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童等を養育する保護者に対する子どものための手当の支給、また子供から高齢者まで幅広い町民の憩いの場、災害時の避難場所等としてコミュニティ広場を整備するための工事費用等でございます。

次に、少し飛びますが、64、65ページをごらんください。第4款衛生費の第3目保健費でありますが、

保健事業の拠点となっている保健センターの維持管理費や敷地の借上料、健康管理システムの使用料、救急医療費用としての秩父広域市町村圏組合への負担金、また1市4町で組織しているちちぶ医療協議会への負担金等でございます。

次に、66、67ページをごらんください。第4項の第1目の予防費でございますが、健康の保持増進や各種疾病の予防のための経費として、各種がん検診や妊婦健診、各種予防接種、人間ドック等の委託料、結核予防の経費としての秩父広域への負担金等でございます。

以上で健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、地域整備観光課長、お願いいたします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、続きまして地域整備観光課関係の説明をいたしたいと思えます。

初めに、産業観光担当分について説明をさせていただきます。一般会計、特別会計予算書の70ページをごらんいただきたいと思えます。目の欄の中ほどにあります労働諸費ですが、地域における雇用の安定や雇用の拡大を図るため事業を実施していこうとするものです。関係機関、団体への負担金等が主な内容となっております。

次に、72ページをごらんいただきたいと思えます。農業委員会費ですが、農業者年金の加入促進や受託事務、農地法の改正により農業委員会が新たに担う事務のほか、農業委員会全般的な事業を行うものです。

説明欄をごらんいただきたいと思えます。中ほどの報償金ですが、遊休農地を解消するための現地調査を実施する予定で、この調査に必要な調査員への報償金を予定しております。また、新規事業の農業委員会総会会議録作成業務は、会議録の作成を専門の業者に委託させていただくための費用となっております。

続いて、農業総務費ですが、山村交流や関係団体への助成、水田転作を円滑に実施しようとするものです。

次に、74ページをごらんいただきたいと思えます。農業振興費ですが、具体的には関係機関との連絡調整、有害鳥獣駆除、生産団体、種苗導入、農業施設整備などへの助成、農業振興地域整備促進協議会経費、集落農業センターの維持管理など、総合的な農業振興を実施しようとするものです。

説明欄をごらんください。新規事業の有害鳥獣捕獲事業委託は、年間を通じまして有害鳥獣による駆除がありますので、狩猟クラブに有害鳥獣の駆除を委託するものです。矢那瀬集落農業センター修繕工事は、屋根の腐食が激しく、修繕を施すものです。補助金欄は、各生産団体、種苗農業施設、有害鳥獣捕獲事業者従事者、狩猟免許登録取得者などへの助成を行うものです。緑の村管理費ですが、緑の村関連施設の維持管理や花の里事業に係る費用を計上しております。

次に、77ページの説明欄をごらんください。新規事業の花の施設管理事業は、緊急雇用創出基金市町村事業を活用し花の里の除草や耕作を行うもので、土地の借上料は、緑の村関連施設に係る敷地の借り上げとなっております。

続きまして、林業総務費ですが、具体的には、森林緑化事業や宝登山四季の丘公園の維持管理、分収林事業に係るものとなっております。

説明欄をごらんください。土地の借上料は、四季の丘公園に係る宝登山共有地借り上げに伴うものです。

林業振興費ですが、町内の景観や松林を維持するため、松に予防薬剤を注入する事業となっております。

林道費ですが、町が管理する林道の維持管理や修繕工事を施すものです。説明欄をごらんください。新

規事業の林道葉原改修事業は、葉原支線手前の箇所でのり面の崩落が生じておりますので、防護さくを設けたいため、委託料、工事費を計上するものです。

次に、79ページをごらんください。商工総務費ですが、町商工会への助成や事業者への利子補給を実施することで、商工業の振興や消費者の生活向上を図ろうとするものです。

続きまして、観光費ですが、観光トイレなどの施設管理、ハイキング道などの整備、観光情報発信業務、桜の維持管理、観光振興にとって重要な団体や事業への助成に係る経費を計上させていただいております。

説明欄をごらんいただきたいと思います。消耗品につきましては、花いっぱい運動を進めるための消耗品や苗代等で、光熱水費につきましては、観光トイレなどで使用します電気、上下水道料となっております。委託料につきましては、そこにお示ししました各業務の委託料を計上させていただいております。土地の借上料につきましては、観光情報館敷地や観光案内板敷地の土地の借上料となっております。観光案内板改修工事につきましては、新井家入り口付近、樋口駅に設置してあります観光案内板の表示内容を改修するものです。補助金につきましては、長瀬町の観光振興にとって重要な団体や事業への助成ということで、長瀬町観光協会、長瀬船玉まつり実行委員会への補助を予定しております。

続いて、土木、建設担当分についてご説明いたします。80ページをごらんください。道路橋梁総務費ですが、積算システムの維持管理、期成同盟会会費や道路照明灯の維持及び修繕に必要な経費を見込んでおります。

説明欄をごらんください。光熱水費や施設修繕費は、道路照明灯関係の経費となっております。

続きまして、道路維持費ですが、行政区への原材料支給、維持修繕や交通安全施設工事、道路台帳補正業務、草刈りや簡易な修繕等の道路愛護業務など、町道を維持していくために必要な経費を見込んでおります。

説明欄をごらんください。施設修繕費は、路面や側溝、カーブミラーなどの修繕に係る経費です。手数料は、台風などで発生した土砂の片づけに係る費用となっております。委託料につきましては、そこにお示ししました業務を委託する内容となっております。工事請負費は、長瀬63号線の関連する工事、ガードレールなどの安全施設工事を見込んでおります。

ページめくっていただきまして、82ページをごらんください。工事原材料は、行政区へ碎石やコンクリートを支給するための費用となっております。土地購入と補償費につきましては、長瀬63号線の改修に係る費用となっております。

続きまして、道路新設改良費につきましては、町道の新設改良、側溝整備や辺地総合振興計画に基づき道路改良事業を実施するものです。工事予定箇所につきましては、事前に配付させていただいております平成24年度地域整備観光課土木建設担当主要事業予定箇所をごらんいただきたいと思います。この白い、白目のコピーお持ちだと思います。これをごらんいただきたいと思います。この地図にお示ししてあるとおり、上側から幹線8号線、矢那瀬14・44号線、幹線5号線ほか長瀬68号線、幹線2号線の6路線を事業として行う予定となっております。測量設計監理委託料は、事業実施予定路線に係ります物件調査、用地調査の費用でございます。新規事業の境界杭再現業務につきましては、風布2・3号線の整備が進んでまいりました。改良後に境界ぐいを設置しようとするものです。工事費、土地購入費、補償費は、先ほど説明いたしました6路線の事業に係る費用となります。

まちづくり推進費は、建築確認進達業務や都市計画基礎調査準備、町の道路後退取扱要綱に基づく測量及び買収に係る費用となっております。

河川総務費は、管理する河川の維持修繕や改修に係る費用を計上させていただいております。

説明欄をごらんいただきたいと思います。手数料は、土砂などを撤去するための費用となっております。

次に、85ページをごらんいただきたいと思います。急傾斜地崩落対策事業負担金は、埼玉県が井戸地内で実施します急傾斜地崩落対策事業の事業費の一部を町が負担しようとするものです。

住宅管理費につきましては、町が管理しています町内4カ所の町営住宅の維持管理に係る費用となっております。

説明欄をごらんください。光熱水費につきましては、塚越団地内に係ります施設の電気代となります。施設修繕費は、住宅の維持修繕に係る費用、土地の借上料は、住宅敷地の借上料の費用となっております。

以上で地域整備観光課関連の説明を終わらせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 最後に、教育次長、お願いいたします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 続きまして、教育委員会関係の当初予算についてご説明申し上げます。

平成24年度当初予算書の90、91ページをお開きください。教育委員会関係予算は、ここから108、109ページまででございます。それと、70、71ページに勤労青少年ホーム事業の予算が掲載されております。

それでは、順に説明いたします。款10教育費ですが、全体で2億6,453万円、前年度比919万3,000円の増でございます。3.6%の増となっております。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育長を含め5名の教育委員の報酬や旅費、負担金をまとめたものでございます。

目2事務局費は、教育委員会で行う16の事業を実施するための予算です。その中で主なものをご紹介します。節7の賃金ですが、これは、さわやか相談員、特別支援教育支援員、生活学習補助員の人的支援事業を行うためのものでございます。

92、93ページをお開きください。節13の委託料の新規事業についてでございますが、第一小学校トイレの高圧洗浄清掃業務委託料とあるは、毎年3校を順番に実施しているものでございますが、ご案内のように、来年度は第一小のトイレの改修を行いますので、別の学校での実施になる予定でございます。もう一つ新規事業で、児童下校時安全対策委託料は、第二小学校の矢那瀬地区の児童の下校の安全対策として、冬季の下校について車での送りを委託事業として実施するものでございます。

次の節14使用料賃借料でございますが、主に学校コンピューター整備事業でございます。情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを整備しているものでございますが、24年度は新規に小学校教師用の一部と中学校のパソコン教室、生徒用のパソコンですが、のリースの更新契約と継続して活用しているパソコンやソフトのリース料等が主な内容でございます。

次に、節15の工事請負費ですが、学校施設等改修事業でございます。小中学校施設の改修等を行い、教育環境の改善を図るもので、施設を維持する上で必要な修繕や緊急対応の修繕に備えるためのものでございます。主なものはここに3項目挙げてございますが、第一小学校の自動火災報知設備の交換工事、第二小学校の屋外給水管の改修工事、中学校は体育館の床の塗装工事を予定しております。

次に、94、95ページをお開きください。目の3育英費ですが、これは入学準備金、育英奨学金の貸与事業です。貸与者の枠を広げた分、前年度比増となっております。

次の第2項第一小学校費、次のページ、96、97、第3項の第二小学校費、次のページ、98、99の第4項の中学校費につきましては、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品、光熱水費を初め、

学校運営に経常的に必要な施設管理の委託業務、事業費や負担金等の支出を実施するためのものがございます。

次に、100、101ページをお開きください。項5 幼稚園費、目1 幼稚園費、これは私立幼稚園に通園するお子さんの保育料等を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を国庫補助金を受け実施するものがございます。年々対象となる園児の数が減少しているため、前年度比減となっております。

次の項6 社会教育費、目1 の社会教育総務費から104、105ページ、目4 の青少年健全育成費までがいわゆる生涯学習である社会教育事業、公民館事業、文化財事業、青少年健全育成事業をそれぞれ実施するための予算でございます。この中で104、105ページ、中段、文化財費の委託料中、新規事業で、旧新井家住宅板葺屋根清掃等委託料とあるは、平成20年度に実施した旧新井家住宅の屋根の大改修後のメンテとして数年ごとに実施していくもので、これを行うことによって屋根の状態をよい状態として維持していくためのものがございます。

次の項7 保健体育費、これはいわゆる社会体育事業と言われている事業予算で、目1 の保健体育総務費、これは体育指導委員の報酬やスポーツ事業の開催、体育協会、スポーツ少年団への補助金交付事業を行うためのものがございます。

目2 の体育施設費では、岩田の総合グラウンド、小坂の塚越グラウンドの維持管理を行うための予算を計上しております。この中で節13の委託料中、新規事業ですが、これは総合グラウンドの管理棟がございしますが、現在ご案内のように、シルバー人材センターの事務所として貸し出しておりますが、その事務所のトイレがまだ水洗化されていないトイレであることや、隣接のテニスコートの利用者が外からでも使用できるようなトイレに改修するための設計を新たに行うための設計委託料でございます。

次に、節15の工事費ですが、総合グラウンドの1、3 塁側にある水飲み場の改修で、飲み口の増設とかさ上げを行うためのものがございます。

次に、項3 の学校給食費ですが、学校給食センターの事業費、施設の維持管理費、運営していくための負担金、小中学校給食費補助事業等の予算でございます。

106、107ページ、節7 の賃金は、調理員を直接雇用で雇うものがございます。

108、109ページ、節18の備品購入費は、厨房機器の計画的な整備により、安心、安全な給食の供給に資するとともに、職員の作業環境の改善を図るためのものがございます。24年度は焼く、蒸すなど加熱調理の機能を有するスチームコンベクションオーブナー式と、揚げる、煮るの機能を持つガス回転がまの購入を予定しております。

次の目4 町民プール管理費でございますが、これは保健センター隣接の町民プールのプール施設部分の敷地の土地の借上料でございます。なお、プールは現在使用しておりません。

最後になりますが、予算書の70、71ページをお開きください。款5 労働費の項1 労働諸費、目2 の労働対策費ですが、これは勤労青少年ホーム事業の予算で、勤労青少年ホーム運営委員の報酬や主催事業の講師への礼金、また例年3月に実施しております公民館ホームまつりの実行委員会への補助金から成る予算でございます。

以上で平成24年度の教育委員会予算の主な事業を紹介させていただきました。

○議長（大澤タキ江君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、質問をさせていただきます。わからないことを聞いたりするので、しっかりと教えていただきたいと思います。

初めに、町長の施政方針の中から何点かお尋ねをいたします。町民と行政の協働によるまちづくり、あるいはまちづくり推進体制の整備の中で、民意を聞く方法で、ホームページの交流広場がいつの間になくなってしまいました。町民がそこでいろんな議論を交流しながら、町がホームページを見ながら参考にするのに非常にいい方法だと私は思っていました。このなくなった理由を教えていただきたいと思います。

それと、職員の提案制度についてうたっておりますが、以前ある議員が職員がこうに言った、あかに言ったという発言をこの議会でしたときに、町長はそれを言った職員の名前を言ってみろという話、議論は私は聞いたのを覚えています。そういう中で、職員の提案制度、非常に意見を聞くのはいい方法だと、提案箱制度でよかったことを取り上げているのだろうと思います。職員の意見をしっかりと聞く方法はすばらしいことなので、それを聞いていただきたい。そういう中で、私はいろんなところで聞くのが、課の統合をしたのが非常に無理があると、私は今でも思っています。きのうの一般質問の中でもちょっと出ましたけれども、まだ執行部のこの皆さんの中からも縦割り行政が排除できていない、そういうことについてお尋ねをいたします。

あと、審議会などの話が施政方針に載っていますけれども、これも私は今、私のテーマが100人委員会、いろんな意見を聞くのが私の今テーマになっていますので、きょうも同じことを言わせていただきますと、各審議会、公募する、何を、充て職を呼ぶ等いろいろな決め事があるのだろうと思うけれども、どうも同じ人の意見を、いろんなところで同じ人が出て会議をしているように思うのです。介護の問題でも、いろんな問題にいても審議会やそういう充て職を見ると、充て職ですから同じような人が呼ばれてしまうのです。だから、私はこの100人委員会を何とか取り入れてみんなの意見を吸い上げてほしい、そういうことでお聞きをいたします。

それから、自主的に町民がまちづくりにということがうたっております。それは、いろんな地域で何か活性化しようといったときに、役場の職員の人がそういう、今度職場から離れてしまうと、なかなか地域の問題に出てこない。定住自立圏だったかの講演のときに、町の職員は有望な人が多いから戦力になると、本当に地域住民の方もあの人は役場へ勤めているのだよねと言って一目を置くわけです。そういう中で、職員も地域に帰ったら地域のいろんなそういうまちづくりにつながることをしっかりやっていないと思うのです。ぜひ参加をさせるように町長からも指導をしていただきたい。

それから、さわやかな健康づくり、介護予防という話も出ていました。そういう中で、町長に私は以前も提案しました。ウォークラリーだの、マラソン大会だの、お祭り、町民まつりをやりながらそういうのをやったほうがいいという中で、さっきも、これから教育委員会も聞くのですけれども、教育委員会の最後に町民プールの管理費が出ていたのだけれども、そのプールの問題で、健康づくり、町長、以前やっぱ

りある議員が皆野の町民プールを使ってプールのウォークをやれば健康増進につながるという提案もしているようでした。そこで、町長はこの健康づくり、町長がリーダーシップを発揮して担当課にこういう事業をやれという指令を出していただきたい。この何点かが町長の施政方針の中から私は質問したいと思います。

続いて、この予算書のページでいきます。25ページ、埼玉県緊急雇用補助金の問題で、町長は以前3月31日で切れるという話を、予想ですけれども、それがこの24年度にも予算書に載っているというのは、継続で続くようになったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、もう一点町長には、きのうの観光協会の補助金、我々は3年間という約束でやってきたのを、反省と改善策を何とか示して、町長が提案しているように、補助金500万つけるのだということです、そこをお聞きしたいと思います。

それから、45ページの定住自立圏構想のこの定住自立圏云々の予算の中で、私は特に、これ総務課長ですか、いつも定住自立圏構想の説明会を開くと、秩父市のそれ事務の責任者だから、高橋さんが来て説明するのが合っているのだらうとは思いますが、町でやる中で、例えば定住自立圏のこのワーキングの担当、これは総務課長なのだろうと思うので、町から我々にメリット、デメリットをテーブルにのせて説明なり審議をもっとしたらいいのではないですか。この間もいろいろ出るのだけれども、やっぱり秩父市が中心だからしょうがないと言えばしょうがないのだけれども、我々がこの議会で承認が必要だということになれば、やっぱりこの町に対してのメリット、デメリット、これはもうメリットがあるから本当に推進できるようにやろうよという話し合いが持っていない。そこで、その説明をお願いいたします。

また戻るようで申しわけないのですけれども、町長、67ページの上下水道組合の負担金の問題で、私は上下水道組合が合併するときたまたま水道議会の議員でした。そのときの説明が、職員は減らして、もうふやさないようにやっていくのだと、私も一般質問を水道議会でさせてもらって、本当に人数まだ大丈夫なのかと言ったら、大丈夫だとその当時の局長言っていました。そこで、今この広報にも掲載されているように、水道の職員募集が打たれていますけれども、水道のこの上下水道組合で切り詰めるところを切り詰めてやってくるのがもう限界になったので新人採用なのか、負担金がふえている割には職員募集は私はいかがなものか、そう思ってここで質問をしたいと思います。

それから、次に79ページの観光情報館管理委託料、これについては、観光協会が指定管理者になったから管理委託をするのだという、これはわかりますけれども、これをやる、こういう手を打つ前に、観光協会にあの情報館はそのまますべて貸すと、無料で、ついてはかかる費用は観光協会ですって持てといたほうが町からの支出はなくていいのではないですか。そこをちょっとお聞きをしたいと思います。観光協会の補助金については、さっきも言ったように、ぜひこれ関連、観光協会が重なっているのです、その反省、改善策ぜひ教えてください。

それから、89ページ、自主防災組織の補助金関係が載っていました。きのうの一般質問でも防災関係の備蓄品、24年度でどうにふえるのかという、どこでどのぐらいどうにふえるのかということもお聞きしました。その中で、この自主防災組織の補助金というのはどうやって、何をすれば補助金が出るのか、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、税務課、これちょっとページ、概要のほうからなのですけれども、納税推進コールセンター設置事業、これは緊急雇用対策費でやるということで先ほど説明がありました。これは、どういう人がどこでやっているのか、まずお聞きをいたします。

それから、細かいのは抜いて、今度教育委員会にお願いいたします。きのうも一般質問で私は武道の必修化事業、聞いて途中で終わってしまったのですけれども、柔道の選択は、道具の面だとか、安くできるからとか、中学校の指導する先生は中学校の体育の教師で、全然柔道に関係しない人が指導するのだということでありました。教頭は全然そういうのはタッチしないけれども、2名でやるのだということでありましたけれども、本当に安全な面から考えて、その教師がそれで大丈夫なのですか。今までやったから大丈夫だということになるだろう、答弁返ってくると思いますけれども、本当に柔道をやっていない人が柔道を教えて、例えば受け身のマット練習でけがをただけだというきのうの答弁がありましたけれども、本当に安全性を考えていって大丈夫なのかどうか。それで、この教師は柔道に対する、例えば指導者研修会、指導者講習などを受ける気持ちもあるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、教育委員会のAEDのリースが載っていました。このAEDという機械が学校に置いてあって、例えば本当にだれかが倒れてしまったときに、このAEDは本当に操作ができるのかどうか。ただ飾ってあって、県で置けと言うから置いているのではなくて、そのAEDを使って本当に作業ができるのかどうか、お聞きをいたします。

それから、文化財の関係で、町の文化財の点検なっているのでしょうか。どういう点検をして、どんな状況になっているのかを見ているのかどうか、お聞きをいたします。

プールの問題はさっき町長のときにやりましたから、関連でもし補足でもあるようだったら、町民プールの土地借上料ですか、それだけではなくて、あそこに、ではあのまま置いておくと、どうも町民の人から見るとプールがあってプールが使えないと言う人がいるので、教育委員会からのお答えもお願いしたいと思います。

ちょっといろいろありましたけれども、執行部の皆さん、この質問をうまくかみ砕いて説明、指導お願いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

その前に、非常に数が多くて、ちょっとメモがとれなかった部分がありますので、そのことについては担当の課長から答弁をさせていただくようにしたいと思います。

職員の提案制度の問題をご提案がありました。具体的に町のほうにもそういう制度がありますので、そこを通してやっていただきたいというのが私の基本的な考え方で、そういうことを申し上げたわけであります。別にその発言を抑えるとか、そういうことを考えての発言ではなかったということをご理解をいただきたいというふうに思います。いつでも提案をしていただいてもいいというふうに考えているところであります。

それから、100人委員会のご提案がありました。これは私たちも検討に値するのではないかというふうに考えておまして、これからいろいろ幹部の職員とも検討を重ね、考えていきたいというふうに思っております。

それから、各委員会の人たちの人選が非常に充て職になっているのではないかというお話がありました。そういうつもりで私たちも各委員会の委員をお願いしているという気持ちはありませんでした。見方によってはそういうこともあり得るのかなというお話、今お聞きしてこれで反省してみたいと考えております。大勢の人に参画をしていただくということがまちおこしの原点だというふうに私は基本的には考えているわけでありまして、そのことについてもう一度反省してみたいというふうに考えております。

それから、職員の地域での活動についてのお話がありました。これは、もう私も職員には前から何回か申し上げています。というのは、新年会だとか、そういう集まりがあったときに職員の出席が少ないということを職員には申し上げました。町の仕事とつながっているということでありまして、町の職員は住民に対するサービスマンだという思い、それが地域に対しても積極的に参画をして協働をするということは大切なことだというふうに考えておりまして、私も就任以来10年たちましたけれども、なかなか職員の参加が多くないのが非常に頭の痛いところでありまして、これはまた折に触れて職員にも積極的に地域の活動に参加するようにお願いしていきたいというふうに考えております。

それから、プールの問題については教育委員会のほうからお話があると思いますが、これ教育委員会のほうにプールを有効活用しようではないかというお話を申し上げているところでありまして、そのことについてはお話があらうかというふうに思います。

それから、観光協会の例の補助金でございますが、私はいろんな見方があると思いますが、観光協会設立3年を過ぎたところだと思いますけれども、非常によく頑張ってやっている。その大きな、その成果ということを上げると言い過ぎかなというふうに思いますけれども、ミシュランに掲載されたこと、それがまた英語版が出たというその波及効果、そういうものを考えますと、相当多くの仕事がこれから降ってわいてくるような状況になるだろうと。そのことに対する対応を観光地長瀬という名前もいただいているわけでございまして、しっかりやっていただくための応援団ということでやっていきたいというふうに考えておるのが今ご質問の中の一つの要因になっております。

それから、交流広場の問題につきましては、総務課長のほうから答弁を申し上げます。

それから、上下水道組合の運営につきましての人員の問題がありました。これは、皆野のほうの町からいつときその上下水道を統合したときに、議員もご承知だと思いますが、長瀬町でも2人職員を引き取らせていただき、皆野には4人かな、これは派遣という形になっておりまして、この辺がしっかりまだ皆野のほうで受け取るという状況になっておりません。そういう中で、合併浄化槽の問題が出てきまして、仕事がふえるということがあります。それは両町の合併浄化槽の推進、問題が出てきまして、それを最終的には上下水道で管理してもらおうということになるだろうということで職員を1人採用する、女の、長瀬町の人ですが、採用するという内定になったわけでありまして。そういうことで、内部については、それと来年ですか、一番高齢の職員が定年を迎えるということもあって、その補充というような形、補充になるかどうかわかりませんが、そういうようなことも考えての採用ということに、これ石木戸町長のほうから決断をいただいたわけでありまして。

それから、観光情報館の先ほど言ったことにつきましても、いろんなご意見があらうかと思えます。しかし、長い目で見ていただくということがいいことで、私はそのことについてぜひご理解をいただいて、ご協力をいただければありがたい。決して無駄なことをやっているというような思いを持っているわけではありません。ただ、やっぱり法人格を持っているわけでございますから、のべつ幕なしに町のほうから補助するということはできません。そういう意味で、この問題はしっかりサポートしていく必要があるのではないかと、言うべきことは言うということが前提でいろんな予算を組んだわけでありまして、ご理解いただければありがたい、そういうふうに思います。

残余の質問については、担当の課長から答弁をしていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

一番最初が交流広場の関係でございますが、交流広場の一番下のほうにも以前からもありましたけれども、誹謗中傷されるような場合については、それを中断させていただくというふうに、削除させていただくというような文言での通知を差し上げておりましたところ、少し前にある人からそういう事例として、それも長く続きましたものですから、また見直すことも考えておりましたので、やめさせていただいてございます。

それから、2点目の定住の関係でございますが、もっと町でメリット、デメリットを議論する場を設ける、議論したほうがいいのではないかとご質問でございますが、先ほど議員さんもおっしゃられておりましたが、あくまでも市、秩父市中心であるということでございます。また、先日も皆様に集まっていたいて、高橋局長、秩父市の高橋局長のほうから話をさせていただいて、それで皆さんのご質問、意向等を聞く場としてこの間の全協のときにお話を申し上げております。そういう専門的な専属の方でもありまして、小さいところから大きいところまで全部担当しているという形の人でございますので、なかなか私といたしますと、先ほどワーキンググループに入っているのではないかと、担当ではないかということでございましたが、私はそのワーキンググループには入ってはいません。そういう意味でもありまして、なかなか全部が網羅できていないという現状でもございます。そのために高橋局長にも来ていただいて、皆様に細かく説明していただいております。その辺でそういう場をまた今後も設けていけるのだと思いますので、引き続きそういう場所でのご意見等をいただければと思っております。

それから、3点目の予算書89ページの自主防災組織の関係の補助金の関係50万円でございますが、こちらについて何をすれば補助金が出るのかということでございます。今のところ考えているのが、秩父市、皆野町でもう既に補助制度設けてやっておりますが、防災訓練、それからその資機材の購入を自主防災組織単位でのものになるかと思っておりますが、そういうもののやるような場合に、事前に申請等をしていただければ補助金を支払うという形を考えております。具体的な額については、50万という金額でもございまして、訓練あたりで1世帯当たり100円とか、それにプラス1回当たり2万円を加算するとかという形を今のところ考えております。ただ、きのうあたりも埼玉県知事もどなたかのご質問に答えていたようでございますが、大分県としてもその辺を力を入れていくということのようでございますが、それによっては町にも補助金がいただけるのではないかと、その辺も考えて今後要綱について検討していきたいと思っております。補助金の金額等について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 済みません、1つ、課の統廃合の問題があります。私になってしばらくたつたときに、役場の中を見ていましたら、課がいっぱいありましたが、課の仕事を境界がはっきりわからない仕事というのがあるわけです。そういうときに仕事を取りっこするぐらいの元気があるいいなと思ったら、押しっこするのです。これはまずいなと思って、一度一つの大きな課にして、それでそれからまた細分化するということが一つの活性化につながるのではないかという思いを持ちました。それを実際にやってみたわけでありまして。多少の効果が出てきているのではないかな。ただ、力のあるところがやっぱり仕事を取るというよりは、お互いの協力態勢の中で共同して仕事をやると、課が分かれてもはっきり仕事に分かれない部分というのはいっぱいありますから、そういうものについてやっぱりお互いの協力をする、そういう基本的なルールをつくらなければいけないのではないかと、そういう思いを持ってあえて課を統合したわけでありまして。それから多少ふえましたが、まだいろんなことをこれから考えていかなければいけない

というふうに考えております。しばらく様子を見たいというふうに考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

納税コールセンターですが、緊急雇用で2年間お世話になりまして、今年度については、東日本大震災の被災された方ということで、当初はこの問題をちょっと被災された方というとなかなか募集がとれないということなのであきらめていたわけなのですが、被災された方以外でも急遽入ってきて、納税コールセンターも大丈夫ですよということで、納税コールセンターを急遽また緊急雇用で上げさせていただきました。緊急雇用で今委託しているのは、さいたま市の新都心にあります業者でございます。一応3名のオペレーターと電話機3台、それで中央にそれを指示する人がおりますので、一つの一角の約6畳か7畳ぐらいの部屋を用意してもらって、長瀬町納税コールセンターという命名を入れていただいております。それで、ほかの市町村というのは町で行っていたのですけれども、長瀬町ですと部屋とか電話機、その他もろもろの設備とかそういう、またコンピューターをいじくる関係で、当初は町内の人とか、町外者、1年目は秩父のハローワークで募集を行ったわけなのですけれども、そのとき町内の方は受けていただけなかったのですけれども、皆野町の方を採用したのですけれども、その方をお願いしましたけれども、その後のNTT、名前言ってしまってもいいのですけれども、NTTソルコという業者が電話回線から全部大丈夫だということでありまして、委託する方法はないかということを考えましたら、ちょうどNTTソルコのほうでそういう部屋も確保して、新都心の、プライバシーポリシーマークというのがあるので、そのちゃんとした会社がございます。

それで、町内の方とか近所の方は何でという疑問があると思うのですけれども、それについては、やっぱり納税者の方のお名前とか、そういうのが出るので、ほかの市町村だとかコールセンターをやっているところにちょっと見ましたところ、聞いたりしましたところ、地元の人から離れたほうがいいということで、ちょうどその委託をお願いしたところでございます。それと、施設の設備なんかが整っているということで、情報館ビルというのでインテリジェントビルという中に入っているらしいので、プライバシーのマークをもらっている以上はそういう情報漏れることのないということで行っております。それで、緊急雇用の関係で、あの辺ですと、失業されている方が少しでも自分がコールすることによってほかの会社に行けるようなことを緊急雇用なので、きのう大島議員のほうからお話ありましたけれども、何せ初めての女の人がバイトで練習をして、研修は行っているのですけれども、その人が一本立ちしてほかの業務、コールの業務で一人でも力をつけてもらうための多分緊急雇用だと思うので、町内のあれではないですけれども、さいたま市のほうで長瀬町でこういうことをしているのだと、長瀬町で雇ってもらっているのだという気持ちを抱いてもらえば少しでも好印象につながるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。私のほうでは、25ページの緊急雇用の関係と79ページにあります観光情報館のご質問にお答えいたします。

緊急雇用の事業につきましては、当初23年度で終了予定だったということで進めておりましたけれども、東日本大震災の関係で雇用状況が好転しない状況にあるというようなことで、引き続き緊急雇用対策事業を実施するというような連絡がありまして、24年度も事業を実施することとなりました。ただし、雇用する人材につきましては、23年の3月11日以降やめた方がその雇用の対象になるということで、条件が厳し

くなっておりました。その関係で23年度の事業と比較しますと、23年度は14事業で、その予算書の括弧書きにもありますけれども、1億1,378万円のそういう事業費を見込んでおりましたけれども、24年度につきましては、総事業で4事業となっております。総事業費では1,352万円という予定で緊急雇用事業を実施しまして、雇用の場を確保したいというふうに考えております。

続きまして、79ページの観光情報館のご質問ですけれども、この観光情報館は、議員の皆様もご承知かと思っておりますけれども、以前観光案内所の業務で観光案内をさせていただきました。そこにお示ししてあります委託料は、23年度で行っていましたが観光案内の業務委託が主となっております。また、観光情報館になりまして指定管理を行った関係で、23年度モニユメントの委託事業、それとロケーションサービスの委託事業もあわせて観光情報館の委託事業に振り向けさせていただきましたので、その辺を含めて計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 私のほうからは、昨日の関連もありますので、武道につきましてお答えをしたいと思います。

指導者の件でございますけれども、体育の教員が柔道に関係していないということではございませんで、柔道の部活動の顧問を4年間経験している体育の教員でございます。指導の経験がないというわけではございませんし、長瀬中へ来てからも3年間既に体育の授業で武道の指導を継続している職員でございます。教頭につきましても、体育の教員として長い間授業等指導している教員でございます。安全面につきましては、2人とも十分に心得て指導している状態でございます。柔道がよくニュースに出てきます大きなけがにつながる大外刈り等につきましては、やはりその危険性を感じて、ここは取り扱いをしないと、指導をしないというような形で指導を今している状態でございます。24年度につきましても、同じような形で指導ができるのではないかなというふうに考えております。

それから、指導者講習の件でございますけれども、柔道の指導者の講習を県のほうでも実施をしておりますので、そちらのほうへの参加を体育の教員として当然参加をしております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、関口議員の3点についての質問についてお答え申し上げます。

初めに、AEDのリースについてでございますが、本当にAEDを使えるのかというご質問だったかと思いますが、3校とも夏休み前に、特に小学校におきましてはプールがございますので、プールの授業の前に教職員が実施の演習をしております。

2つ目でございますが、文化財の点検、町内に点在する文化財の点検をしているのかということでございますが、担当者が非定期的に巡視しております。また、火災シーズンを前に消防署の方の協力を得て、防火査察等も行っております。

3点目、町民プール、先ほど現在使用しておりませんと申し上げましたけれども、現在プールとしての使用はしておりませんが、水は中学校の校庭の散水用に使用しておりますので、すぐすぐあれをなくすというわけにはなっておりません。今後あのプールをリニューアルし、町民用として使用するか、中学校の附帯施設として学校用プールにするかとかを含めた検討を今後していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、再質問を行います。

最初に、100人委員会検討をするということでありまして、町長にももう一度私はお話しをしたいと思いますのですが、各審議会は同じような人で構成されているというのは間違いなく、今度調べてもらえばわかると思うのです。例えば、充て職でやるのでも、充て職でお願いをするのであっても、例えばAという団体にその代表者を呼ぶのではなくて、Aの代表者に頼んで、そのAの団体の中からでも5人ぐらい集めてくれということで、例えば第1回、用意、スタートするときには大人数の人に出てもらっていろんな意見吸い上げてやらないと、今この長瀬町は本当に同じ人の意見聞いているから余り変わりばえがしないのです。だから、検討するというお話でしたので、特にこれ私はみんなの意見を聞くということで、そういう検討をしていただきたいと思います。

それから、いろいろあるので、ちょっとごちゃごちゃになってしまうかも知れませんが、町長が健やかな健康づくりという介護予防だとか、地域保健福祉の充実ということをやっている中で、私さっき言いましたけれども、ウォーキングだとか、マラソン大会だとか、例えば今プールは長瀬町では使用できるのは小学校のみですので、健やかな健康づくりということで以前の、改選前の議員の方からも出ていたプールのウォーキング、例えば皆野町で水泳教室をやる、その中でも子供たちの水泳教室があったり、年寄りの水中散歩、そういうのに皆野町にお願いしてこの健やかな健康なまちづくりの一つにやってもらいたいということで出したのですけれども、もう一度ここお答えをお願いしたいと思います。

それから、自主的な町民のまちづくりで職員の参加、町長も私と同じ意見でした。これは、職員が地域の集まりに参加をしていけば、例えば去年の3月11日の大災害のときも、役場の職員だから役場にいるとは限らないわけですよ。地域でたまたま自宅にいたときにあの災害が起こったときに、地域の人との触れ合いが持っていれば、そこで力が発揮できるのです。だから、特にもう本当にこの役場の職員、長瀬町在住者の職員にはぜひ地域のいろんな活動に参加をするように町長から指令を出してください。無駄にはならないと思うのです。地域で何かやることは、例えば一つ小さなお祭りをやっても、よくその席でお年寄りの方にあいさつをしてもらおうと、こういう地域のお祭りがいいのだと、こういう神社のお祭り事もいいのだ、ただ飲むだけではなくて、こうみんなで顔合わせればいいのだと言って同じ人が集まっているのです。だから、そうではなくて、もっといろんな人が出てこられるように、特に役場関係の人から出てくればいろいろまた違う人が出てくると思うので、役員になったときだけではなくて出てくるように指導してください。

それから、町長、ミシュランガイドに載ったから長瀬効果、効果という話がきのうも一般質問からも出ているようではありますが、あの長瀬、去年の夏ですか、大盛況になって、並んで食事をしたとかいうお話があちこちで出るのだけれども、あれはミシュランガイドの効果だけではないのです。3月11日のあの災害で放射能の問題で長瀬町が日帰りでもドライブでもちょうどいい距離にあるので来るお客さん、あるいはちょうどあの当時「アド街ック天国」で長瀬町をやったのです。そうすると非常にすぐ効果が出てお客さんが来たけれども、本当にミシュランガイドの効果で長瀬が知れ渡っているのであればもっと続いていると思うのです。去年の秋、本当に私も散歩で長瀬を歩いてみてもお客さん少なかったです。私は井戸で子供たちに太鼓を教えているので、ちょうど長瀬フェスタがある日に赤い羽根の共同募金をやらせてもらったのです。お客さんいないです。いつもの年は2万5,000から3万ぐらい集まるのだけれども、本当

に5,000円ぐらいしか集まらなかった。人数がいなかったのです。だから、ミシュランガイドに載ったからさあいいぞではなくて、もうちょっと眉根湿してやったほうがいいです。

では、町長にはその話でいいです。

それから、交流広場の問題、誹謗中傷があったから取りやめになったというけれども、あの意見が出る原因というのは町にあるのです、本当は。以前からの問題が今になって噴き出して出てきてしまっている問題なので、あるいはもう本当に当事者のところへでも行って説明すればわかるのだと思うのです。私が議員になったときに、ちょうど北桜通りの歩道が途切れているその先は駐車場、その駐車場の持ち主の方から早くここを町の管理、町の町有地なのだからここを歩道を早くつけてしまってくださいよという話はもう以前に私したのだと思うのですけれども、もし忘れてしまったのなら、今、後で議会会議録でも読んでみてください。多分建設課長は今の副町長だったと思うのですけれども。そういうのをできなかつたらできなくてもいいから、地権者とそういう隣接している人との話をうまくできていけば、こういう誹謗中傷がどんどん、どんどん違う方向に進まないと思うのです。ぜひ交流広場は町民にとって本当にパソコンで町民同士が意見を交わさせる本当にいいサイトなので、継続できるようにご配慮いただきたいと思えます。

それから、今度は各課の答弁にもう一度いきます。埼玉県緊急雇用補助金の件で先ほどお話をさせていただきました。この緊急雇用の補助金は大変難しく、けさのけさまで私は県と電話で話をさせて勉強させてもらいました。ある人に言わせると、被災された災害に関する人に出すのだとかいろんなのがあって、地域整備観光課長よく答弁してくれたと思います。この緊急雇用の補助金を使ってやるのが本当に効果があらわれるように使ってもらいたい。きのうの一般質問も観光協会で緊急雇用対策費で人員を使う、これはだから使うのなら使うで結構ですけれども、そのほかに観光協会はやっぱりまだまだ説明不足なので、そういう説明をしっかりと我々に示して、お互いを理解を持ってやらなかったらうまい話が進んでいかないと思うのです。だから、ぜひ説明責任あるのだから、町の税金も向こうに完全にいつているのだから、そういうのを説明をしていただきたい、そこをお願いいたします。

それから、定住自立圏の問題、高橋担当者が来て長瀬町のこの議員に説明をする。総務課長はさっきの答弁では、私の解釈によると、私たちと同じレベルである高橋さんから説明を聞いて、ワーキンググループは担当者が出て理解しているのだと思うのです、この間も職員が出てきていろいろやっていましたから。だから、そういう職員と課長の話が、勉強してきたことが伝わっていないのではないのですか。今私はメリット、デメリットを示してお互いに議論をして、ここがメリット、ここがデメリットをわかった上で議員がここで賛成か反対かをしなくてはならないので、わけがわからないでただ賛成したのでは本当に困るのは町民の、この定住自立圏については直接町民の人にかぶらないだろうけれども、多少の税金でも使ってやるのだから、説明ができるようにしっかり議論、総務課長、お願いいたします。自分でもわかって説明してください。

上下水道組合の件は、しつこいようですけれども、負担金がかかりふえる。この理由というものは町民の皆さんは知りたい一つなのだと思うのです。長瀬町は水道代が高い。日本全国でも本当にトップというか、高いほうからそういうのがあるので、負担金がかかる、それでなおかつ広報では職員の募集がある、これはどうなのだろうということがありますので、いま一度教えていただきたいと思えます。

観光情報館の管理委託については、地域整備観光課長が答弁してくれましたけれども、この指定管理者になってもらったからという今話だったのだけれども、あの指定管理者を決めるときに、本当にあの説明

で大丈夫なのかなと思うような説明だったのだけれども、私たちも理解を示してオーケーを出したと。そうしたら、町からお金を使う一番最善策を選ぶとすれば、あそこの観光情報館を観光協会に無料で貸し出してこの委託料は払わなくても済むような体制がとれるのではないかと、そこをお聞きをいたします。

自主防災については、総務課長のさっきの説明でも、まだ上田知事が二、三日前に支援、援助をすると埼玉県議会で発言したので、今後またいろんな進行をすると思うので、ぜひネットを張りめぐらせてこの長瀨町に防災用の援助、支援をスムーズにいただけるようにして、町民にそれを示してください。お願いいたします。

税務課の納税推進コールセンター、私が税務課長に聞こうと思ったことが税務課長が全部答えてくれました。守秘義務があるので、この納税コールは大丈夫なのかなと思ったら、税務課長が全部話してくれたので、緊急雇用も災害用の緊急雇用だということなので、納得は私はできましたので。

それから、今度は教育委員会の武道の必修化事業で、体育の教師がもう長年柔道の顧問をやっていた、あるいは体育の教師だから3年前ですか、柔道を始めて、今事故がないから大丈夫だ、これはちょっと私も武道をやっていた関係で、この発言は本当に保護者からすれば心配です。これだけテレビで報道されて、柔道怖い、本当にあの武道をやっていくと、武道というのはだんだん、だんだん興奮してきますから、こういう柔道もいじめにつながらないか、私は危惧するところです。本当に柔道を選んだのが、道具の問題だとか、そういうので道具代が、きのうの質問でも三千幾らという話がありましたけれども、道具代で選ぶのではなくて、例えば長瀨は昔剣道も竹刀をみんなに1本ずつ買わせて剣道もやっていたと。そうなるのと、そういう道具代からの面であって、しかも安全性から考えたら、私は剣道のほうがよっぽど安全なのだと思うのです。やっぱり私も指導をいろいろ研修会受けてたり何なりしていますけれども、中学校の先生にもぜひそういう研修を受けて、本当に中学1年生は体力の差は物すごいありますから、体力のない子と体力のある子、それが同じ授業だからって、はい受け身、これやります、あれやりますといってもついていけるかついていけないかあるので、本当に必修化だからやらなくては、それでは本当にかわいそうなので、いろいろ教育委員会は目を光らせて子供たちを安全にその授業が受けられるように体制をとっていただきたい、そう思います。

それから、AEDの件について、設置してあって本当にできるかできないか、私ははっきり聞きたい。設置してあったら、私もここへ設置してあるからやってみると言っても、講習2回受けたけれども、本当の人間にあれスイッチ入れられるかどうか、しっかりそこを先生にもやってもらいたいと思うのです。

文化財の点検、なぜ聞いたか、次長、わかりますよね。私は、こういう文化財保護あるいは検証しなくてはならないというのは、この長瀨町でも、私は東京の高校へ行っているときに、秩父市から来ているのだと言ったら、秩父は知らないけど長瀨を知っていて、なぜ知っているかといったら、修学旅行で来たり、教科書に風布の回り念仏が載っていたと、小学校の教科書に。だから、今私たまたま井戸にいますので、風布の回り念仏、ああいうのをちゃんと検証できているかどうか。以前聞いたら、風布の回り念仏は、道具とかそういうのは関係ないのだと、あれをやるのが文化財なのだと言われたのでは、風布の高齢化も相当進んでいますから、あれ途切れてしまいます、そのうち。そういうので点検ができていますか。あるいは私は井戸の出身というか、井戸に今在住ですから、甌穴の問題、甌穴へ行ける道、教育次長に私案内してくれということで案内してもらったら、あれでは教育次長は行けるけれども、ほかの人では行けない。あれ改善策はいただきましたが、その後どうになったか、お聞きをしたいと思います。

ほかにも文化財いろいろあるので、やっぱり子供たちの代にそういう文化財が継承して、残せるものは

しっかり残して、あるいは矢那瀬の回る灯籠ですか、石灯籠、あれなんかは危ないからコンクリで固めてしまったというような話も聞いているので、検証してみてください。

プールは水まき用に水がくんであるという答弁なので、ちょっとこれ以上私はもう質問できません。しっかり維持管理、お金をかけるのだったら、責任持ってプールの管理お願いしたいと思います。

では、ちょっといろいろばらばらになっているので本当に申しわけないのですけれども、お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

多くの人の意見を聞けというご提案、100人委員会がそのテーマだと思いますので、これはよく町のほうでも検討して、こういうことをやり方についてはこれから検討していきたいと考えております。前向きにやるように努力いたします。

それから、ミシュラン効果の話があって、ミシュランだけではない、私もそれは考えています。ただ、長瀬町のミシュランに対する考え方と県南のほうの考え方は全く違うのです。これを私は主体的に申し上げたわけでありまして、例えば百年の森づくりの会だとか、熊高の森づくりの会とか、そういうところへ総会に、こちらへ応援していただいている関係から私、総会へ出かけてお礼を言います。そうしますと、そのミシュラン効果というのをみんなすごい、これは将来必ず大きな効果が出てくるよ、いいことですね、特に埼玉県初めてですから、そういうような、ちょっと私の耳を疑うような意見がいっぱいありました。でも、それに浮かれることなくやった。ただ、そのミシュラン効果の中でさっき言ったテレビ放映とかそういうものについても、その影響がなしとはしない、テレビでいっぱい取り上げるでしょうとかというような話がありましたので、そういうようなことを私は考えて発言をしたわけでありまして。それも100%間違っていないのではないかな、今そういうふうを考えています。

それから、プールを使つての介護予防だとか、そういうことにつきましては、実は皆野の新井議員から何回かご提案がありました。皆野町に来て一緒にやりましょうと、温水プールという形もありまして、温水プールにするのにはすごい金がかかって、皆野町も実際は赤字なのですと、その温水プールのすべて維持管理からその指導については私が責任者ですとお話なのです。うちに二、三回来てくれて、ぜひこれから長瀬町とも一緒にやりたいから話に乗ってくださいというお話で、担当のほうにはお話をしているところでございます。

それから、職員の地域参加につきましては、先ほど申し上げたように、私も大きなその危惧を抱いているところでございまして、またこれは改めて幹部職員含めて積極的に地域に参加して行動することがまちおこしの原点だというふうに考えておりますので、この辺につきましてもしっかりと職員に行動をとっていただくようお願いをしてみたいというふうに考えているところでございます。

私のお答えはこれで、またもし落ちていましたら、ちょっと副町長から答弁ございます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 町長のほうから、質問の中で関連があるところが出たので、副町長のほうからお答えするようにということですので、私のほうから交流広場の削除に関しましてのご回答をさせていただきます。

関口議員先ほど私のほうにちらっと見て言ったのですけれども、当事者に説明すればわかるのではないかと。関口議員から話があった時点から当事者にはいろいろ、当事者というのは双方ですね、片方だけで

はなくて、双方に説明に上がっているのですけれども、なかなか奥が深くて解決まで至っていないと。ただ、このところ中傷が激しくなってきましたので、削除せざるを得ないだろうと、一回切ってもまた翌日には入ってくるというような、そういう状況から、とりあえず削除が一番いいだろうと。町としましては、解決を見逃しているわけではなくて、担当職員も何度も足も運んでいますし、解決すべく努力はしていますので、ただ結果が出ていませんから、努力しているという話してもぴんとこないかもしれません。引き続き努力はさせていただきたいと思います。

それから、プールの話、直接関係ないかもしれませんが、町への提案制度で一町民から皆野町の温水プール、秩父市の流れるプール、これを何とか長瀨町としても補助を出して使えるようにしていただけないかという提案制度で申し出がありまして、それに関しましては、定住自立圏の中で公共施設の共有、交流できる施設をつくろうというような話が今出ているものですから、その中にのせるようにということで私のほうから担当職員のほうには指示は出しておりますので、そのうち、テーブルにのるかどうかわかりませんが、結果は報告はできると思いますので、それまで時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、総務課のほうに関係する定住の関係でございますが、担当者の意見が伝わっていないのではないかというお話でございます。話し合うテーマといいますか、項目は多岐にわたりますので、総務課以外のものについては細部にわたるところの把握というのはなかなかできていない状況でもございます。この定住自立圏での意思決定のシステムですが、ご存じのように、担当者レベルでのワーキンググループで案をつくりまして、それから我々が入っている幹事会というところで話があります。それを今度は1市4町の首長で構成される、また議長で構成される推進委員会というところがあって、そこで決定されるというシステムになってございます。その間にもいろいろ町民の声を聞くシステムの一つとして、この間全協でお話を高橋参事のほうからしていただいた、ああいう形での意見を聞いて、それをその計画に反映するとか、ビジョンに反映するとかということでの町民の代表の皆様方の意見を伺うという場を設けて、そこでそういうものを含めて最終的には推進委員会で決定するというシステムになってございます。その1市4町では、中心市と各町なのですが、どうせ定住のため、人口を流出させないためというようなことが根底にありまして、それをではエリア全体でやっていこうということで、1市4町同じように進んでいくというような形にも今なってきてございます。その辺もございまして、引き続き、先ほども答えさせていただいたように、秩父市のほうから説明を伺って、そういう場でのご討議をお願いしたいと思っております。

それと、自主防災組織の補助金の関係でございますが、先ほども言いましたように、県の動向を見ながら、補助金額等を決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 関口議員からのご質問の中で、上下水道組合の負担金、補助金等の伸びが多い中で職員募集というお話をいただきましたので、私のほうで負担金、補助金等の対応につきまして概要説明申し上げたいと思います。

予算書の66、67ページでございますが、まず上下水道組合の下水道費負担金、平成23年度が2億3,863万8,000円で、24年度2億6,262万6,000円、2,398万8,000円の増でございますが、この増額につきましては、

資本費平準化債の償還が始まったこと、また当初の浄化センターの設備等の元利償還金が伸びてきていることとあわせて、また長寿命化計画、浄化センター、中野上にございますが、その施設の長寿命を図るための計画等の費用でふえているものでございます。償還金につきましては、両町合わせて組合の償還額ですけれども、前年比1,102万5,000円の増ということでご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、衛生費につきましては、平成23年度が5,221万7,000円で、24年度が4,465万3,000円、756万4,000円の減ということでございますが、これは皆野町にございます施設、溪流園の施設整備の際の償還金がなくなってきたことにより減ということでございます。水道につきましては、簡易水道事業元利償還金負担金につきましては、前年度と同額でございます。また、宮沢地区の簡易水道統合事業負担金につきましては、元利償還金の償還が始まったものですから、元金ですか、始まりましたので、大幅に来年度24年度から増額ということになってまいります。約228万9,000円のこの分で増ということでございます。

続いて、皆野・長瀬上下水道組合高料金対策補助金につきましては、ほぼ前年度と同額でございますが、若干減っております、3,420万2,000円から24年度3,412万6,000円、7万6,000円の減ということで、経営等は努力していることもうかがわれるかと思ひます。よろしく願ひいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えします。

観光協会関係の緊急雇用事業、本年度いかほどあるかというようなご質問だと思いますけれども、24年度については、ハイキングコース整備事業1本でございます。23年度に比べましてかなり本数減っておりますけれども、1点目は、ふるさと雇用再生事業ですけれども、これは事業本体が中止ということになりましたので、24年度について助成事業はないということです、行わない予定です。あともう一本、観光協会関係では、魅力ある観光地づくり整備事業を行っていましたが、これについては、先ほどもお話ししましたように、23年の3月11日以降にやめられた方が対象ということで、雇用できる条件が厳しくなったということで見合わせております。

続きまして、観光情報館の指定管理についてですけれども、この指定管理業務ですけれども、業務の内容が観光案内の業務、それとモニユメントの維持管理、ロケーションサービスの業務委託というふうになっております。特に施設についての維持管理は行っておりませんので、その辺ご了解いただきたいと思ひます。23年度には、先ほどお話しのように、観光案内所の業務委託ということで表記をさせていただきましたけれども、その内容が24年度については指定管理業務の中に入っているということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 武道、特に柔道の授業の安全性ということのご心配をいただきまして、大変にありがとうございます。各種報道等にもいろいろと出てくるわけですが、そういうことは十分わかまえながら、さらに安全性が確保できますように研修等また重ねてもらって、安全な授業ができますように指導していきたいなというふうに思っております。よろしく願ひいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、2点について再質問お答え申し上げます。

初めに、AEDについて、先生方が本当に使えるのかというご質問ですが、使えます。これは使えなくては困る話でございます。議員と同感でございます。

2点目、文化財の管理、巡視も含めての再質問でございますが、議員もご案内のように、文化財担当者

は1人でございます。なかなかすべてを一気に解決できるものではございません。巡視をすれば、また何らかのメンテの必要も出てまいります。また、メンテには予算も伴います。先ほど非定期に巡視を行っておりますというお話申し上げましたが、時間をかけて対応してまいりたいと考えております。ですが、ご意見、ご要望、お気づきの点はどんどん担当のほうへ連絡をいただければと思います。緊急度を考慮して検討、対応してまいりたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、もうほかの方にもいろいろ意見言ってもらったほうが、100人委員会をやれやれと言って私ばかりやってもしょうがないので、最後に、もう答弁は結構ですから、今の教育次長の定期的に回ると、見てお金がかかったり何なりするからって、そういう不誠実な考え方で文化財の担当者をやってほしくない……

〔何事か言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） いや、そうに聞こえる。

○議長（大澤タキ江君） 関口議員に申し上げます。ちょっとよろしいですか、答弁を要らないのであれば……

○5番（関口雅敬君） では、答弁してもらいます。

それと、もう一点は、観光情報館と観光協会の補助金について、観光協会も何かこうにいろいろなものを大きくしてしまっていて、よくこうに、さっきも言うように、反省と改善策を示していただかなければ、私はこの予算審議に納得はできません。しっかりとした最後の結論お願いしたいと思います。手短でお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 先ほどの答弁のご理解に誤解があったようなので、再度説明させていただきます。

巡視をすればメンテが必要、お金がかかるからしないのではなくて、巡視は、非定期ではありますが、しております。ただ、すればそういうものも発生するというお話です。ですから、先ほども言いましたように、一気にすべてを解決するということはできません。していないわけではなく、ゆっくりと時間をかせさせていただいて実施しておりますということです。ただ、緊急の場合もございますので、ご意見等お気づきの点がありましたら、どんどん担当のほうへは申し出してほしいということをお申し上げました。説明不足で済みません。

〔「観光課長は時間がかかりそうだから」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 観光課長にかわりまして私のほうからお答えをさせていただきます。

昨日もお答えしましたけれども、観光協会においては自主財源を得るべく、きのう列記しました7つの事業をやっているわけなのですけれども、議員に言わせるとスピード感がないではないかと、3年でできるはずなのももっとかかっているではないかというお話だと思うのですけれども、スピード感がなかったことに関しましては、町のほうの指導が至らなかったという点もございまして、平成24年度においては昨日述べました事業をさらに充実させて、自主財源を少しでも多く確保して、町の補助金がなくなることはあり得ませんけれども、少しでも少なくなるように努力してもらおうように町のほうも指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、観光情報館の維持管理なのですけれども、これは昨年までは個々に名前が載っていた、案内業務だとか、それをまとめて情報館維持管理事業ということに一つにまとめただけで、新たに補助金を追加したとかそういうことではございませんので、その辺は昨年の予算書とことしのちょっと見ていただけるとわかると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 何点か質問させていただきます。

まず、13ページの歳入の部、町税でございますけれども、町長の施政方針には大幅な税の伸びは期待できないと書いてありましたけれども、これ見ましたところ、この4,300万と509万、伸びがあって、その説明につきましても税務課長からよく説明していただきましたので理解できました。それで、法人税のほうの均等割から法人税割の509万8,000円というのが増収になっておりますけれども、これは一部企業の増収というのですけれども、ここに196社の法人会社があります。そのうちの一部企業というのは何社を大体指しているのか。多分察するところによりますと、岩田団地あたりの会社ではないかなと思うのですけれども、これが大体幾つの会社が景気がいいのだよというのも知っておきたいので、それを教えてほしいと思います。

それにまた関連いたしまして、79ページ、長瀬町中小企業融資対策資金借入利子補給金というのがあります。この利子補給金というのは、昨年度と同じ金額、320万円利子の補給をしているのですけれども、この不景気な中にこの借りる商工の法人の方がいないからこの増収はふえないのでしょうか、そのところがちょっと、それと借りられない会社が多いのでしょうか、そこのところを聞きたいと思います。

それから、次に43ページの企画総務費の委託料と使用料、これは例年ずっと続けていて、去年より幾らか少なくなっているのですけれども、全体的に申しますと、委託料と使用料、この予算書の金額が大体全部をトータルすると幾らぐらいになるのだから、後で結構ですので、参考のために知らせてほしいと思います。

あとそれから、57ページの社会福祉士養成研修負担金37万8,000円でございますけれども、この社会福祉士というのは、社会教育主事を前のときにこの社会福祉士を取ろうと思った人がいました。そして、連絡をしたら、社会教育主事を持っていないのだったら社会福祉士は取れませんよということで挫折した経験のある人もいました。ですけれども、今度はこれが変わって、それで社会福祉士というのは社協の主事を持ってなくてもこういう福祉社会になりましたので取れるシステムになって、経験年数とか、それから研修とか何かとか、2年間の通信教育だとかなんとかとか、あとは5年の社会福祉に携わっている人が該当するというので37万8,000円というのがあるのですけれども、これは何人の研修費用の負担、1人なり2人なりということで、教科書代とか参考書代いろいろそれありますけれども、これは何人分ですか。それから、今現在長瀬町には社会福祉士という肩書を持っている方は職員の中にはいないのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、また同じく57ページの19の負担金、補助及び交付金でございますけれども、療養給付費負担金というのは、これは7,559万9,000円ですけれども、老人保健費ですけれども、これは何の分とする分なのでしょうか。国保分ですか、それとも支払基金のほうに払う分なのでしょうか、連合会のほうに出す分なのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、61ページの工事請負費174万円ですけれども、新しく、新コミュニティ広場整備工事ですけれども、これはどこの場所で何カ所というのを説明のときに聞いていなかったの、これも何カ所でどこをやりますと、場所まで聞いていただくと町民の方に言われたときに、議会が終わったのだよと言って、これもそうだとよかったねということもありますので、これもお聞きしたいと思います。

それから、また65ページの清掃費の負担金、補助、秩父広域市町村圏組合清掃費の負担金ですけれども、随分減額されておりますけれども、ごみのこの清掃費につきましては、ごみの減量の何トンというのに掛けて出すのと、それから全部でプールでするのがあるのですけれども、ごみの減量がうんとなされたからこの金額になったのでしょうか。それから、ごみ袋は50円から35円になりましたよね。それでも入ってくる金額とというので、町民課ではよくわからないかとも思うのですけれども、広域のほうにつきましては、35円で売って、その分がどうなっても減額は随分な金額になっていきますので、これはどういうふうで出てきた金額なのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、73ページです。73ページの委託料、新しく農業委員会総会会議録作成業務委託料というので37万8,000円というのがあるのですけれども、これ新しく委託料というのを一回するとずっと継続して毎年毎年ということになるのです。今まで全部やっていなかったことですので、これを作成するに当たりましては、何だかこの総会のときにトラブルでもあったのでしょうか、それとも訴訟でも起こされるような事件になってきたことがあるのでしょうか、それともまた県の指示があったのでこの総会の資料を業務委託料で違う業者に委託するようになったのでしょうか。それとも、農業委員さんの職員さんが、ここに給料と書いてあります。これをだから自分たちでカセットにとって、それを作成するという案ということは考えなかったのでしょうか、そこのところをお聞きします。

それから、一般質問でもしましたけれども、75ページの委託料、有害鳥獣捕獲事業委託料が新規になりました。これはどこに出すのでしょうか。それから、あとこの19の負担金のほうの有害鳥獣捕獲事業従事者補助金というのは、これはクラブに出して、狩猟会に出しているお金なのでしょうか。それから、その下の狩猟免許取得費補助金というので3万4,000円ありますけれども、この狩猟の取得者にはずっと今まで出していなかったわけなのですけれども、これは新規で出す金額で、齊藤議員も説明しましたけれども、こういうのは養成しなくてはということなので、町のほうでこれをして出したのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

以上、質問します。ご回答ください。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えします。

法人税のご質問ですが、100万円以上5社でございます。

それと、町民税の増収の原因、4,360万7,000円とふえておりますが、この主な原因として、まず扶養控

除、子ども手当が廃止された関係で扶養控除額がマイナス 2 億 4,461 万円扶養控除として減らされたために、税金のほうをそれを換算しますと、町県民税合わせて 2,400 万、住民税、町の町民税でございまして、1,500 万円となっております。それと、当初予定したより、見込みよりも特別徴収、会社からお給料差し引かれる方なのですけれども、その方がプラス 63 人ということで 24 年度の当初予算は見積もっております。よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 大島議員のご質問、町民課関係 2 点あったかと思いますが、お答え申し上げます。

まず 1 点目の予算説明書の 57 ページ、療養給付費負担金でございまして、これは後期高齢者医療制度を運営しております埼玉県後期高齢者医療広域連合へ医療給付に要する経費として負担するものでございまして、療養給付費の 12 分の 1 を負担しているもので、それを算出したものでございます。

続きまして、秩父広域市町村圏組合の清掃費負担金の関係、65 ページになろうかと思いますが、負担金の算定につきましては、ごみの収集運搬料で算出されてございます。長瀨町、平成 23 年度は 6,957 万 3,000 円で、24 年度が 4,771 万、確かに大幅に 2,186 万 3,000 円減となっておりますが、全体でも 3 億 614 万 9,000 円清掃費のほうの負担金が減ってございます。この大きな理由といたしましては、現在のクリーンセンターの建設に当たっての償還金が返済が終わったということでございます。しかしながら、今後施設長寿命化を図るために平成 24 年度からまた基幹的な設備改良工事も始める予定ということで伺っております。ごみの手数料等の影響でございまして、23 年度当初から引き下げ行っておりますので、予算対比では逆に伸びている状況ですが、実績のほうはちょっとつかんでおりませんので、わかりましたらまた改めてご報告申し上げます。

それから、ごみの減量化について若干ご報告申し上げますと、長瀨町のごみの量につきましては、人口減少等もございまして、ここ 5 年ほど減少傾向にございます。平成 18 年度で可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ合わせて、ざっとですけれども、2,600 トンほどございました。平成 22 年度では 2,255 トン減少してございます。広域圏内全域でも平成 18 年度で 3 万 9,189 トンから 3 万 4,296 トン減少してございますけれども、人口減少だけの問題ではなく、やはりごみに対します意識の高さというのが啓発等も伴って出てきている影響かと思ひます。

以上で終わります。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大島議員の健康福祉課関係の質問にお答えさせていただきます。

まず、57 ページの社会福祉士養成研修負担金でございまして、これは 1 人分で、内容といたしましては、入学選考料、それから授業料、それから実習料を合わせまして 37 万 8,000 円となっております。職員の中には社会福祉士はいるのかということでございまして、職員の中にはおりません、町の包括支援センターでは支援センター 1 カ所当たり社会福祉士と保健師と、それから主任ケアマネの 3 人の専門職を置くようにということになっておりまして、ただ長瀨町の場合は人口が少ないために特例で 2 職種でもいいということになっております。ですが、近年老人を取り巻くいろんな相談がふえてきておりまして、包括のほうでも大変相談件数も増加しておりますので、今現在は福祉のほうの配属になってから社会福祉主事の資格の通信をそれぞれ希望者には受けるようにということで私のほうから半強制的にはないのですけれども、お話しして自己負担で受けているわけなのですけれども、先ほども話しましたように、かなりの相談

事業が出てまいりましたので、専門の社会福祉士を養成していきたいと考え、予算計上させていただいたものでございます。

自主的にやっていただいた社会福祉主事ですけれども、これは今のところ役場内では7人が持っております。健康福祉課担当になってからというのは6人の職員が取っていただいております。通信でやっていただいて、社会福祉士の国家試験を受けていただくのですけれども、その社会福祉主事の資格を取ってから実務経験が2年必要となりますので、おのずと受ける職員も限られてくるわけなのですけれども、専門職を養成していきたいということで予算計上させていただきました。

それから、61ページのコミュニティ広場の関係ですが、岩田地区に1カ所予定をしております。町としては、順次安価でできるような適当な場所がありましたら数をふやしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、農業委員会関係の会議録資料の作成業務委託についてですけれども、これにつきましては、農業委員会の適正な事務処理が行われているかどうか、年1回国に会議録を提出することになりました。そのため会議の文言を一言一句残す必要が発生したために、会議録を専門の業者をお願いするということです。

もう一点、職員の間でできるかどうかということもご質問あったと思うのですけれども、今までは要点だけをまとめていた会議録だったのですけれども、そういう状況でなくなったために改めて業務委託を行うものです。

続きまして、有害鳥獣関係のご質問になろうかと思えます。有害鳥獣捕獲事業の委託料でございますけれども、これは長瀬狩猟クラブに委託をするものです。負担金の欄にあります有害鳥獣捕獲従事者補助金につきましては、有害鳥獣に従事していただく方の狩猟の登録に多額の費用がかかりますので、その登録等にかかる費用の一部を助成する内容となっております。

もう一点、狩猟免許の取得者補助ですけれども、これにつきましても、免許を取得する際に経費がかかりますので、免許取得が安易にできるようにということで、その一部を負担する経費となっております。

続きまして、長瀬町の中小企業融資対策資金借入利子補給に関係するご質問ですけれども、これは日本政策金融公庫資金を借り入れた場合に、予算の範囲内で利子補給を行おうとするものです。補給する補給率なのですけれども、年1歩以内ということになっております。予算が320万で、例年、昨年と変わらないということなのですけれども、ここ数年来の件数をちょっと調べてみましたら、21年度が142件、22年度が135件で、本年度中はただいま支給作業を行っているところなのですけれども、おおむね110件から120件ぐらいだというようなことになっております。利子補給が1歩以内ということですので、予算の範囲内で1歩以内の率でその年の件数を支給させていただいているという状況になっております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、要約して6点ばかり質問したいと思えます。

まとめてまず保育所の入所児童選考委員会委員報酬、町営住宅入居者選考委員報酬、民生委員推薦会委員報酬等で若干の予算組まれていますけれども、これは外部の方にそういう報償金を払っているので必要

なのかどうかということ1点。

それから、2点目が教育委員会関係になるかどうかと思いますが、体協の補助金が130万円、スポーツ少年団の補助金が25万5,000円となっておりますが、スポーツ少年団の補助金が増額されたのかどうか、特にこの点につきましては、体協の予算につきましては、ある程度大人ですので多少受益者負担でもいいかなというような感じがしますが、これから、昨年だったか、少年団に所属している生徒が長瀬町のうちで何か54%ぐらいだったと、不確かなのですけれども、これからの長瀬町を背負って立つ子供たちに本当にボランティアで指導されている方々も非常に多いので、これ増額してあるのか、していなければさらなる増額をお願いしたいというのですか、できればということです。

続きまして、これ地域整備観光課だと思うのですけれども、農産物直売所運営委員会補助金2万円、75ページにあるのですが、直売所というのはJ Aさんのことを言っているのかどうか、75ページのところに農産物直売所運営委員会補助金というのがあります。

次に、これも地域整備観光課になると思うのですが、1つは文言の質問で申しわけないのですけれども、道路愛護保全管理業務委託料というのがあります。道路愛護保全管理業務委託料294万円、81ページです。これはどんな内容なのか、これ必要なのか。

あと、まとめてでいいのですが、地域整備のほうで公衆トイレ清掃業務委託料234万円、79ページです。それから、岩畳清掃業務委託料175万円、63ページです。これについて、観光協会で、具体的にはシルバーさんに投げている事業なのかなと思うのですけれども、地域整備観光課として観光協会を指導監督する立場にあるので、これらは地元の観光業者さんにこれやっていただくというか、観光業者さんは当然これも受益者負担になると思いますので、自分たちで岩畳を清掃しようとか、トイレを交代で清掃しようとか、またはきょうのような日、観光協会の人、きょうは雨だからというのだと定期的にできないのだけれども、トイレ清掃等も考えていかなければ、仕分け、財政の支出削減ということでやっていけないのかなということ質問します。

あと一点は、やっぱり予算の中に委託料、使用料、賃借料等が多くを占めているのですが、引けないものもあると思いますが、特にその中で1点だけ。では、コンビニ収納ソフトレンタル料というのは、昨日税務課長にお答えいただいたのですけれども、早くて数字がメモれなかったのですが、157万5,000円このシステム料にかかっていると。47ページにあります。これが何件、今年度実績でも結構です。何件あって、どのくらいの税の納税額があったのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 保育所の入所選考委員と民生委員推薦会のほうの委員報酬の関係のご質問でございますが、保育所の入所選考委員は、民生児童委員さんが児童委員でもある関係から、保育所の入所選考、こちらは保育所の入所希望者からいただきました申請書を調査、確認していただいて、基準に該当しているか審査していただき、定数を超えていた場合は入所選考をしていただく中で待機をしていただくというふうになるわけなのですけれども、長瀬町の場合は今のところ定員内でございますので、待機児童はおりませんけれども、そういう関係で年1回開かせていただいております。

それから、民生委員の推薦会ですけれども、民生委員さんは3年に1回かわることになっておりますが、かわるといって、任期は1期が3年ということになっているのですけれども、定期の選考会に当たりました、これは7名の委員さんから成っております。それで、その中には2名報酬の要らない方というか、例

えば教育長さんなども入っておりますし、そういう関係で5名の方の予算をとらせていただいているのですけれども、議会のほうからも民生関係の議員さんに出させていただいております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、体育協会並びにスポーツ少年団への補助金についてのご質問にお答え申し上げます。

体協につきましては、前年同額でございます。スポ少につきましては、議員のおっしゃるとおり、24年度は前年度7万円アップの25万5,000円となりました。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、地域整備観光課関係のご質問についてお答えいたします。

まず初めに、町営住宅入居者選考委員の関係ですけれども、町営住宅に入居申し込みをとりまして、複数の希望者があった場合に入居を選考させていただくために、委員さんにお集まりいただきましてその判定を願うものです。開催については、入居しまして複数の申し込みがあった場合ですので、随時開催ということになっております。

続きまして、75ページの農産物直売所の関係ですけれども、これはJAちちぶ長瀬支店にございます直売所の運営のための補助金を交付しているものです。

81ページにあります委託料の道路愛護保全事業になるかと思っておりますけれども、これこういうような名称つけさせていてなかなかわかりづらいところあるのですけれども、事業の内容は、緊急雇用創出事業を活用しまして、シルバー人材センターにお願いしまして、町内の町道を担当しています舗装ですとか、交通安全施設の点検と簡単な修繕をお願いしているものです。

公衆トイレについての委託業務ですけれども、これにつきましては、長瀬町に町内に設置してあります観光用の公衆トイレの清掃を観光協会にお願いして清掃業務をお願いしているものです。ご指摘のとおり、地元の方にお手伝いをというようなご提案もいただきました。トイレの中には地元の方にお手伝いをいただいて清掃を行っているところもあるのですけれども、お客さんが多い場所ですとか、その利用率が高いようなところについてはどうしても多く手を入れる必要がありますので、観光協会に業務をお願いしている都合がありますから、独自で清掃する場合もありますし、場合によってはシルバー人材センターにお願いする部分もあって清掃を行っているということです。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 村田議員のご質問の中に岩畳等清掃委託料ということで、63ページでしたか、ございました。地域整備観光課でなく町民課の環境衛生のほうの業務でございますので、回答させていただきます。

説明欄では岩畳等清掃作業業務委託料となっておりますが、実際には上長瀬から岩畳周辺、また高砂橋下の大東河原等の清掃が週2回、シーズン中、またオフシーズンには週1回程度、国名勝及び天然記念物、貴重な財産ということで清掃業務等を行っていただいております。また、そのほかに空き缶回収事業、これが週3回程度、24年度中には廃止になることも想定されまして、24年度は委託料の減額等もしております。そのほか不法投棄のパトロール、また不法投棄物があった場合の処分、これは週1回程度、各峠道等を中

心に行っていた中でのそれぞれ合算した委託ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

コンビニ収納の集計について、1月31日現在でお願いしたいと思います。4,083件の4,654万5,546円でございます。きのう5,000万と申しましたが、2月末納付月でもう既にお金は入っていますが、コンビニ集計の関係で各まとめたものが来るのがまだ来ておりませんので、お金自体はもう入っております。その関係で例年納付月、納付期限日には五、六百万円のお金が入ると、きのう5,000万と申しましたが、2月末には5,000万円を超えるお金が納入されてくると思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 先ほど村田議員からのご質問の中に町営住宅の選考委員の関係でご質問がありました。私のほうで答弁させていただきました内容で、複数の申請があった場合に委員会を開催させていただくというようなお話を差し上げましたけれども、複数でなくて募集戸数を越えた場合の申請があったということで訂正をさせていただきたいと思います。

簡単に例を申し上げますと、1棟の募集につき2件の申請があった場合に委員会を開催するというようにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 済みません、5点ばかりお聞きしたいと思います。

ページ19、旧新井家住宅資料館観覧料170万円の収入を見込んでありますが、ページ105で業務委託料が213万5,000円、マイナス43万5,000円の差額になっております。それで、国指定の文化財ということもありますが、指定を除去してももう少し有効な活用ができないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、29ページのひのくち館太陽光発電設備からの余剰購入電力料金15万2,000円が計上されていますが、第一小学校、第二小学校、中学校にも設備が設置されております。学校からの余剰購入電力料金はないのか、お伺いしたいと思います。

それと、ページ35、勤勉手当についてお伺いいたします。勤勉とは、字のとおり、勤務成績に応じて支給されるものと思いますが、町としての実態を教えてくださいたいと思います。

それと、ページ55、シルバー人材センター事業運営費についてお伺いいたします。高齢化社会になっていく時代であります。ますますシルバー人材が多くなると見込まれますが、今現在は請負形式で運営されていると思います。それだと限度があると思います。軽作業、重作業により仕事の内容によりあぶれる人もあるかと思えます。補助金をやるだけではなく、自営できるための措置をとるべきではないのかと考えます。

それと、ページ83、原材料費についてお伺いいたします。材料の内訳はコンクリートと砕石だけだと思いますが、中にアスファルトも入れるわけにはいかないでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、板谷議員の質問にお答え申し上げます。

まず1点目、新井家の入館料に対してその業務委託料等が相殺が合わないというお話だったかと思いますが、あくまで入館料は入場者のそれで、いわゆる切符切りの仕事を委託しているものですが、それがイコールそれで入館料で賄っているものではございませんので、教育委員会で公開事業として実施しているものでございますので、利益は上がるものではございません。

2点目の学校からの太陽光発電による余剰電気料はというご質問ですが、項目としては上がっておりませんが、雑入に入ってまいります。3校ございますが、3校のうち第一小学校と第二小学校、第二小学校は今年度の後半からでございますが、売電しております。中学校は売電しておりませんので、余剰金といえますか、それは入ってきておりません。消費型というのでしょうか。一小は月に1,000円前後でしょうか、入ってきております。二小のほうは容量が大きい分、それよりも多く現在のところ入ってきております。また、数字的なものについては後で紹介したいと思えます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 次長、ちょっとまだあれだったみたい、新井家住宅をその指定を解除して活用することはできないのかという質問もあったみたいですが。

○教育次長（大澤珠子君） 指定を解除というのはないと思えます。国指定の重要文化財に指定されておりますので、それを解除というのはちょっとないかと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 板谷議員のシルバー人材センターの関係のご質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターには運営費補助金ということで補助金を出させていただいておりますが、これはほとんどが職員の給与でございます。ご承知のように、シルバー人材センターの会員は60歳以上の高齢者で、今まで培った特技や技術を大いに発揮していただき、生きがい、健康、社会参加ということで、家にもっているよりは外で活動していただきながら、お小遣い程度収入も得ていただき、医療費のほうの削減も関係するような状況で頑張っていたいただきたいということでシルバー人材センター長瀬町も運営しているわけなのですが、今のところ昨年、昨年というか、平成22年度でございますと、会員数が164人、契約金額が9,560万と大きな成果を上げていただいているのですけれども、こちらはすべてこの方たちが働いていただいたものですので、配分金はすべて還元をしております。シルバーのほうの事務費としては6%いただいているわけなのですが、来年度平成24年度からも国のほうの指導がありまして、公益法人への移行をするようにということで指導も受けておりますので、シルバーが利益を余り受けてはいけないというふうな制約もございます。そういうこともありまして、シルバーが独自に、簡単に言いますともうけて自立、自営していくというのは難しいかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 板谷議員の質問にお答えいたします。

勤勉手当の計算方法でございますが、給料等の額に規則で定められました割合を掛けまして、また期間率及び成績率を掛けて算出された額という形になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

原材料支給の支給材料の中にアスファルトが含まれないかというようなご質問かと思えます。原材料支給につきましては、行政区が行政区内にあります町道を自分たちで改修したいというようなご要望があった場合に、町として材料を支給するような方法をとらせてもらっています。アスファルトということになりますとそれなりの機材を必要となりますので、区民の皆さんが作業するわけにはちょっといかないのではないかと思いますので、今のところアスファルトは追加する考えはございません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 再質問させていただきます。

今地域整備観光課長の原材料費については、手間がかかる、手間のかかるようなものというふうに解釈したのですけれども、今現在コンクリートにしても、手間を含んでいるような形でやっていると思います。ということは、区のほうで材料だけをもらってやれる人間が今いないということが事実でございますので、その辺あたり、この今の答弁の中身であればちょっと違うのではないかなと思います。実際的にコンクリートの中に1立米当たり1万9,000円か、8,000円か、そのぐらいのものに入っておると思います。実際的にコンクリートの材料費としましては1万1,000円か2,000円ぐらいだと思います。実際私も頼みに行ったときに業者指定までされました。だから、こういう材料費だけではなくて、手間も入っているということを含んでやっぱり検討していただきたいと思います。

それと、旧新井家住宅のやつは国指定というのはわかっております。何もできないということを頭から否定しないでできる方法を考えていただきたいと思います。できれば中で、例えば食事ができるような形だとか、そういうようなものもできるのではないかなという気がいたします。

以上、この2点についてお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えします。

原材料支給の中に、その価格の中に布設手間が含まれているかどうかというようなご質問だと思いますけれども、一応町と地元の業者さん、原材料を支給できる業者さんで見積もりをとらせていただいて、その見積もりの額で支給をさせていただいているということです。実際には業者の方がコンクリートを布設するような場合もありますけれども、町としましては、あくまでも地元の行政区にコンクリートを支給しまして、区民の皆さんによりまして道路の補修ですとか改良事業を行っていただくということが前提となっておりますので、よろしく願いいたします。

あと、アスファルトの布設について先ほどお話ししましたが、特別な機材等がどうしても必要になるかと思えます。コンクリートでしたら行政区の方がお手伝いいただいて作業できるということになりますけれども、アスファルトですとそういうわけにはいきませんので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、板谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの新井家の関係につきましては、国の指定を解くのではなくて、使いやすく、使用しやすいようにはできないかというご質問でした。大変失礼いたしました。規制を緩くし、使いやすくするというところで受けとめました。民間活力を導入する中で現在さまざまなイベントを新井家でも年間通して実施しております。ケースにより、内容により、議会でも何度かご答弁させていただきましたけれども、使いやすく

なるだけできるようにしております。ただ、冒頭でも申し上げましたが、国指定の重要文化財ですので、余りなことはできない、ただ併設しております郷土資料館がございまして、先ほど議員が提案されたようなことは郷土資料館のほうで可能かと考えております。また、旧観光案内所、駅前にあったのが新井家の敷地内にも来ております。それらの活用も含め、なるべく皆様の使いやすいような施設にしていきたいとは考えております。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） これはどなたにお聞きしたらいいかわからないのですが、実は青申会の補助金の問題なのです。法人会が同じ納税協力団体ということでカットされたから、青申会ももらえないのだよというようなことを話してきました。しかし、青申会のほうは法人会と違って非常に零細な企業で成り立っておりまして、本当に何とか徴税について協力しようという姿勢で勉強会も開いている非常にまじめな団体なので、ぜひ、この予算書には載っていないのです。何とか復活してもらって、100万くれというような話ではないので、ぜひお願いしたいと思っております。納税のために税務課では相当な金額を徴税費として予算にのせておるのですけれども、そのうちの1%でも出してもらえば青申も頑張っているのではないかと思います。ぜひ、これはどなたに質問していいかわからないのだけれども、とりあえずそういうことでひとつお願いいたします。

続いて、総務課をお願いいたします。今度人件費が公務員が7.8%下げるとの話がそろそろ国会で承認されそうです。その中で総務課では今度の人件費の中で当然そういうことは入っていないと思うのです。もしそういうことが起きたら地方も、地方公務員も、県も含めてだんだん波及してくるのではないかと心配があるのですけれども、その辺ちょっと総務課として計上すべきものかどうか、またしたらどのぐらい違ってくるのか、ちょっとご検討いただきたい。

もう一つ、教育委員会、矢那瀬に子供のために48万4,000円という予算つけていただいてありがとうございます。このことについて、どの程度の規模を考えてられるのか、また実際にこういったことを試験的にテストコースとしてやっておられるのであれば、ほかの地域もこういったことをぜひ参考にして進めていただけるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 野原議員のご質問にお答えします。

予算書にちょっとなかったもので、青色申告会をやめた経緯等を商工会の事務局の方と補助金の見直し、青色申告会で二十数年間、30年間ぐらい申告会のほうに補助金を出していたわけなのですが、秩父郡市の動向を見ますと、秩父市においても各市町村においてももう30年だから役割を終えたのではないかとということで、皆野町と相談しまして補助金のほうを切らせていただきました。そのときに商工会のほうからそういう会員の皆様が何で切るのだということを言われたらということなので、商工会のほうと税務課のほうで税金の趣旨と、また青色申告会という国税で一度つくったものなので、一応国税もやめて秩父郡市でもやっている団体が少ないと、ほとんど秩父市等聞いてもやっていないということなので、それでもう二十数年間続いているので、新たな事業を展開していくのであれば当然やっていくけれども、税務課として補助金を出すのはどういうことかということで商工会の事務局のほうとお話を詰めて、そのときに資料も多分渡していると思います。今、席に質問のあれがなかったものでちょっとお答えできませんが、記

億的にはそういうことでやめさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 国で今検討しております7.8%の給与の削減の関係なのですが、国が決まり次第町のほうも検討はしたいと思っておりますけれども、ラスパイレス指数でいきますと、当然国100がもとですけれども、長瀬町では10%今現在もう低いわけですから、その辺を考慮しながら町長と検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、第二小学校区矢那瀬地区の児童下校時安全対策委託料の内容についてご説明いたします。

想定ではシルバー委託を考えております。1日2時間、延べ人数220人、時期的なものでご紹介しましたが、日没の早くなる冬期間を想定しております、10月1日からおおむね3月20日までの間と考えております。それを試算した計算した結果の委託料でございます。

ほかの地域もというお話ですが、まずはやってみたいと思います。初めての事業ですので、当然これを行う前には、以前にも議会でご質問もいただいております。これをやればほかの地域でもというのも考えられますので、とりあえずはという言葉は安易かもしれませんが、この矢那瀬地区の、といいますのも、何度もご紹介しておりますように、24年度矢那瀬地区8名の児童数になってしまいます。そういうことで、今が時期かなということで始めたいと思います。そして、またこの委託の2時間という時間を有効に使えばほかの地域もできなくはないということもございますので、検討させていただきながら実施していきたいと思っております。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 何点か質問させていただきます。

本野上に前西武ホテルがありましたけれども、あの水耕栽培等が行われたビニールハウスを片づけて最近トレーラーハウスのようなキャンプ場ができましたけれども、そのことについていろいろなことが余り話されていないのですけれども、その状況とともに、税金にどの程度結びついているのか、それから環境整備、騒音であるとか、またいろんなごみの問題とか、そういうふうな面での環境的なこと、そのことについてのトレーラーハウス事業について質問させていただきます。税収的には税務課長かと思っておりますけれども、ほかのところでは何か環境的なことの回答がいただければと思います。

それから、予算書の58ページに急傾斜地というのが費用が計上されておりますけれども、町内で何カ所ほどあり、どことどこというふうな形になっているのか、それとも県が工事するということの負担金だということですが、この負担割合というのはどんなふうになっているのか。それから、工事するについての優先順位というふうなものがあるのか、そのようなことについてお尋ねいたします。

それから、29ページに市町村交付税といいますか、交付金がありますけれども、そのお金の入ってくるのと大抵出ていくところ決まることが多いのですけれども、その行く先を教えてくださいたいと思います。

それから、歳入のほうで、奨学金の返還金が前年に比べて低く見積もられている、いわゆる減少していることと、いわゆる今度は貸し付けのほうでの金額がふえていますね。結局返されるほうが少なくなって

きたちょうどそういう時期なのか、そういうふうな面と、あといわゆる滞納金、返済金等の滞納等について、最近ふえているのか減っているのか、そういうことも含めて金額ともども教えていただきたいと思います。

それから、旧新井家住宅のことが先ほど3番の板谷議員からも出ておりましたけれども、私も前に提案したこともありますけれども、今美術館であるとか、月見会であるとかというのが幾つか、お茶をたてるとかというのがあったりしていますけれども、さほど活用されているとも思えないのです。もっともっと観光客であったりする人を呼び込めるような、いわゆる田舎行事、そういうふうなものをやるにちょうどいいのではないかと。例えて言います。もちつき会、月見会はやっていますけれども、あと昔の中心にした昔の遊び会、それからまんじゅうづくり、コンニャク、そば打ち会、それとか、あと何もないけど人が集まってきて、聞いていて楽しいなまり会話、漫才ではないですけども、そういうふうなことでいっばい秩父地方のなまりが聞ける催しみたいなものを少しやってもらったりしたらいいが。それは縁側でできるものもあれば、あそこに、駅前にあった昔の観光案内所引っ張って行って何も活用されていないというふうに思います。ですから、そういうふうなことも使ってやっていけば、先ほど使いたいと言っていましたけれども、使うについて具体的に提案してみました。そういうことでちょっとお聞きします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 新井議員のトレーラーハウス関係の営業に際しまして環境面、騒音問題等どうかというお話かと思えます。営業前に際しましては、環境のほうにも近隣住民の方々等から音の問題ですとか、ごみの問題、深夜花火等でうるさくて眠れないのではないかと心配等もいただいているのは実際ございます。しかしながら、営業後においては正式な形でのそういうごみの問題ですとか騒音の問題等は伺っておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 新井議員のご質問にお答えします。

個別事項なのでお答えできませんので、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。こちらでは急傾斜地の関係とキャンプ場の関係2点についてお話をさせていただきたいと思えます。

先に急傾斜地の関係のご質問にお答えいたします。急傾斜地が現在どのくらいあるかというふうなご質問があったかと思えますけれども、土砂法によります危険箇所は町内89カ所となっております。現在秩父県土整備事務所で土砂法に基づきます調査、報告を行っていますけれども、現在は荒川の岩田側については結果公表まですべて終了しております。風布、井戸、岩田地区は終了しております。矢那瀬地区におきましては、過日結果の説明会が終了しております。この後告示、縦覧等の作業に入る予定となっております。野上下郷から中野上、本野上、長瀬にかけましては現在調査中ございまして、まだ結果報告までに至っておりません。

予算書にあります急傾斜地崩落対策事業の負担金がいかにどうかというふうなご質問もありましたけれども、これにつきましては、井戸地内でやはり秩父県土整備事務所が急傾斜地の対策事業を施す予定であります。町の負担金につきましては、事業の5%を負担する予定になっております。

続きまして、袋地内のキャンプ場の関係ですけれども、地域整備観光課ではキャンプ場周辺の排水が芳しくないというような状況を承知しておりますので、24年度におきましては、地域の安全を確保するというような意味がありますので、排水対策の工事を施す予定となっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

29ページの交付金と言われたと思うのですが、財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金のことだと思われませんが、こちらにつきましては、宝くじ、サマージャンボ、それからオータムジャンボ、こちらの売上額等の一部をこちらのほうにいただける、埼玉県市町村振興協会のほうからいただけるというものでございます。こちらにつきましては、特に充てる先というのはありません。一般財源という形になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、教育委員会関係2点のご質問、まず1点目、育英奨学金の償還金の減についてというご質問でした。予算書の29ページ、これは育英奨学金の償還金の減につきましては、それぞれ貸与した方が返還計画というものの、1年据え置き5年間の計画を立てているもので、来年度に返していただく予定の金額ということでございますので、たまたま来年はこの金額だということでございます。

また、それと比較して貸し出しのほう、予算書の95ページになりますが、内訳ということでございますのでご紹介させていただきますが、節の21の育英奨学金でございます。合計で318万とありますのは、私立大学が年間で30万になります。月々5万円の30万、10名に貸し出す予定です。そのうちの継続が7名、新規を3名予定しております。また、国立大学につきましては、年間で18万円でございます。現在1名貸し出してあります。継続者でございます。その合計金でございます。また、入学準備金につきましては、これは大学入学準備金ということで、1件当たり40万円、3名分を予定しております。

また、現在の返還状況をということでございますが、返還状況は、現年度分と過年度分にまず分かれまます。現年度分は今年度返す予定の状況ですが、まだ1年間たっておりません。2月27日収納分まででご紹介させていただきます。入学準備金のほうが予定しましたのは58万に対し54万1,000円償還されましたので、まだ未収額が3万9,000円ございます。また、育英奨学金につきましては、121万に対し79万4,000円償還されましたので、まだ未済額が41万6,000円という状況でございます。ただ、これは現年度分ですので、まだこれから返ってくる予定でございます。また、過年度分、これは平成12年度から22年度分でございますが、これも入学準備金と育英奨学金とございまして、入学準備金のほうが未済額42万円ございます。育英奨学金につきましては174万8,000円、過年度分の合計が216万8,000円という状況でございます。ちなみに、入学準備金のほうは8名、育英奨学金のほうは7名となっております。

奨学金関係については以上でございます。

2点目、新井家住宅でのもっと多彩な事業を実施して多くの人に来ていただくような計画をしたらどうかということでございます。まずいろいろご提案、事業を具体的に提案していただきましたが、だれが、いつ行うのか、申請によりまして文化財審議会という機関がございます。そこで検討していただき、施設に合った事業であるか、供用に付すものであるかどうかをご検討いただきながら、精査しながら、可能で

あれば実施はしてまいりたいと思います。そんな状況でございます。いろいろとご提案ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑は。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 税務課長から個別の案件で答えられないということをお願いしたのですけれども、話に聞きますと、あれが移動物ということから、何か固定物にならない、移動施設ということからか、固定資産税をかけられないような話も聞くのですが、それは本当なのですか。あれは結局エンジンついていない物置なのですよ、要するに。そこに人が泊まれるようにしているような状態なので、よその市町村等にもああいうふうなものというのがあるのではないかと思うのですが、そういうふうなケースのことに ついて調べてみるとか、何とか課税の対象に持って行って少しでも収入を得るような道を探れないのか、またそういう努力をしたのか、その辺のことをお聞きしたいと思うのですが。多分してはみたけどダメだったというかなとは思っているのですけれども、ぜひそれを税務課長からお聞きしたいと思います。

あと新井家住宅のことにつきまして、今、確かに本体そのものでは火がつかないとかというふうなことも言われますけれども、先ほど言ったように、旧案内所を引っ張っていった建物等を使って、あそこにガスまたは電気等での燃料でできる、また逆に言えば、外にそういうふうなものを設けることによって、設営することによって火力を使えるような状態に、新井家に何も隣接したり、あの中へ閉じこもらなくてやろうと思えばできるのではないかと思います。何かこうするとき、できない方向で検討するのではなくて、できる方向で、町長は非常にそういう点では積極的に取り組んでくれたと思うのですけれども、そういうふうなことで、できる方向で何とかないか、何とかならないか、そういうふうな気持ちでぜひ検討して見ていただきたい、私はそういうふうと思います。そうすればきっと何か見つかるというふうと思います。

それから、過年度分について、先ほど216万8,000円というふうな話がありましたけれども、これはどの程度の減りぐあいなのでしょう。先ほど、それから話の中で、今24年度の予算審議中ですので、24年度についてが本年度という言い方で最低されているのではないかと思うのですけれども、本年度とか過年度、先ほどことしというふうな形で言われましたけれども、これは23年度の状態でとっていいわけですか、次長、その辺のことを、予算審議中だから本年度とか、当年度とか、本年度とか、いろいろな言い方ありますけれども、そういうようなことで用語を使い分けてもらおうと、23年度なのか、24年度の審議中だから24年度を指すのか、そういうこともしっかりしていただきたいと思うのですが、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 新井議員の再質問にお答えします。

先ほども言いましたけれども、個別事項に当たりますので、地方税法第22条の秘密漏えいに関する罪になりますので、その辺のことはお答えできません。ただ、そういうトレーラーハウスとかいろいろな物件については十分承知しております。ほかの市町村もよく調べておりますし、当然それは知っていますが、個別の案件ですのでそういうお答えはできませんので、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、奨学金関係でございますが、過年度の滞納金が今年度、つまり23年度に幾ら返済されたかという

ご質問かと思えます。それでは、ご紹介いたします。入学準備金、調定額96万2,000円に対し54万2,000円償還されました。収入未済額42万円でございます。育英奨学金、調定金額190万円に対し15万2,000円の償還がありました。未済額174万8,000円、合計で216万8,000円です。なお、2月13日現在です。最終の償還金が入ったのが2月13日でございます。

もう一点、新井家の関連の質問は前向きに考えたいと思っております。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ぐだぐだ言うなと言うから言わないのですけれども、いずれにしても児童虐待防止推進事業というので167万1,000円という、これの内容について説明してください。

それから、花に触れ合う花の里の管理事業で400万、109万9,000ですか、あるのですが、これと花いっぱい推進事業というので、これ重なっているわけですが、これについてのどういうわけか、わけをお話しをいただきたいと思えます。これ伸びておりますので、ダブっているような気がするわけなので、その辺もお聞きしたいと思えます。

それから、先ほど矢那瀬のお話が出たのですけれども、児童の安全対策事業で、これ冬の間だけということになっておりますが、これ冬だけではなく、夏でも何でもちょっとあるのではないかなという気がするので、その辺のお答えをいただきたいと思えます。

それから、タブるかもしれない、非常に委託料というのが多いのです。全くできる、みずからできる、皆さんができる委託料、できない委託料と分けますと、これできる委託料というのがあるはずなのですよ。これを見てもらうと、とにかく、例えば先ほど2番議員からも言った観光公衆トイレ清掃業務、これこの前私も質問したことがあるのですけれども、これは地元の受益者負担、観光業者がやるというのがあったわけです。これなぜここに230万ものるといふようなことがあります。それから、ハイキングコースの整備事業、これも委託料、これも金額も金額ですので、この辺はどこをどうにしてどうに整備するのか。

それから、長瀬町観光情報館の指定管理委託料ということで、先ほどちょっと説明があったのですけれども、これもどこを含まれているのか、インフォメーションが含まれているようなお話があったのですけれども、このインフォメーションというだけで300万あるわけですが、これについてもご説明をいただきたいと思えます。

それから、委託料のほうで、83ページの委託料で測量設計監理委託料、これ金額が金額なので、新しく境界のほうの出ております。それから、委託料で道路後退部分測量業務委託料、これも金額が金額ですので、この辺もちょっとお願いをいたします。どういうふうに、説明をしていただきたいと思えます。

それから、実は塚越団地の浄化槽委託料、これまた40万のっているわけですが、先日これ非常に迷惑したにおいが出まして、非常に私のほうも何回か来て、区長を通じて町にお願いしたと思うのですが、この辺の管理をきちっとやっていただきたいと思うのです。

それから、これ見てもらえるとわかるとおり、非常に委託料の中でできる可能性のあるものが、ガラスクリーニングというのが非常に出てくるのです。どこを見てもガラスクリーニングというのが出てくる。これなんかできるのではないですか、皆さんで、やる気があれば。それで、その中で、教育委員会のほうのこれが清掃業務委託料と、これもあるわけです。どこを掃除してどうにするのか。ここにもガラス清掃業務委託料というののっているわけです。こういうふうに見ると非常に委託料の中で、みずからやればできるというのがあって、それは非常に今後小さい金額かもしれないけれども、とにかく大きくなるわけ

で、そういう予算をこれからどうにするか、非常に厳しい経済予算の中でそういった見直しも必要かなと思う観点から何点か質問しました。ぐだぐだ言って申しわけありません。よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 齊藤議員の児童虐待防止推進事業、これは当初予算の概要のほうにある部分ですけれども、これについてのご質問でございますが、近年児童虐待、全般的に急増しております。長瀬町もとっても重症というか、深刻な虐待は今のところありませんけれども、前にあった事例とか、それからネグレクトや精神的な病気などの部分で虐待に相当する、どちらかといいますと見守りを続けなければならない家庭、児童というのがふえております。そういう面で児童虐待を未然に防止していくために、児童虐待相談員を配置させていただきまして、もし何かそういうふうな状況が見られた場合、通報があった場合とか、そういうことのときにいち早く、素早く対応できるように専門の職員を配置したいと考えております。そのための経費でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、花いっぱい事業と花の里の事業の違いについてのご質問だったと思います。花いっぱい事業につきましては、長瀬町内の観光施設等に花を植えまして、お客さんに楽しんでいただくという事業と、もう一つ、花を愛好する団体がありますけれども、そういう団体に資材等を提供しまして、花いっばいを推進していただくという2つの事業を行っております。花の里事業につきましては、ご承知かとは思いますが、現在ハナビシソウとコスモスを植えておりますけれども、その周辺の整備事業を主に行っているものです。

続きまして、長瀬町観光トイレ等ハイキング整備事業についての委託業務についてご質問がございました。観光トイレの委託につきましては、長瀬町で長瀬地域に観光公衆トイレを設けておりますけれども、そのトイレを観光協会に委託しまして清掃を行っているものです。清掃の中身は、先ほども簡単に触れさせていただきましたけれども、地元の商店街にお願いしたり、神社さんをお願いしまして、一部民間のお力をおかりしまして清掃を行っている部分もありますけれども、使用頻度が高いところですか、お客さんが大勢お越しいただくようなところはどうしても適正に管理するためには手を入れる必要がありますので、その辺は委託しております観光協会のほうでシルバーさんのほうにお願いしているというような話もお伺いしておりますけれども、とりあえず年間お客さんに不快な思いをさせないでトイレを使っただくために必要な経費をのせさせていただきました。

ハイキングコース整備の委託業務でありますけれども、これは緊急雇用を使いまして観光協会に事業をお願いするものです。23年度も一部ハイキングの整備事業を行っておりますけれども、現在権田山周辺にハイキング道を設けさせていただいているような事業ですとか、野土山周辺に遊歩道を整備しまして、お客さんに歩いていただけるようなコースを設けているものです。今年度についてもまだ整備始めたばかりで、歩く場所が不整地ですとか、草が生えてくるとか、そういうようなことも想像されますので、改めて今年度も手を入れていこうというふうに考えております。

観光情報館の指定管理者の委託業務ですけれども、これについてのご質問は、24年度につきましては、そこにお示しさせていただきました業務名で委託しておりますけれども、23年度には観光案内所の案内業務委託ということが1点、もう一つがフィルムコミッション業務の業務委託、それと長瀬駅前に大きいモ

ニュメントがありますけれども、モニユメントの維持管理の業務をあわせて3本まとめて指定管理者の委託業務として24年度に業務委託をさせていただきたいというふうに考えております。

道路改良の測量設計が、道路改良に伴います測量設計のご質問になろうかと思えます。24年度は道路改良事業に伴います測量の設計業務とあわせまして、風布2・3号線、23年度で大まか路線が整備されてきましたので、境界ぐいを改めて入れる必要がありますので、その境界ぐい入れる費用と、繰り返すようですけれども、24年度に道路改良を行います業務委託になります。

あと道路後退部分の委託料についてのご質問です。道路後退部分につきましては、家を建てたり、塀を立てたりする場合に、道路後退をさせていただいて、道路幅4メートルの道を確保するような事業になろうかと思えますけれども、その後退した部分の土地の面積を買い上げさせていただきます。その際にどうしても業者の方をお願いする必要がありますので、その必要経費として委託料を計上させていただきました。

最後に、塚越団地の浄化槽の維持管理についてですけれども、齊藤議員ご指摘のとおり、浄化槽の維持管理についてちょっと不適切などころがありまして、地元の方に大変迷惑かけたということは承知しております。浄化槽の調子が悪いということで手をかけたのですけれども、手をかけた中で悪いところが見つかったというような状況で、一度に改修作業ができなかったということが大きな原因かと思えます。改めて委託料を用立てさせていただいて、適正な浄化槽の維持管理に努めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、齊藤議員の教育委員会へのご質問2点お答えいたします。

まず1点目、先ほども出ましたが、矢那瀬地区児童下校時安全対策委託料について、冬場だけではおかしいのではないかというご意見でございますが、確かに不審者は冬場に限りませんが、先ほども申し上げましたが、この話をいろいろな面で検討し進めてまいりますと、他地域のこと、あるいは不審者は矢那瀬地区に限ったことではございませんので、そういうふうに話を進めてまいりますと、すべての児童生徒をスクールバスで送迎するような話にまで行き着いてしまいます。まず、プラスの方向で進めていきますので、まずはあの地区が他に迂回路がないという危険を伴う場所ということを優先させていただきまして、まずはあの地区で実施させていただきたいと思えます。初年度ですので、やってみて、先ほども申し上げましたように、マイナスではなくプラスのほうに検討を加えながら実施していきたいと思っております。

もう一点、ガラス清掃委託料がやけに多いではないかというご指摘、3校ともにございます。また、公民館にもございますが、これは学校におきましては、児童生徒が手の届くところは子供たちが掃除しております。手の届かないところ、あるいは外側のところ、危険を伴う場所についてこれ業者委託でございます。公民館も同様でございます。

以上でございます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 平成24年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、議案第9号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第9号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出それぞれ9億4,692万5,000円となり、前年度予算と比較し8,261万円、9.6%の増額となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第9号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

最初に、被保険者等の状況でございますが、平成24年1月末現在被保険者数は2,508人の方に加入いただいております。

それでは、予算書の125ページをごらんいただきたいと思います。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,692万5,000円とするものでございます。平成23年度と比較して8,261万円の増額、9.6%の増加でございます。

次に、予算説明書により説明をさせていただきます。130、131ページをごらんください。最初に、歳入

でございますが、主なものについてご説明させていただきます。第1款国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億5,766万4,000円を調製させていただきました。

右のページをごらんください。第1節医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割と均等割額により算出した合計額でございます。

第3節介護納付金につきましても介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税ですが、1,970万2,000円を調製させていただきました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を一般被保険者と同様に見込ませていただきました。

132、133ページをごらんください。中ほどの第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費等負担金分や介護納付金負担金分、後期高齢者医療費支援金負担金分の法定割合を見込ませていただきました。

次に、第2目高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1相当額が交付されるものでございます。

次に、第3目特定健康診査等負担金でございますが、特定健康診査保健指導費用の国の負担分を見込ませていただきました。

第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金でございますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の医療費の水準や所得水準によって生じる財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

次に、第6款第1項第1目の療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、134、135ページをごらんください。第7款前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源として加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金でございますが、国庫負担金と同様に県からも負担金として交付されるものでございます。

第2目特定健康診査等負担金も国庫負担金と同様、特定健康診査費用等に充てるため交付されるものでございます。

第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金でございますが、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金として療養給付費負担金の一定割合が、また特別調整交付金が入間ドック等健康診査に要する経費等に対し交付されるものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金につきましても、国、県と同様の内容で国保連合会から交付されるものでございます。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、県内市町村の拠出金を財源として費用負担を調整するため、国保連合会から交付されるものでございます。なお、24年度から対象医療費をレセプト1件当たり30万円超から10万円超に引き下げられるものでございます。

次に、第11款繰入金の第1項第1目一般会計繰入金でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、次のページの第4節出産育児一時金等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分を繰り入れるものでございます。

第3節事務費繰入金につきましては、国保担当職員の給与費を含みます事務費として繰り入れるものでございます。また、第6節その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対しまして財源の不足が見込まれますことにより、財源から医療費繰入金として繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。140、141ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、国民健康保険事業を運営するに当たりましての職員の人件費、国保連合会に対しまして共同電算処理の手数料やレセプト点検業務委託料等でございます。

第2項徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、142、143ページをごらんください。第2款保険給付費は6億3,464万8,000円で、予算全体の67%を占めております。第1項療養給付費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項高額療養費は、被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

次のページの第3項葬祭諸費でございますが、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に5万円を支給するものでございます。

次に、第5項出産育児諸費は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主の方に1人当たり出産育児一時金として42万円を支給するものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度に係る費用のうち4割相当額を支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出をするものでございます。

次に、146、147ページをごらんください。第6款介護納付金でございますが、介護保険第2号被保険者、40歳から64歳の方でございますけれども、第2号被保険者から納入いただいた介護保険料について、介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金でございますが、保険運営基盤の安定化を図るため、国保連合会で実施している高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の財源に充てるため拠出するものでございます。

次に、第8款保健事業費でございますが、保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等の費用や人間ドック費用の一部助成経費等でございます。

最後に、150、151ページでございますが、第12款予備費といたしまして300万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、議案第10号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第10号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ6億1,777万4,000円となり、前年度予算と比較し3,476万8,000円、6.0%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第10号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の159ページをお開きください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,777万4,000円とするものです。平成23年度当初予算と比較いたしますと、3,476万8,000円の増額となっております。

次に、説明書の164、165ページをごらんください。主なものについてご説明させていただきます。初めに、歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料ですが、特別徴収及び普通徴収合わせて1億2,305万2,000円を見込ませていただきました。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金1億311万円でございますが、これは保険給付費の財源として法定割合分が国から支払われるものでございます。

次の第2項国庫補助金3,543万1,000円でございますが、保険給付費や介護予防の地域支援事業、包括支援センターの運営事業費等の費用として、法定分が補助されるものでございます。

次に、第4款支払基金交付金1億7,096万円でございますが、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定負担分が交付されるものでございます。

次に、第5款県支出金、第1項県負担金8,652万円でございますが、歳出の保険給付費の法定割合分を県から負担金としていただくものでございます。

次に、第2項財政安定化基金支出金415万2,000円でございますが、介護保険財政の安定化を図るために県に設置されている財政安定化基金から保険料の上昇を抑制する目的で本年度に限り交付されるものでございます。

次に、第3項県補助金312万8,000円でございますが、各種介護予防事業や啓発事業、また介護予防ケアマネジメント事業や任意事業実施のための交付金として、同じく県から交付されるものでございます。

次に、166、167ページをごらんください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金8,874万1,000円でございますが、第1目の介護給付費繰入金から第3目の地域支援事業繰入金は、介護サービスの実施に要する保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施のための財源として法定負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

また、第4目その他一般会計繰入金につきましては、包括支援センター職員1名分や、認定調査や、それから認定審査会などの事務費に充てるための財源として繰り入れるものでございます。

第2項基金繰入金、第1目介護保険給付費支払基金繰入金128万1,000円でございますが、介護保険事業に要する費用に不足が生じるため、介護保険給付費支払基金から繰り入れるものでございます。

次に、第8款繰越金は、前年度と同額の100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出でございますが、170、171ページをごらんください。第1款総務費でございますが、第1項総務管理費161万7,000円は、介護保険事業に係る被保険者証の発行や標準負担額減額認定証の発行事務、介護保険システムの保守点検委託料などの介護一般の業務を行うための諸費用でございます。

第2項徴収費106万8,000円は、保険料賦課徴収のための諸費用でございます。

第3項介護認定審査会費984万2,000円は、介護保険サービスを受けるための認定調査費用や認定審査会の経費に充てるための費用でございます。

172、173ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費4億9,721万8,000円でございますが、介護サービス計画に基づき、在宅の要介護者が訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護等のサービスを利用した場合や、特別養護老人ホームや老人保健施設等へ入所してサービスを利用した場合の9割分、また福祉用具の購入や住宅を改修した費用の一部を支給するものでございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費5,099万7,000円ですが、在宅の要支援者が指定介護予防サービスを受けたときの費用や認知症対応型の共同生活介護や通所介護を利用した場合の9割分、また福祉用具の購入や住宅改修費用の一部を支給するものでございます。

174、175ページをごらんください。第4項高額介護サービス等費863万6,000円でございますが、要介護者が居宅サービス及び施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合に、超えた分を支払うことにより利用者の負担軽減を図るものでございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費200万円でございますが、医療保険や介護保険の費用が著しく高額となった場合に、一定の上限を超えた額について支給するものでございます。

第6項特定入所者介護サービス等費2,378万6,000円でございますが、施設サービス等を利用する要介護者のうち市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について負担限度額が定められており、その額と基準額との差額について介護給付を支給するものでございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費641万1,000円でございますが、65歳以上の要介護状態になるおそれのある者の把握と、その方が要介護状態にならないよう、通所や訪問による運動機能向上のためのリハビリや栄養改善指導等を行うものでございます。また、一般高齢者向けの介護予防事業として、

認知症等の講演会や元気モリモリ、口腔、栄養教室、お茶会、お日待ちなど健康維持のための各種事業を実施してまいります。

176、177ページをごらんください。第2項包括的支援事業・任意事業費1,202万6,000円でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくことができるよう、要支援者のケアプラン作成やサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの設置費用や紙おむつ支給事業の実施、また次のページですが、今年度から、平成24年度からひとり暮らしや高齢者世帯で食事に問題のある方に見守りも兼ねて配食サービスを実施してまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、議案第11号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第11号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8,424万6,000円となり、前年度予算と比較して106万2,000円、1.3%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第11号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申

上げます。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっておりまして、町ではその財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行っているものでございます。平成24年2月末現在の被保険者数は1,205人となっております。

それでは、予算書の188ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を8,424万6,000円とするものでございます。平成23年度と比較して106万2,000円の増額、1.3%の増加となっております。

次に、予算説明書により主なものを説明させていただきます。193、194ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第1款第1項第1目の後期高齢者医療保険料でございますが、6,261万2,000円を調製させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合の条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者均等割額の合算額でございます。年金からの特別徴収保険料は4,888万9,000円、普通徴収保険料は1,347万3,000円で調製をさせていただきました。

なお、保険料につきましては、法律により広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるよう保険料率を設定いたしますが、24年度が改定の年でございます。埼玉県の後期高齢者医療費は、急速な高齢化の進展により医療給付費が年々増加しており、ある程度の保険料の上昇はやむを得ないという状況の中で、保険料余剰金を活用するなどして保険料の上昇を一定程度抑えられるように設定しております。ちなみに、平成24年、25年の保険料でございますが、均等割額4万1,860円、所得割率8.25%、平成22、23年度と比較いたしまして、1人当たり軽減後で保険料が3,334円の増加となっております。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補てん財源等として繰り入れる保険基盤安定繰入金として2,062万3,000円を繰り入れ見込ませていただきました。

続きまして、歳出に移らせていただきます。197、198ページをごらんいただきたいと思います。第1款の総務費でございますが、138万8,000円を調製させていただきましたが、後期高齢者医療制度に係る医療費適正化のためのパンフレットの購入や後期高齢者医療システムの保守点検委託料、後期高齢者医療保険料の収納に要する費用に充てるものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは被保険者からいただきました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、8,125万7,000円を調製させていただきました。

次に、第3款諸支出金の保険料還付金でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じた過年度分の保険料の還付に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第12号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第12号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員、新井寛恭氏におかれましては、平成19年から5年にわたり大変ご苦勞いただいておりますが、平成24年3月31日で任期満了となり、本人より辞任の申し出があったため、後任候補の推薦について同意をお願いするものでございます。

外池秀彦氏、生年月日が昭和21年12月20日でございます。外池氏は上長瀬区にお住まいで、長年長瀬、上長瀬区長をご苦勞いただき、現在区長会長をお務めいただいております。幅広いご見識と行政にも精通された方であり、長瀬町公平委員会委員として外池氏を選任することについて議会の同意をいただきたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。大変失礼しました。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第12号 長瀬町公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり同意されました。



◎議案第13号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第13号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第13号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員、小内智広氏におかれましては、3期12年にわたり大変ご苦勞いただいておりますが、平成24年3月31日で任期満了となり、本人の辞意の申し出がありましたため、後任候補の任命について同意をお願いするものでございます。

後任候補者、矢内哲郎、秩父郡長瀬町大字野上下郷1973番地2、昭和24年2月13日生まれでございます。矢内氏は宮沢区にお住まいで、昭和43年に拓殖大学を卒業され、東京東和信用組合に入り、昭和51年には埼玉県火災共済協同組合へ入組され、長瀬町にUターンされております。平成22年に同組合理事並びに埼玉県商工共済協同組合理事、全国商工共済振興事業団評議員の役員を経て、任期満了に伴い退任、現在に至っております。

長瀬町教育委員会委員として矢内氏を任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第13号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり同意されました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大澤タキ江君） これより請願の審議を行います。

日程第7、請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願を議題といたします。

紹介議員、村田徹也君の趣旨説明を求めます。

村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書について説明します。

請願事項、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言に基づき、新たな障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書を提出してください。

請願理由。平成18年、障害者自立支援法が施行されました。この法は障害区分が導入されており、その区分度により使える制度が制限されるものでした。これは、障害を持っていても人間らしく生きる、憲法で保障された基本的人権とほど遠い制度になってしまいました。事業所は障害者の収入は日割り計算で支払い、安心した支援とはなっていませんでした。

そこで、自立支援意見訴訟に発展し、政府は応益負担を廃止し、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな福祉制度を実施すると明言しました。そして、障害者の人権を尊重するとして、国と原告は基本合意文書を交わし、和解しました。

その後、1年半の激論を経て一致し、障害者総合福祉法の骨格に関する提言が6つの骨格でまとめられました。

1、障害のない市民との平等、2、谷間や空白の解消、3、格差の是正、4、放置できない社会問題の解決、5、本人のニーズに合った支援サービス、6、安定した予算の確保、以上とし、国は障害者がどこに居住してもひとしく安心して暮らせることを保障し、障害者支援の最終責任は国にあることを明言しました。

したがって、障害の程度や経済力、居住地域にかかわらず、障害者基本法や骨格に関する総合福祉会の提言の精神に基づいた障害者総合福祉法（仮称）を着実、迅速に立法化する必要があります。

したがって、国においては下記事項を配慮した上で、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立し、施行するよう、長瀬町議会として政府関係機関に意見書を提出していただくよう強くお願いいたします。

記、1、平成23年8月30日、55名の全員一致でまとめられた障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言に基づいた障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を提出してください。

平成24年3月1日、請願者、秩父市黒谷1163-1、社会福祉法人くわの実会理事長、千島正行、秩父市大宮5739-10、キックオフ作業所、施設長、永井紳一、長瀬町議会議長、大澤タキ江様。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） これより本請願について、紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成24年第1回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、平成24年度当初予算を初め、当面する町政の重要案件を提案をいたしましたところ、慎重にご審議をいただき、ご議決をいただき、まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

東日本大震災から間もなく1年が過ぎ、警察庁のまとめでは、地震と大津波の影響により全国で1万5,854人も命が奪われ、現在も3,276人が行方不明となっております。被害に遭われた方々やいまだに避難所生活を強いられている方々も大勢いる中で、一日でも早い復興をなし遂げなければなりません。

また、町の行財政を取り巻く環境も依然厳しい状況ではございますが、今後とも町民が主役を基本理念に、地域の実情に沿った個性あふれる町政運営を進めてまいりたいと考えております。新年度も当面する事業・課題等に対し、議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしく願います。

皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成24年度当初予算を初め条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご労苦に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成24年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 6月 7日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子